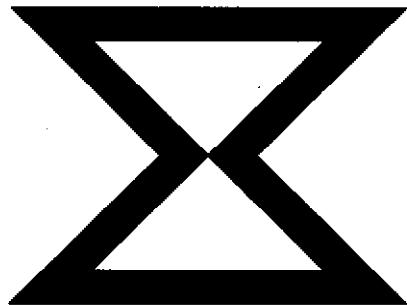


豊橋市の

国民健康保険
国 民 年 金 事業概要

令 和 2 年 度 版

(令和元年度実績)



豊橋市福祉部国保年金課

豊橋市の概況

本市は、愛知県の東南部に位置し、東は静岡県、西に三河湾を臨み、市域 261.86km²、人口 376,141人を有しています。古くはその名を「吉田」と称し、気候・風土などの自然条件に恵まれるとともに、交通の要衝として街道四方に通じ、東海道五十三次三十四番目の宿場町として栄えました。

明治2年に「豊橋」と改称、同22年町制施行、同39年市制施行以来、昭和7年と昭和30年の合併を経て、全国有数の農業生産高を保持するとともに、東三河の中心都市として発展してきました。

また、昭和47年5月に豊橋港が国際貿易港として開かれ、全国屈指の自動車輸出港へと成長するとともに、平成5年には、豊橋市を中心とする東三河地域が地方拠点都市地域に指定されました。

平成11年4月には、全国22番目の中核市となり、「ともに生きるまち とよはし」として、本格的な地方分権社会を実現するため、福祉・教育の充実、地域経済の活性化、環境問題、国際化、情報社会への対応に日々取り組んでいます。

目 次

国 民 健 康 保 険

◎ 国保のあゆみ

1. 国民健康保険主要事項年表	1
2. 診療報酬及び薬価基準の改定の推移	21

◎ 令和2年度国民健康保険事業運営機構

1. 事務機構及び分掌事務	22
2. 国民健康保険運営協議会	23

◎ 被保険者

1. 世帯数・被保険者数	25
2. 短期被保険者証交付状況	25
3. 資格証明書交付状況	25
4. 被保険者の異動理由別推移	25

◎ 財政

1. 令和元年度国民健康保険事業歳入歳出決算額図表	26
2. 令和2年度国民健康保険事業歳入歳出予算額(当初)図表	27
3. 国民健康保険特別会計当初予算額の推移	28
4. 国民健康保険特別会計決算額の推移	32
5. 被保険者1世帯・1人当たり(年間平均)決算推移	36
6. 国民健康保険関係諸率の決算推移	38
7. 財政調整基金の状況	39
8. 図表(1人当たり保険税現年分調定額・1人当たり療養諸費用額)	40

◎ 給付

1. 給付の状況	42
2. 診療報酬明細書点検調査状況	42
3. 療養取扱機関の状況	42
4. 医療給付状況	43
(1)療養の給付等の状況(一般・退職)	43
(2)療養費等の状況(一般・退職)	43
(3)療養の給付(診療費)の状況(一般・退職)	43
5. 出産育児一時金・葬祭費の支給状況	44
6. 高額療養費の支給状況	44
7. 第三者の行為による事故の発見とその処理	44

◎ 保険税	
1. 保険税の賦課と納付	45
2. 賦課状況	46
3. 収納状況	47
4. 令和元年度国民健康保険税に関する調	49
5. 保険税の軽減	51
6. その他	52
◎ 保健事業	
1. 特定健康診査・特定保健指導事業	55
2. 健康世帯褒賞	56
3. 医療費通知	56
4. ジェネリック医薬品差額通知	56
5. 疾病分類統計	57
6. 健康づくり推進	59
◎ 令和元年度国民健康保険事業状況報告書	60

國民年金

◎ 国民年金のあゆみ	74
◎ 基礎年金	
1. 現存被保険者数及び異動状況	79
2. 免除・学生納付特例・産前産後免除状況	79
3. 基礎年金及び死亡一時金給付状況	81
4. 基礎年金等事務費決算状況	81
◎ 福祉年金	
1. 老齢福祉年金支給状況	83
2. 福祉年金事務費決算状況	83
◎ 豊橋市の国民年金事業の推移	
1. 被保険者	85
2. 捨出年金給付状況	86
3. 福祉年金給付状況	87

國 民 健 康 保 険

一 国 保 の あ ゆ み 一

1. 国民健康保険主要事項年表

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
昭和13年 1. 1 4. 1	厚生省設置、保険院設置 国民健康保険法公布 (法律60号、7.1施行)	
昭和16年 8. 6 12. 1	愛知県国民健康保険組合連合会設立 厚生省、昭和17年度より3年度内に国民皆保険を実施する政策を明らかにする。	
昭和21年 4. 1 5. 29	事務費、保健婦設置費及び直営診療施設整備費に対する国庫補助制度が創設される。 全国国民健康保険組合連合会協議会結成 後に国民健康保険制度刷新連盟（国民健康保険団体中央会の前身）に発展	
昭和23年 6. 30	国民健康保険法第3次改正 (法律70号、7.1施行) ・市町村公営の原則の確立 ・療養担当者制度の採用 9. 1 愛知県社会保険診療報酬支払基金設置 11. 11 社団法人全国国民健康保険団体中央会設立 (財団法人国民健康保険協会と国民健康保険制度刷新連盟を合体) 12. 1 愛知県国民健康保険団体連合会に改称 12. 23 社会保障制度審議会設置（首相の諮問機関）	
昭和26年 1. 10 3. 31	埼玉県民生部に全国で初めて国民健康保険課が設置される。 国民健康保険法第5次改正 (法律90号、4.1施行) ・国民健康保険税の創設に伴い保険料に関する規定の整備を行う	
3. 31	地方税法改正（法律95号、公布日施行、昭和26年度分地方税から適用） ・国民健康保険税の創設	
6. 28	地方税法改正（法律216号、公布日施行） ・課税限度額1.5万円を3万円に引上げ	
昭和28年 4. 1	昭和28年度予算に療養給付費の2割に相当する助成交付金が計上され、療養給付費負担金実現の端緒となった。	

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
昭和30年 4. 1 8. 1	群馬県国民健康保険団体連合会が全国に先駆けて国民健康保険診療報酬支払業務を開始 国民健康保険法第7次改正 (法律115号、公布日施行) ・療養給付費補助金2/10以内、保健婦補助金1/3以内、事務費補助金10/10以内に補助率を決定、国の義務とした。	
昭和31年 3. 14	地方税法改正 (法律6号、公布日施行) ・課税限度額3万円を5万円に引き上げ	
昭和32年 4. 12	厚生省に国民皆保険推進本部設置 (国民健康保険全国普及4か年計画の強力な推進を図る)	10月 保健課を創設、全市国民健康保険実施について調査開始
昭和33年 6. 30 12. 27 12. 31	新医療費体系として「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」告示 ・診療報酬点数表を甲表乙表とし、1点単価を10円とする。 国民健康保険法公布 (法律192号、34.1.1施行) ・国民皆保険体制を整備するため、国民健康保険法の全文改正 ・調整交付金制度創設5/100、療養給付費補助金2/10、事務費補助金が負担金に変更、保健婦補助金1/3(以内が削除) 全国国民健康保険団体中央会を改組し、社団法人国民健康保険中央会を設立	10月 全市国民健康保険実施
昭和34年 3. 24 8. 27	補助金令廃止、負担金令制定 事務費単価90円(33年度) 第1回都市国保課長研究協議会開催(国保中央会主催)	
昭和35年 3. 31 4. 1 4. 28	事務費単価95円(34年度) 愛知県、国保診療報酬支払事務開始 医療制度調査会設置(厚相の諮問機関)	
昭和36年 3. 25 4. 1 4. 16	事務費単価104.278円(35年度) 国民健康保険が全国に普及し、国民皆保険が達成される。 愛知県民生部に国民健康保険課設置	4月 給付制度の撤廃、給食寝具設備の給付

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
昭和37年 3. 19 3. 31	事務費単価114.612円（36年度） 国民健康保険法第8次改正 （法律57号、4.1施行） ・療養給付費に対する国庫の負担又は補助率を2/10から25/100に引上げ	10月 世帯主7割給付、給付期間を転帰まで延長、助産費2千円に引き上げ
昭和38年 3. 11 3. 31 10. 1	事務費単価125.929円（37年度） 国民健康保険法第9次改正 （法律62号、4.1施行） ・生活保護世帯の3か月併給廃止 ・世帯主の7割給付 ・療養給付範囲の制限撤廃 調整交付金の割合5/100から10/100へ引上げ ・低所得者に対する保険料（税）の減額 国保世帯主7割給付実施	4月 減税、低所得者に対する負担軽減措置生活保護法適用者を国保から除外 9月 地域差撤廃
昭和39年 3. 28 10. 20	事務費単価135.163円（38年度） 国保財政の悪化に対処するため自民党政務調査会内に国保に関する小委員会設置を決定	4月 機構改革により保険税係が市民税課所管となり、国民年金係を併置し保険年金課として発足
昭和40年 1. 1 3. 20	世帯員の7割給付4か年計画実施（4か年計画で世帯員の給付割合を5割から7割に引上げることとし、この2割相当分の3/4を国庫補助とする） 事務費単価156円（39年度）	4月 条例改正（税率改正44%増）
昭和41年 3. 3 6. 6	事務費単価205円（40年度） 国民健康保険法第13次改正 （法律79号、6.6施行） ・療養給付費補助金の補助率を25/100から40/100に引上げ（定率4割国庫負担実現）、調整交付金の割合を10/100から5/100へ引下げ	
昭和42年 4. 1 6. 13 7. 25	永住許可韓国国民に対し国民健康保険の適用開始 事務費単価250円（41年度） 国民健康保険法第14次改正 （法律81号、11.10施行） ・住民基本台帳法制定に伴い、被保険者資格の得喪に関する規定の改正	4月 条例改正（スライド制採用、税率30%引上げ）

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
昭和43年 1. 1 3. 3 7. 22	全世帯7割給付実施 事務費単価310円（42年度） 事務費単価335円（43年度）	4月 税率20%引上げ
昭和44年 7. 8	事務費単価377円（44年度）	4月 税率23%引上げ、葬祭費3千円に引上げ 高齢者（80歳以上）、乳児（1歳未満）に対する付加給付実施（入院2千円、入院外1千円控除） 機構改革により窓口係を新設、4係となる。 6月 税率9%引下げ 9月 助産費1万円に引上げ
昭和45年 8. 17	事務費単価426円（45年度）	4月 税率31%引上げ 6月 税率7%引下げ
昭和46年 3. 30 7. 1 9. 7	地方税法改正（法律11号、4.1施行） ・課税限度額5万円を8万円に引上げ 全国で保険医総辞退～31日 事務費単価474円（46年度）	1月 条例改正により朝鮮人及び韓国人の国保加入実施 4月 税率32%引上げ、葬祭費6千円に引上げ、高齢者に対する付加給付を75歳に引下げ 課税限度額8万円に引上げ 6月 税率8%引下げ 10月 高齢者に対する付加給付入院2千円、入院外1千円の控除額を撤廃
昭和47年 6. 1 9. 27	厚生省に老人保健課を新設 事務費単価532円（47年度）	4月 高齢者に対する付加給付を70歳に引下げ 税率24%引上げ
昭和48年 1. 1 9. 26 10. 1	老人医療費支給制度実施（70歳以上無料化） 国民健康保険法第18次改正（法律89号、10.1施行） ・高額療養費支給制度（自己負担3万円） 50.10.1実施までは任意給付 65歳以上寝たきり老人、老人医療費支給	4月 乳児（1歳未満）に対する付加給付廃止 税率30%引上げ 11月 高豊、前芝両診療所廃止
昭和49年 2. 26 3. 30	事務費単価667円（48年度） 地方税法改正（法律19号、4.1施行） ・課税限度額8万円を12万円に引上げ	4月 税率45%引上げ 助産費2万円、葬祭費1万円に引上げ

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
昭和50年 2. 28 10. 1	事務費単価865円（49年度） 国保高額療養費法定給付開始 国保の県外分診療報酬の全国決済制度発足	4月 税率35%引上げ 6月 税率7%引下げ 7月 助産費4万円に引上げ
昭和51年 3. 30 8. 1	地方税法改正 （法律6号、4.1施行） ・課税限度額12万円を15万円に引上げ 高額療養費自己負担限度額3.9万円に引上げ	4月 課税限度額15万円に引上げ 税率25%引上げ 6月 税率7%引下げ
昭和52年 3. 31 4. 1	地方税法改正 （法律6号、4.1施行） ・課税限度額15万円を17万円に引上げ 国保擬制世帯主課税廃止	4月 保険税月割課税の全面実施 課税限度額17万円に引上げ 税率15%引上げ 擬制世帯に対するみなす課税を 廃止 6月 税率11%引下げ 10月 助産費6万円、葬祭費2万円に 引上げ
昭和53年 3. 31 4. 1	地方税法改正 （法律9号、4.1施行） ・課税限度額17万円を19万円に引上げ 国保保健婦、市町村へ移管 高額療養費支払資金貸付事業開始（愛知県国 保連合会）	4月 課税限度額19万円に引上げ 税率15%引上げ
昭和54年 3. 31	地方税法改正 （法律11号、4.1施行） ・課税限度額19万円を22万円に引上げ	1月 条例改正により外国人の国保加 入実施 4月 課税限度額22万円に引上げ 税率15%引上げ 第1期分納期を4月に変更 10月 助産費の被用者保険等との給付 調整実施（重複給付の調整） 12月 助産費8万円に引上げ
昭和55年 3. 31 7. 4	地方税法改正 （法律11号、4.1施行） ・課税限度額22万円を24万円に引上げ 厚生省、医療費通知実施を通知	1月 条例によりスウェーデン人の国 保加入実施 4月 課税限度額24万円に引上げ 葬祭費3万円に引上げ 税率20%引上げ 健康世帯褒賞内規制定 単数世帯1,500円複数世帯3,000円
昭和56年 3. 31	地方税法改正 （法律15号、4.1施行） ・課税限度額24万円を26万円に引上げ	1月 条例改正によりフィンランド人、 米国人の国保加入実施 4月 課税限度額26万円に引上げ 税率12%引上げ

年月日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
昭和57年 3. 30 3. 31 3. 31 8. 10 8. 17	愛知県新国保会館竣工 地方税法改正 (法律10号、4.1施行) ・課税限度額26万円を27万円に引上げ 国保問題懇談会設置 (厚相の諮問機関) 高額療養費自己負担限度額4万5千円に引上げ 老人保健法公布 (法律80号、58.2.1施行) ・老健法の医療を受けることができる者については、療養の給付等を行わないなど、老健法の制定に伴う改正 ・国庫負担率55.7% (予算ベース56.1%) に決定	3月 助産費10万円に引上げ 4月 葬祭費4万円に引上げ 課税限度額を27万円に引上げ 税率2%引下げ
昭和58年 1. 1 2. 1 3. 18 3. 31	高額療養費自己負担限度額5万1千円に引上げ 老人保健法施行 ・一部負担金入院1日300円 (2か月限度) 入院外1か月400円 58年度老人医療費拠出金按分率47.2%で閣議決定 地方税法改正 (法律13号、4.1施行) ・課税限度額27万円を28万円に引上げ	4月 外国人登録法により登録されている外国人の国保加入実施 税率9%引上げ 課税限度額を28万円に引上げ
昭和59年 3. 13 3. 31 8. 14	59年度老人医療費拠出金按分率45.1%で閣議決定 地方税法改正 (法律7号、4.1施行) ・課税限度額28万円を35万円に引上げ 国民健康保険法第25次改正 (法律77号、59.10.1施行) ・被用者本人の一部負担導入 (10割から9割へ:健保法の改正) ・退職者医療制度創設 ・高額療養費制度の改正 世帯合算、多数該当、長期疾病の新設 ・特定療養費制度の新設 ・国保への国庫負担の改正 ・医療費ベース45%から38.5%へ引下げ (給付費ベース50%)	4月 税率5%引上げ 課税限度額を35万円に引上げ 10月 成人病健康診査助成金交付要綱制定 助成率30%
10. 1	高額医療費共同事業を実施 (国保連合会)	
昭和60年 2. 22 4. 1	60年度老人医療費拠出金按分率44.7%で閣議決定 老人保険一部負担金引上げ 入院 1日400円 (低所得者300円) 入院外1か月800円	4月 税条例改正により税率明記 税率20.8%引上げ 7月 国保運営協議会に被用者保険等 保険者代表を加える (2名) 11月 保険税減免要綱制定

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
昭和61年 3. 31 4. 1 6. 1 12. 22	<p>地方税法改正 (法律14号、4. 1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税限度額35万円を37万円に引上げ <p>国民健康保険施行規則改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての外国人に国保適用 (短期滞在者除く) <p>高額療養費自己負担限度額5万4千円に引上げ</p> <p>老人保健法改正 (法律106、62. 1. 1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・61年度老人医療費拠出金按分率80% 62~64年度 " 90% 65年度 " 100% <p>に決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金入院1日400円 入院外1か月800円 ・老人保健施設の創設 <p>国民健康保険法第28次改正</p> <p>(法律106号、62. 1. 1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料 (税) 滞納者に対する保険給付の一部制限が可能となる。 	<p>3月 助産費13万円に引上げ</p> <p>6月 課税限度額37万円に引上げ</p> <p>条例改正により、被保険者とする外国人の条項を削除</p>
昭和62年 3. 31 10. 28 12. 21	<p>地方税法改正 (法律15号、4. 1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税限度額37万円を39万円に引上げ <p>厚生省「福祉医療制度及び地域格差調整システム等」の国保制度改革案を提示</p> <p>国保制度改革案の内容が、歳相、厚相、自治相の三大臣間で決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者対策や医療費の地域格差対策 ・医療費の地域格差対策 ・都道府県負担の導入等 	<p>4月 税率6. 6%引上げ</p> <p>条例改正により悪質滞納者に対して、被保険者証の返還を求め、応じない場合の罰則を規定</p> <p>健康世帯褒賞を単数世帯2,000円、複数世帯4,000円に引上げ</p> <p>6月 課税限度額39万円に引上げ</p>
昭和63年 3. 31 6. 1 7. 30	<p>地方税法改正 (法律6号、4. 1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税限度額39万円を40万円に引上げ <p>国民健康保険法第30次改正</p> <p>(法律78号、63. 6. 1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高医療費市町村の運営の安定化に関する措置 ・保険基盤安定制度の創設 ・高額医療費共同事業の強化、充実 ・老人保健拠出金に係る国庫負担の見直し 国庫負担率55. 7%から52. 3%に引下げ <p>厚生省、63年度の指定市町村として148市町村を指定</p>	

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成元年 2. 1 3. 31 6. 1	厚生省、元年度の指定市町村として147市町村を指定 地方税法改正（法律14号、4.1施行） ・課税限度額40万円を42万円に引上げ 高額療養費自己負担限度額5万7千円に引上げ	4月 税率4.2%引上げ 課税限度額40万円に引上げ 葬祭費5万円に引上げ 機構改革により保険税係を市民税課から保険年金課へ所管換え 成人病健康診査助成率40%に引上げ
平成2年 2. 1 6. 15	厚生省、2年度の指定市町村として130市町村を指定 国民健康保険法の一部を改正する法律（平成2年6月15日法律第31号）施行 ・保険基盤安定制度の確立 （国は給付費の負担とは別に負担する） ・財政調整機能の強化 ・高額医療費共同事業の継続（5年度見直し） ・老人保健拠出金に係る国庫負担の見直し 国庫負担率52.3%から50.0%に引下げ	4月 成人病健康診査助成率50%に引上げ 資格取得（遡及）に関する内規制定 ・保険給付-原則届出月の初日 ・税賦課 -原則3か月遡及
平成3年 2. 1 4. 1 5. 1	厚生省、3年度の指定市町村として122市町村を指定 課税限度額42万円を44万円に引上げ 高額療養費自己負担限度額6万円に引上げ (血友病、人工透析、1月の限度額1万円)	4月 助産費15万円に引上げ 健康世帯褒賞を単数世帯4,000円、複数世帯8,000円に引上げ
平成4年 1. 1 1. 31 4. 1 4. 1	老人保健法改正 ・一部負担金段階的引上げと消費者物価を指標としたスライド制導入 <平成4年1月～平成5年3月> 入院1日600円、入院外1か月900円 <平成5年4月～平成7年3月> 入院1日700円、入院外1か月1,000円 <7年4月から消費者物価スライド制> ・老人訪問看護制度の創設 ・介護に着目した公費負担割合を3割から5割に引上げ（国2/3、県1/6、市1/6） 厚生省、4年度の指定市町村として118市町村を指定 課税限度額44万円を46万円に引上げ 地方財政計画措置 ・事務費（人件費）の一般財源化 ・助産費一般財源化（支給総額2/3繰入対象とし、支給基準額を24万円とする） ・国保財政安定化支援事業創設	4月 助産費24万円に引上げ 成人病健康診査助成率60%に引上げ 7月 居所不明被保険者に係る資格喪失確認の事務処理要領作成

年月日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成5年 1. 29 4. 1 5. 1	厚生省、5年度の指定市町村として118市町村を指定 老人保健一部負担金改正 ・ 入院1日700円、入院外1か月1,000円 ・ 課税限度額46万円を50万円に引上げ ・ 国民健康保険法の一部を改正する法律（平成5年3月31日法律第7号）施行 ・ 財政安定化支援事業の暫定的制度化（5年度、6年度） ・ 保健基盤安定制度の国庫負担の定額補助化（5年度、6年度） 高額医療費共同事業の継続（2年間の暫定措置） 高額療養費自己負担限度額6万3千円に引上げ	4月 葬祭費7万円に引上げ 成人病健康診査助成率70%に引上げ
平成6年 1. 31 4. 18 10. 1	厚生省、6年度の指定市町村として113市町村を指定 地方財政計画措置 ・ 事務費（一般事務費）の一般財源化 健康保険法の一部を改正する法律（平成6年6月29日法律第56号） ・ 入院時食事療養費を創設し、定額の一部負担割合を導入 ・ 病院の看護・介護体制の充実と付添看護・介護の解消を図る ・ 在宅医療の推進 ・ 国民健康保険上の療養取扱機関 ・ 国民健康保険医等を廃止し、健康保険法上の保険医療機関・保険薬局・保険医等に統合 ・ 出産育児一時金の創設 ・ 移送費の支給 ・ 老人保健事業費拠出金の創設	4月 税率引下げ ・ 課税限度額43万円に引上げ ・ 助産費26万円に引上げ 10月 出産育児一時金の創設（助産費から名称変更）300,000円
平成7年 1. 31 4. 1	厚生省、7年度の指定市町村として108市町村を指定 国民健康保険法の一部を改正する法律（平成7年3月31日法律第53号） ・ 社会福祉施設入所者に係る住所地主義の特例措置の創設 ・ 保険料（税）軽減制度の拡充	4月 課税限度額46万円に引上げ ・ 脳ドック助成の新設 ・ 国民健康保険財政調整基金設置 ・ 温泉保養助成開始

年月日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成7年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・高額医療費共同事業の拡充 ・基準超過医療費共同負担制度に係る基準見直し ・保険基盤安定制度に係る国庫負担の定額補助の延長（7年度、8年度） ・財政安定化支援事業の暫定措置の延長（7年度、8年度） ・老人保健医療費拠出金に係る老人加入率の上下限の見直し（7年度上限22%、下限1.4%） ・課税限度額50万円から52万円に引上げ 老人保健一部負担金改正 入院外1か月1,010円 	
7. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・精神の措置入院・結核の命令入所に住所地主義の特例措置を拡大 ・精神保健法・結核予防法による医療を公費優先から国保優先に改正 	
平成8年 1. 31	厚生省、8年度の指定市町村として115市町村を指定	4月 課税限度額50万円に引上げ 保険税納期回数を4回から8回に変更
4. 1	老人保健施行令一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療費拠出金に係る老人加入率の上限を24%に引上げ ・老人保健一部負担金改正 入院外1か月1,020円、入院1日710円 	健康世帯褒賞を単数世帯5,000円、複数世帯10,000円に引上げ
6. 1	高額療養費自己負担限度額63,600円に引上げ（非課税世帯は据え置き）	8月 短期被保険者証の発行（有効期間6か月）
10. 1	入院時食事療養費の自己負担額を改定	
平成9年 1. 31	厚生省、9年度の指定市町村として119市町村を指定	4月 課税限度額52万円に引上げ
4. 1	課税限度額52万円から53万円に引上げ 財政安定化支援事業の継続（9年度、10年度、11年度）	
9. 1	健康保険法等の一部を改正する法律 (平成9年6月20日法律第94号) 国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・外来の薬剤に対する一部負担の創設 内服薬 投薬ごとに1日分につき 1種類 0円 2～3種類 30円 	

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成9年 9. 1	<p>4~5種類 60円 6種類以上 100円</p> <p>外用薬 投薬ごとに</p> <p>1種類 50円 2種類 100円 3種類以上 150円</p> <p>頓服薬 投薬ごとに</p> <p>1種類につき 10円</p> <p>※6歳未満の者の薬剤負担は免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険基盤安定制度の国庫負担の段階的復元、定額補助を10年まで継続し、段階的に定率国庫負担に復元（平成9.4.1施行） <p>老人保健法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健一部負担金改正 <p>外来1回につき500円（月4回まで）</p> <p>外来の薬剤に対する一部負担の創設</p> <p>※国民健康保険法の一部改正と同じ内容</p> <p>ただし、低所得者（市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者）の薬剤は免除</p> <p>入院1日につき1,000円 （10年度1,100円、11年度1,200円）</p> <p>※低所得者は1日につき500円</p>	
12. 17	介護保険制度創設（平成12.4.1施行）	
平成10年 1. 31	厚生省、10年度の指定市町村として120市町村を指定	4月 税率改定 課税限度額53万円に引上げ
4. 1	<p>薬価基準改正</p> <p>平均2.8%引下げ</p> <p>診療報酬改正</p> <p>平均1.5%引上げ</p>	8月 第29回全国主要都市国保研究協議会開催
7. 1	<p>国民健康保険法一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者に係る老人医療費拠出金の2分の1を退職者医療制度にて負担 ・事務費負担金の一般財源化（10年度） ・国保組合等の予算に係る認可見直し <p>老人保健法一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人加入率上限30%適用 <p>健康保険法等一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬不正請求の防止策強化 <p>取消期間最長2年→5年</p> <p>返還金の加算割合引上げ10%→40%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関の病床指定拒否の明文化 	

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成11年 1. 29 4. 1 7. 1	厚生省、11年度の指定市町村として120市町村を指定 老人保健法の一部改正 ・老人保健一部負担金改正 外来1回につき530円（月4回まで） 老人薬剤一部負担に関する臨時特例措置	4月 機構改革により文化市民部国保年金課に改称 7月 豊橋市が実践型健康づくり推進モデル事業に指定される。 （～13年度）
平成12年 1. 31 4. 1 7. 1	平成11年度国民健康保険団体連合会補助金（介護円滑導入対策）交付要綱を通知 地方分権に伴い、市町村国保が団体委任事務から自治事務になる 介護保険制度開始 国民健康保険法の一部改正 ・資格証明書交付の義務化 ・住所地特例の拡大 高額医療費共同事業の暫定措置延長 財政安定化支援事業の暫定措置延長 老人薬剤一部負担の特例措置継続	4月 介護保険第2号被保険者に対して医療分と介護分を一体課税 介護分課税限度額7万円
平成13年 1. 1	国民健康保険法等改正 ・高額療養費に係る自己負担限度額改正 一般63,600円+（医療費-318,000円）×0.01 上位所得者121,000円+（医療費-609,000円）×0.01 ・入院時食事療養費に係る標準負担額を760円から780円に引上げ（非課税世帯は据え置き） ・海外療養費制度の創設 ・住所地特例の拡大 老人保健法一部改正 ・薬剤一部負担金の廃止 ・一部負担金の見直し 外来、入院とも医療費の1割（上限額あり）に改正 ・指定老人訪問看護の基本利用料の見直し 1日250円から訪問看護費用の1割（上限あり）または1日600円（月5回） ・高額医療費支給制度の創設 1か月30,000円以上の一部負担金を支払った老人が同一世帯に複数いるときは、合算して37,200円を超えた分を高額療養費として支給 低所得者の場合は1か月21,000円以上の一部負担金を合算して24,600円を超える額を支給	2月 短期被保険者証有効期間の短縮（6か月→3か月） 4月 肺ドック（肺がん検診）助成の新設 9月 資格証明書交付開始 10月 出産育児一時金の受領委任払の実施

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成13年 4. 1	国民健康保険における出産費に係る資金の貸付事業実施 被保険者証の個人コード化（当分の間、現行と同様に交付可）	
平成14年 4. 1 10. 1	診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 ▲1.3% 薬価改定等 ▲1.4% 健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年7月26日法律第102号） ・老人医療受給対象者の変更 75歳以上の者を対象。ただし、昭和7年9月30日以前の誕生日の人は75歳未満であっても老健制度で受給（70～74歳者の経過措置） ・患者負担の見直し 3歳未満 2割負担に軽減 70歳以上 定率1割負担 一定以上所得者 定率2割負担 ・自己負担限度額等の見直し 70歳未満の者 一般72,300円+（医療費-361,500円）×0.01 上位所得者139,800円+（医療費-699,000円）×0.01 70歳以上の者 一般 入院 40,200円 外来 12,000円 一定以上所得者 入院 72,300円+（医療費-361,500円）×0.01 外来 40,200円 低所得者 入院 15,000円（低所得者Ⅰ） 24,600円（低所得者Ⅱ） 外来 8,000円	4月 税率改定（賦課割合の変更 医療分・介護分） 心臓ドック助成の新設
平成15年 4. 1	・患者負担の見直し 退職者医療 3割負担 外来薬剤一部負担金廃止 特例療養費の廃止 ・高額医療費共同事業の拡大・制度化 ・低所得者を多く抱える保険者を支援する制度の創設	4月 税率改定（介護分） 介護分課税限度額 8万円 8月 短期被保険者証有効期間の変更（3か月→3か月と6か月）
平成16年 4. 1	市町村国保の介護納付金の納付に関する事務の一般財源化	4月 税率改定（介護分）

年月日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成16年 4. 1	国保組合に対する国庫補助率の見直し 診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 0% 薬価改定等 ▲1.0%	
平成17年 4. 1	国民健康保険法の一部改正（三位一体改革関連法として） ・療養給付費等負担金の負担割合引下げ 40/100から34/100（17年度は暫定36/100） ・調整交付金の交付割合引下げ 10/100から9/100 ・都道府県調整交付金の創設 算定対象額の7/100（17年度は暫定5/100） ・保険基盤安定制度（保険料軽減分）の国庫負担分を都道府県へ移譲	4月 税率改定（医療分・介護分）
平成18年 4. 1	診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 ▲1.36% 薬価改定等 ▲1.8% 地方税法の一部改正 ・高齢者保険税激変緩和措置 (老年者控除廃止、公的年金控除減額に伴う税負担激変の緩和) ・税制改正に伴う70歳以上の高齢者の自己負担 限度額の経過措置（H18.8.1～H20.7.31） 国民健康保険法の一部改正 ・高額医療費共同事業の縮小 対象額：70万円以上から80万円以上に引き上げ ・保険財政共同安定化事業の創設 ・患者負担の見直し 70歳以上の現役並み所得者 2割→3割負担 ・自己負担限度額等の見直し 70歳未満の者 一般 $80,100\text{円} + (\text{医療費}-267,000\text{円}) \times 0.01$ 上位所得者 $150,000\text{円} + (\text{医療費}-500,000\text{円}) \times 0.01$ 70歳以上の者 一般 入院44,400円 現役並み所得者 入院 $80,100\text{円} + (\text{医療費}-267,000\text{円}) \times 0.01$ 70歳未満の人工透析を要する上位所得者 20,000円 ・療養病床に入院する70歳以上の者の食費の見直し、居住費の創設	4月 税率改定（医療分・介護分） 介護分課税限度額 9万円 高齢者保険税激変緩和措置 (市独自の措置を追加) 7月 高額療養費の受領委任払開始 9月 被保険者証をカード化 10月 出産育児一時金35万円に引き上げ
10. 1		

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項										
	食費 (I) 460円/食 (II) 420円/食 居住費 320円/日											
平成19年 4. 1	地方税法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・税源移譲に伴う市民税所得割税率の見直し <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;"><18年度以前></td> <td style="padding-right: 20px;"><19年度以後></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">200万円以下</td> <td style="padding-right: 20px;">3%</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">200万円超700万円以下</td> <td style="padding-right: 20px;">8%</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">700万円超</td> <td style="padding-right: 20px;">10%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">⇒一律 6%</td> </tr> </table> ・高齢者保険税激変緩和措置 <p>(18年度から実施された老年者控除廃止、公的年金控除減額に伴う税負担激変緩和措置の継続実施)</p> 国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・70歳未満の入院にかかる高額療養費の現物給付化 	<18年度以前>	<19年度以後>	200万円以下	3%	200万円超700万円以下	8%	700万円超	10%	⇒一律 6%		4月 税率改定 (医療分・介護分) 医療分課税限度額56万円 高齢者保険税激変緩和措置 (市独自の措置を継続実施) 葬祭費5万円に引下げ
<18年度以前>	<19年度以後>											
200万円以下	3%											
200万円超700万円以下	8%											
700万円超	10%											
⇒一律 6%												
平成20年 4. 1	診療報酬、薬価等の改定 <ul style="list-style-type: none"> 診療報酬 0.38% 薬価改定等 ▲1.20% 地方税法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者支援金等課税 (支援金分) の新設 ・公的年金からの特別徴収開始 ・特定同一世帯所属者にかかる経過措置 老人保健法の一部改正 <p>(「高齢者の医療の確保に関する法律」に改称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度の創設 ・75歳 (一定の障害のある者は65歳) の誕生日から対象 ・前期高齢者 (65~74歳) の医療費に係る保険者間での財政調整制度の創設 ・特定健康診査・特定保健指導開始 国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・退職者医療制度の廃止に伴う経過措置開始 <p>(26年度まで)</p> <p>満65歳の誕生日まで退職被保険者適用</p> ・3歳未満に対する負担割合 (2割) を未就学児までに拡大 ・70歳以上の給付割合 (9割→8割) に改正 <p>(窓口負担1割に凍結 : H20. 4. 1~H21. 3. 31 1割分は指定公費の取扱い)</p> ・高額医療・高額介護合算療養費の創設 	4月 税率改定 (医療分・介護分) 支援金分税率設定 2割軽減の職権適用 市独自減免の職権適用 高齢者保険税激変緩和措置 (市独自の措置を継続実施) 旧被扶養者減免の職権適用 外来ドック助成の廃止 特定健康診査・特定保健指導開始 (実施計画第1期) 特定健康診査 <ul style="list-style-type: none"> 集団 : 無料 個別 : 無料 特定保健指導 : 無料 5月 医療分課税限度額47万円 支援金分課税限度額12万円										
		8月 短期被保険者証対象世帯の変更 (一斉更新時に前年度1期以前に滞納のある世帯 → 一斉更新時に前年度6期以前に滞納のある世帯)										
		10月 公的年金からの特別徴収開始										

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成20年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度による70歳以上の現役並み所得者の所得判定の経過措置 (H20. 8. 1～H22. 7. 31) ・療養病床に入院する者の食費、居住費の取扱年齢の引き下げ (70歳以上→65歳以上) 	
平成21年 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳～74歳の一部負担割合 (1→2割) 凍結延長 ・70歳以上の現役並み所得者判定基準見直し ・75歳到達月の高額療養費限度額の見直し 	1月 出産育児一時金 38万円 産科医療保障制度創設に伴い、対象分娩の場合3万円加算 (35万円+3万円)
平成21年 4. 1 5. 1 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証明書交付世帯に属する中学生以下には短期被保険者証交付 ・特定疾患・小児慢性治療事業に係る高額療養費の見直し ・出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度の創設及びその支払の一時差止を行わない措置 	4月 税率改定 (医療分) 介護分課税限度額10万円 10月 出産育児一時金4万円引上げ 42万円 (35万円→39万円+3万円) (少子化対策として22年度末まで) 8月 減免要綱改定 所得限度額600万円以下 所得区分変更
平成22年 4. 1 7. 1 7. 17 12. 20	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 1.55% 薬価改定等 ▲1.36% 地方税法の一部改正 ・非自発的失業者の国保税算定特例 離職から最長2年間給与所得を30/100として国保税を算定 ・応益割合にかかわらず7・5・2割軽減可能に 国民健康保険法の一部改正 ・国保財政基盤安定化策4年間延長 (25年度まで) ・70歳～74歳の一部負担割合 (1→2割) 凍結延長 ・資格証明書交付世帯の短期被保険者証交付対象年齢の拡大 (中学生以下→高校生世代以下) ・被保険者証様式改正 裏面に新たに臓器提供意思表示欄設置 愛知県国民健康保険広域化等支援方針策定 (23年度以降の目標収納率設定) 	4月 税率改定 (医療分・後期高齢者支援金分・介護分) 医療分課税限度額50万円 後期分課税限度額13万円 機構改革 文化市民部⇒福祉部 後期高齢者医療が国保年金課所管となる
平成23年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳～74歳の一部負担割合 (1→2割) 凍結延長 ・出産育児一時金の医療機関等への受取代理制度の創設 ・東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置 (～24年2月29日)、保険料(税)の減免措置 (～24年3月納期分) 	4月 税率改定 (医療分・後期高齢者支援金分・介護分) 医療分課税限度額51万円 後期分課税限度額14万円 介護分課税限度額12万円 出産育児一時金4万円加算恒久化

年　月　日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成24年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 1.379% 薬価改定等 ▲1.375% ・高額療養費の外来診療現物給付化 ・扶養控除廃止に伴う調整控除創設 (平成24年度分に限る) 保険料 平成23年12月31日現在世帯主の者の市民税所得割から18歳以下の被保険者1人につき以下の額を控除 15歳以下21,300円 16歳以上18歳以下11,100円 70歳以上の一部負担金割合判定 18歳以下の被保険者1人につき以下の額を各種控除後の総所得金額等から控除 15歳以下330,000円 16歳以上18歳以下 120,000円 ・住基法改正に伴う外国人の国保適用対象変更 ・東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料(税)の減免措置延長 避難指示区域等 1年延長 特定被災区域 9月末 ・県調整交付金割合の引き上げ 都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため 7% ⇒ 9% ・財政基盤強化策(暫定措置)を1年間(平成26年度まで)延長 	<p>7月 東日本大震災減免取扱要綱制定</p> <p>8月 施行規則改定 減免割合 10%→12% 20%→24% 40%→44%</p> <p>4月 税率改定(医療分・後期高齢者支援金分・介護分) 扶養控除廃止に伴う調整控除について、扶養者が世帯主以外などによる調整控除適用除外者のため独自減免創設</p>
平成25年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳~74歳の一部負担割合(1→2割)凍結延長 ・保険税賦課方式旧ただし書き方式に統一 ・保険税軽減判定所得の算定の特例を恒久化 ・特定同一世帯の世帯別平等割を最初の5年間1/2減額する措置に加え、その後3年間1/4減額 ・国保財政基盤安定化策延長(26年度まで) 27年度より恒久化 	<p>4月 税率改定(医療分・後期高齢者支援金分・介護分) 資産割廃止 仮算定廃止(7月本算定) 福島原発避難減免取扱要綱制定 賦課方式変更資産割廃止に伴う激変緩和措置</p>

年　月　日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料（税）の減免措置延長 避難指示区域等 1年延長 	4月 豊橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第2期）策定
平成26年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 0.73% 薬価改定等 ▲0.63% ・70歳～74歳の一部負担割合（1→2割）凍結解除 平成26年度に70歳になる者から2割負担 経過措置あり（平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた者は従来どおり75歳になるまで1割負担（現役並所得者除く） ・東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料（税）の減免措置延長 避難指示区域等 1年延長 ・保険基盤安定制度の拡充 保険税5割軽減・2割軽減の対象世帯拡大 	4月 税率改定（医療分・後期高齢者支援金分・介護分） 後期分課税限度額16万円 介護分課税限度額14万円
平成27年 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費の算定基準の見直し 70歳未満の所得区分の細分化 	1月 出産育児一時金1.4万円引上げ 40.4万円（39万円→40.4万円） 出産育児一時金加算支給額 1.4万円引下げ 1.6万円（3万円→1.6万円）
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料（税）の減免措置延長 避難指示区域等 1年延長 ・保険基盤安定制度の拡充 保険税5割軽減・2割軽減の対象世帯拡大 ・保険者支援制度の拡充と恒久化 補助率の引上げ 7割軽減者1人当たり：平均保険料収納額の12%→算定額の15% 5割軽減者1人当たり：平均保険料収納額の 6%→算定額の14% 2割軽減者1人当たり：平均保険料算定額の14%（新設） ・高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の恒久化 ・保険財政共同安定化事業の事業対象医療費の拡大 30万円超80万円以下→80万円以下 ・国民健康保険法の一部改正 平成30年度からの国保広域化が決定 	4月 税率改定（医療分・後期高齢者支援金分・介護分） 医療分課税限度額52万円 後期分課税限度額17万円 介護分課税限度額16万円 健康世帯褒賞拡充（特定健康診査受診世帯には1,000円上乗せ）
5. 27		
平成28年 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度開始 	1月 豊橋市国民健康保険税の普通徴収の方法を規定する要綱制定（口座振替原則化）
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 0.49% 薬価改定等 ▲1.33% 	3月 豊橋市国民健康保険データヘルス計画策定

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・食事療養標準負担額の引上げ 1食260円→360円 (低所得者、指定難病患者及び小児慢性特定疾病患者) ・紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入 ・東日本大震災により被災した被保険者等の一部 負担金免除、保険料(税)の減免措置延長 避難指示区域等 1年延長 ・保険基盤安定制度の拡充 保険税5割軽減・2割軽減の対象世帯拡大 ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 	<p>4月 税率改定（医療分・後期高齢者支援金分・介護分） 医療分課税限度額54万円 後期分課税限度額19万円</p>
平成29年 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により被災した被保険者等の一部 負担金免除、保険料(税)の減免措置延長 旧避難指示区域等 1年延長 ・保険基盤安定制度の拡充 保険税5割軽減・2割軽減の対象世帯拡大 ・高額療養費の算定基準の見直し 70歳以上の自己負担上限額の引き上げ (低所得者は据え置き) ・高額介護合算療養費の算定基準の見直し ・入院時の生活療養費の見直し 65歳以上の居住費の引き上げ ・国保法施行規則一部改正 ・高確法施行規則一部改正 医療費の通知見直し 	<p>4月 税率改定（医療分・後期高齢者支援金分・介護分） 健康世帯褒賞廃止 減免要綱改定</p>
平成30年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 0.55% 薬価改定等 ▲1.74% ・東日本大震災により被災した被保険者等の一部 負担金免除、保険料(税)の減免措置延長 旧避難指示区域等 1年延長 ・国民健康保険法の一部改正 財政運営責任の都道府県移行 都道府県の保険者化 ・食事療養標準負担額の引上げ 1食360円→460円 ・高額療養費の算定基準の見直し 70歳以上の自己負担上限額の引き上げ (個人単位の外来特例を廃止) (現役並み所得3区分に細分化) (低所得者は据え置き) ・高額介護合算療養費の算定基準の見直し (現役並み所得3区分に細分化) 	<p>4月 税率改定（医療分・後期高齢者支援金分・介護分） 医療分課税限度額58万円 施行規則改定 減免割合 12%→10% 24%→20% 44%→40%</p>

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成31年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料（税）の減免措置延長 旧避難指示区域等 1年延長 ・後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の緩和措置 旧被扶養者の減免期間 2年間 ・診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 0.41% 薬価改定等 ▲0.48% 	<p>4月 税率改定（医療分・後期高齢者支援金分・介護分） 医療分課税限度額61万円</p>
令和元年 10. 1		
令和2年 3. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給 	
令和2年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 0.55% 薬価改定等 ▲1.01% ・東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料（税）の減免措置延長 旧避難指示区域等 1年延長 	<p>4月 税率改定（医療分・後期高齢者支援金分・介護分） 医療分課税限度額63万円 介護分課税限度額17万円</p>
4. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援 	

2. 診療報酬及び薬価基準の改定の推移

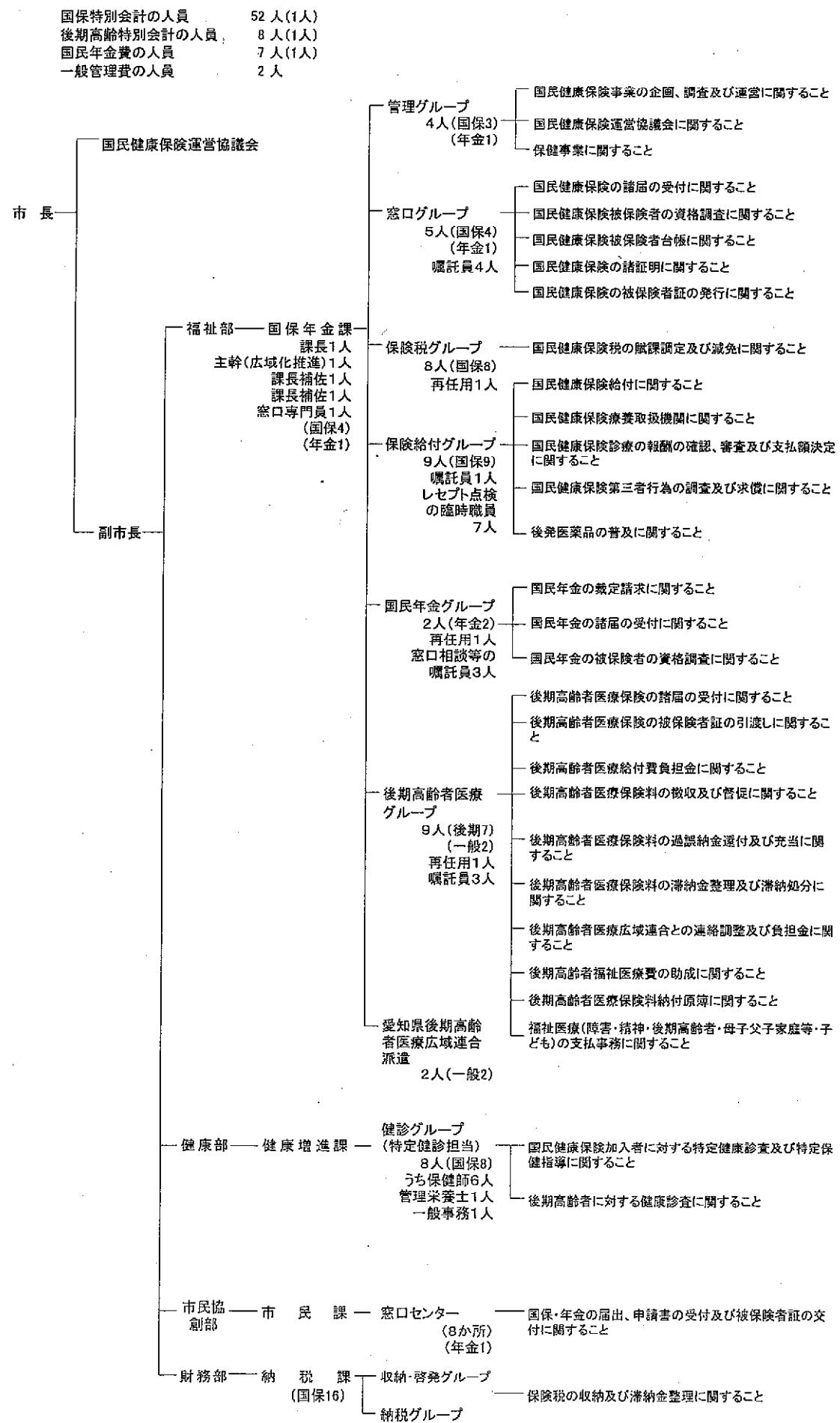
年 月 日	診療報酬(医療費)改定				薬価基準改定		計
	医科	歯科	調剤	平均	薬価基準	医療費ベース	
	%	%	%	%	%	%	
33. 10. 1	診療報酬点数表を甲表、乙表及び歯科に設定し、1点単価を10円に改正						8.5
40. 1. 1	職権告示による緊急是正						9.5
40. 11. 1				技術料3.0		▲ 4.0	▲ 1.5
42. 10. 1					▲ 10.2	▲ 3.8	▲ 1.5
42. 12. 1	7.68	12.65					▲ 3.8
44. 1. 1					▲ 5.6	▲ 2.0	▲ 2.0
45. 2. 1	8.77	9.73					
45. 7. 1	0.97						
45. 8. 1					▲ 3.0	▲ 1.3	▲ 1.3
47. 2. 1	13.7	13.73	6.54		▲ 3.4	▲ 1.7	
49. 2. 1	19.0	19.9	8.5		▲ 8.4	▲ 1.5	
49. 10. 1	16.0	16.2	6.6				
50. 1. 1					▲ 1.6	▲ 0.4	▲ 0.4
51. 4. 1	9.1		4.9	9.1			9.1
51. 8. 1			9.6				
53. 2. 1	9.3	12.5	1.6	9.6	▲ 5.8	▲ 2.0	7.6
56. 6. 1	8.4	5.9	3.8	8.1	▲ 18.6	▲ 6.1	2.0
58. 1. 1					▲ 4.9	▲ 1.5	▲ 1.5
58. 2. 1	0.29						
59. 3. 1	3.0	1.1	1.0	2.79	▲ 16.6	▲ 5.1	▲ 2.31
60. 3. 1	3.5	2.5	0.2	3.3	▲ 6.0	▲ 1.9	1.4
61. 4. 1	2.5	1.5	0.3	2.3	▲ 5.1	▲ 1.5	0.8
63. 4. 1	3.8	1.7		3.4	▲ 10.2	▲ 2.9	0.5
63. 6. 1		1.0					
元. 4. 1	0.8	0.32	1.5	0.11	2.4	0.65	0.76
2. 4. 1	4.0	1.4	1.9	3.7	▲ 9.2	▲ 2.7	1.0
4. 4. 1	5.4	2.7	1.9	5.0	▲ 8.1	▲ 2.5	2.5
6. 4. 1	5.2	2.3	2.1	※ 4.8	▲ 6.6	▲ 2.1	2.7
診療報酬点数表甲表、乙表の一本化				※4.8%のうち1.5%は10月実施			
8. 4. 1	3.6	2.2	1.3	3.4	▲ 6.8	▲ 2.6	0.8
9. 4. 1				1.7	▲ 3.0	▲ 1.32	0.38
10. 4. 1	1.5	1.5	0.7	1.5	▲ 9.7	▲ 2.8	▲ 1.3
12. 4. 1	2.0	2.0	0.8	1.9	▲ 7.0	▲ 1.7	0.2
14. 4. 1	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 6.3	▲ 1.4	▲ 2.7
15. 6. 1	医科の再診料を遅減制から定額制に改正						
16. 4. 1				± 0.0	▲ 4.2	▲ 1.0	▲ 1.0
18. 4. 1	▲ 1.50	▲ 1.50	▲ 0.60	▲ 1.36	▲ 6.70	▲ 1.80	▲ 3.16
20. 4. 1	0.42	0.42	0.17	0.38	▲ 5.20	▲ 1.20	▲ 0.82
22. 4. 1	1.74	2.09	0.52	1.55	▲ 5.75	▲ 1.36	0.19
24. 4. 1	1.55	1.7	0.46	1.379	▲ 6.00	▲ 1.375	0.004
26. 4. 1	0.82	0.99	0.22	0.73	▲ 2.65	▲ 0.63	0.10
28. 4. 1	0.56	0.61	0.17	0.49	▲ 5.57	▲ 1.33	▲ 0.84
30. 4. 1	0.63	0.69	0.19	0.55	▲ 7.48	▲ 1.74	▲ 1.19
元. 10. 1	0.48	0.57	0.12	0.41	▲ 2.40	▲ 0.48	▲ 0.07
2. 4. 1	0.53	0.59	0.16	0.55	▲ 4.38	▲ 1.01	▲ 0.46

MEMO

令和2年度国民健康保険事業運営機構

(令和2年4月1日現在)

1. 事務機構及び分掌事務



2. 国民健康保険運営協議会

○ 国民健康保険運営協議会委員

令和2年7月1日現在

氏名	役職	名前	任期満了年月日
◎ 被保険者を代表する委員(5人)			
徳島 結城	豊橋市自治連合会	副会長	4. 6. 30
加藤 陽子	豊橋消費者協会	会計	4. 6. 30
山本 咲子	豊橋農業協同組合女性部会	副会長	4. 6. 30
小出まり	公募		4. 6. 30
安藤 春樹	"		4. 6. 30
◎ 保険医、保険薬剤師を代表する委員(5人)			
山本 和彦	豊橋市医師会	会長	4. 6. 30
江崎 雅彰	"	副会長	4. 6. 30
松井 和博	豊橋市歯科医師会	会長	4. 6. 30
鈴木 研二	"	副会長	4. 6. 30
中嶋 孝任	豊橋市薬剤師会	会長	4. 6. 30
◎ 公益を代表する委員(5人)			
内藤 喜章	豊橋市農業委員会	会長	4. 6. 30
会長 河合 正純	豊橋商工会議所	副会頭	4. 6. 30
蒔田 寛子	学識経験者		4. 6. 30
副会長 大平昌宏	東海税理士会豊橋支部	副支部長	4. 6. 30
大野 晴子	豊橋人権擁護委員協議会	豊橋地区委員	4. 6. 30
◎ 被用者保険等保険者を代表する委員(1人)			
北野 喜弘	全国健康保険協会愛知支部		4. 6. 30

○ 審議事項

- ・一部負担割合に関する事項
- ・国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- ・保険給付の種類及び内容に関する事項
- ・その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項

○ 報酬

- ・会長、委員とも 1人日額 9,000円

○ 運営協議会開催状況

区分 年度	開催年月日	主な審議事項
29	29. 7. 13	1.会長選挙について 2.副会長選挙について 3.平成28年度豊橋市国民健康保険事業の概要について 4.平成28年度豊橋市国民健康保険税の収納状況について 5.ジェネリック医薬品利用の普及促進について 6.平成28年度豊橋市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業報告について 7.豊橋市国民健康保険特定健康診査実施計画(第3期)の策定について 8.国民健康保険の広域化について 9.その他 ①青色申告に係る国民健康保険税の軽減判定誤りについて ②次回開催予定について
	29. 11. 2	1.国民健康保険の広域化及び平成30年度国民健康保険税賦課の考え方について 2.豊橋市国民健康保険事業の実施状況について 3.豊橋市国民健康保険特定健康診査実施計画(第3期)の策定について 4.その他 ①次回開催予定について
	30. 2. 8	1.平成30年度国民健康保険事業予算(案)の概要について 2.平成30年度国民健康保険税の税率改定(案)について 3.国民健康保険税の収納率向上対策について 4.豊橋市国民健康保険保健事業実施計画の策定について 5.その他 ①次回開催予定について
30	30. 7. 12	1 平成29年度豊橋市国民健康保険事業の概要について 2 平成29年度豊橋市国民健康保険税の収納状況について 3 平成29年度ジェネリック医薬品利用の普及促進について 4 平成29年度豊橋市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業報告について 5 その他 ①豊橋市国民健康保険被保険者証(保険証)等の一斉更新について ②次回開催予定について
	30. 11. 15	1 平成31年度国民健康保険税賦課の考え方について 2 豊橋市国民健康保険事業の実施状況について 3 その他 ①次回開催予定について
	31. 2. 14	1 平成31年度国民健康保険事業予算(案)の概要について 2 平成31年度国民健康保険税の税率改定(案)について 3 国民健康保険税の収納率向上対策について 4 特定健康診査・特定保健指導の受診率等向上対策について 5 その他 ①次回開催予定について
元	元. 7. 11	1 会長選挙について 2 副会長選挙について 3 平成30年度豊橋市国民健康保険事業の概要について 4 平成30年度ジェネリック医薬品利用の普及促進について 5 平成30年度豊橋市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業報告について 6 その他 ①次回開催予定について
	元. 11. 21	1 令和2年度国民健康保険税賦課の考え方について 2 豊橋市国民健康保険事業の実施状況について 3 その他 ①次回開催予定について
	2. 2. 13	1 令和2年度国民健康保険事業予算(案)の概要について 2 令和2年度国民健康保険税の税率改定(案)について 3 オンライン資格確認の導入について 4 高額療養費支給申請手続きの簡素化について 5 その他 ①次回開催予定について

— 被保険者 —

1.世帯数・被保険者数

年 度	世帯数			被保険者数			退職被保険者数			年 間 平 均 (L)/(E) (%)			
	年度末(3月31日) 現在		加入率 (B)/(A) (%)	年度末(3月31日) 現在		加入率 (E)/(D) (%)	年度末(3月31日現在)						
	全市	国保		(C)(世帯)	(D)(人)		退職 被保険者 (J)(人)	被扶養者 (K)(人)	計 (L)(人)				
27	153,206	50,711	51,467	33.10	377,575	88,109	90,005	23.34	2,228	628	2,856	3,546	3.24
28	154,732	49,463	50,315	31.97	376,886	84,128	86,390	22.32	1,240	253	1,493	2,109	1.77
29	156,614	48,265	49,108	30.82	376,478	80,661	82,809	21.43	546	68	614	976	0.76
30	158,555	47,571	48,215	30.00	376,181	78,025	79,659	20.74	128	6	134	341	0.17
31	160,807	46,775	47,406	29.93	376,441	75,521	77,061	20.08	8	0	18	57	0.01

年 度	介護保険第2号				
	被保険者数				
	世帯数	年 間 平 均 (人)	退職被保険者 (再掲)	退職被保険者 (再掲)	
27	23,707	29,525	2,640	30,634	3,282
28	22,566	27,729	1,369	28,852	1,955
29	21,554	26,310	553	27,167	894
30	20,885	25,262	105	25,930	304
31	20,218	24,350	0	25,071	68

年 度	年度末(3月31日)現在(人)		加入率 (B)/(A) (%)
	外国人登録者数(A)	外国人適用数(B)	
27	14,277	4,845	33.94
28	14,956	4,968	33.22
29	16,092	4,744	29.48
30	17,601	4,596	26.11
31	19,709	4,342	22.60

2.短期被保険者証交付状況

区分 年月	交付世帯件数	呼出世帯数	郵送世帯数	備考	
				平成28年9月実施	平成13年9月実施
平成28年3月	4,126	934	3,192		
平成28年9月	5,537	1,470	4,067		
平成29年3月	4,741	1,612	3,129		
平成29年9月	4,071	1,371	2,700		
平成30年3月	3,602	1,618	1,984		
平成30年9月	5,018	2,587	2,431		
平成31年3月	4,053	1,796	2,257		
平成31年9月	4,604	1,353	2,250		
合計	31,555	792	23,633		

3.資格証明書交付状況

年月	新規交付人数
平成28年3月	28
平成29年3月	9
平成30年3月	14
平成31年3月	11
令和2年3月	35

令和2年3月31日現在資格証明書世帯数

82

4.被保険者の異動理由別推移

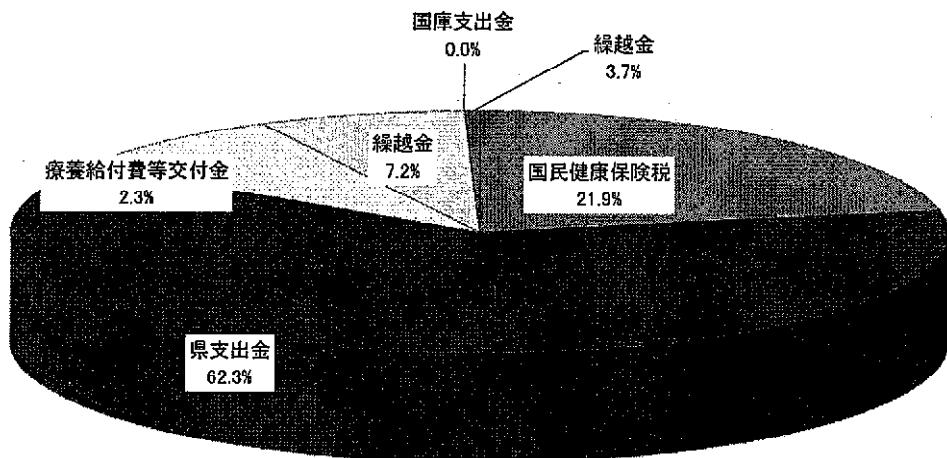
年 度	資格						喪失						(単位:人)	
	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者 登録	その他	計	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
27	2,716	9,601	133	394	7	529	13,380	2,141	8,964	217	502	3,294	1,117	16,235
28	2,869	9,347	150	342	5	512	13,225	2,273	9,703	198	458	3,664	910	17,206
29	3,059	9,320	187	333	7	561	13,467	2,405	9,436	180	526	3,441	947	16,934
30	3,619	9,545	161	276	9	563	14,173	2,627	9,054	156	466	3,639	867	16,809
31	9,793	9,712	118	244	9	526	14,997	3,086	8,722	194	508	3,448	963	16,901

一 財 政 一

1. 令和元年度国民健康保険事業歳入歳出決算額図表

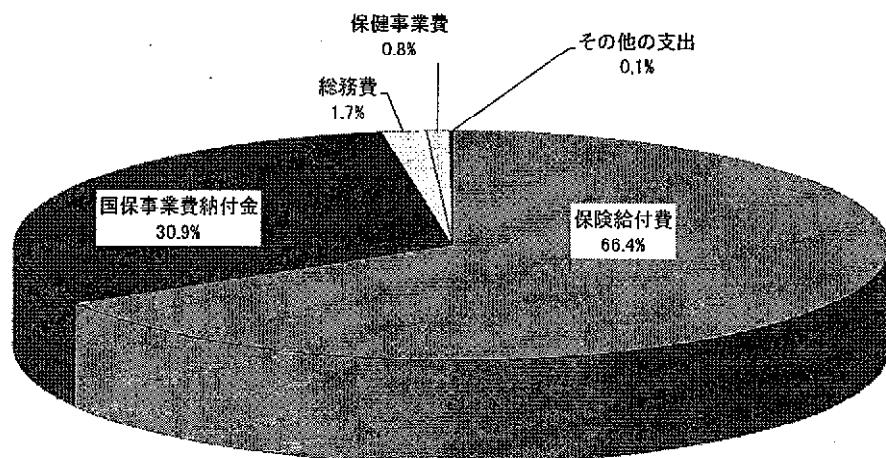
歳入

(単位:円)						
国民健康保険税	県支出金	繰入金	繰越金	国庫支出金	その他の収入	合計
7,869,352,883	22,392,627,429	2,921,756,114	2,582,482,582	3,646,000	192,560,434	35,962,425,442



歳出

(単位:円)					
保険給付費	国保事業費納付金	総務費	保健事業費	その他の支出	合計
22,186,331,514	10,337,664,203	554,139,093	282,516,450	45,170,728	33,405,821,988



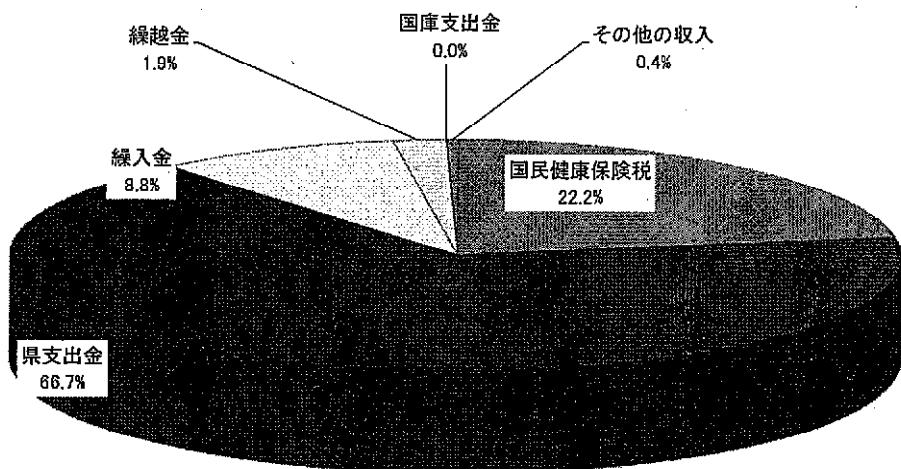
◎ 歳入歳出差引額

2,556,603,454 円

2. 令和2年度国民健康保険事業歳入歳出予算額(当初)図表

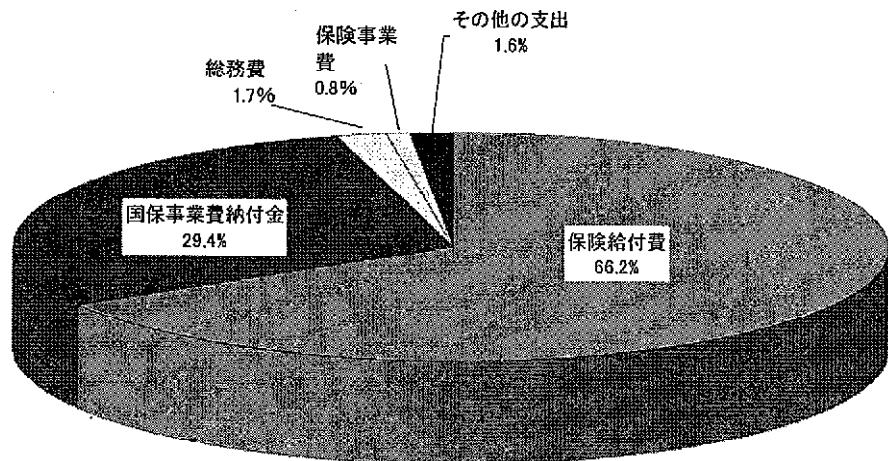
歳入

(単位:千円)						
国民健康保険税	県支出金	歳入金	繰越金	国庫支出金	その他の収入	合計
7,559,003	22,728,628	3,003,001	652,000	7,347	144,021	34,094,000



歳出

(単位:千円)					
保険給付費	国保事業費納付金	総務費	保健事業費	その他の支出	合計
22,582,282	10,037,046	625,254	297,117	552,301	34,094,000



3. 国民健康保険特別会計当初予算額の推移

歳 入

		平成 28 年度		平成 29 年度			
		予算額	前年度比	予算額	前年度比		
現年課税分	医療分	一般 退職 計	5,449,000 千円 199,000 5,648,000	96.58 % 68.15 95.18	5,487,000 千円 90,000 5,577,000	100.70 % 45.23 98.74	
	支援金分	一般 退職 計	1,828,400 66,400 1,894,800	99.59 70.12 98.15	1,813,900 29,400 1,843,300	99.21 44.28 97.28	
	介護分	一般 退職 計	668,800 64,500 753,300	101.94 69.35 98.00	691,200 29,200 720,400	100.35 45.27 95.63	
		計	8,296,100	96.09	8,140,700	98.13	
	滞納繰越分	医療分	一般 退職 計	319,000 9,000 328,000	84.39 64.29 83.67	358,000 6,000 364,000	112.23 66.67 110.98
		支援金分	一般 退職 計	136,000 5,000 141,000	96.45 83.33 95.92	152,000 4,000 155,000	111.76 80.00 110.64
		介護分	一般 退職 計	66,000 4,000 70,000	97.06 80.00 95.89	76,000 4,000 80,000	115.15 100.00 114.29
			計	539,000	88.07	600,000	111.32
			計	8,835,100	95.56	8,740,700	98.93
	積立金	療養給付費負担金	4,023,310	96.09	4,024,285	100.02	
		前期高齢者納付金負担金	907	102.60	5,358	590.74	
		老人保健医療費拠出金負担金	0	—	0	—	
		後期高齢者支援金負担金	1,445,448	97.05	1,456,658	100.78	
		介護納付金負担金	586,880	94.34	580,160	98.85	
		高額医療費共同事業負担金	203,250	111.07	247,500	121.77	
		特定健康診査等負担金	49,948	97.58	49,454	99.01	
		財政調整交付金	626,158	86.36	833,740	133.15	
		災害臨時特例補助金	—	—	—	—	
		制度関係業務準備事業費補助金	—	—	29,095	皆増	
	積立金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	—	—	—	—	
			計	8,835,100	95.56	8,726,250	104.19
		被扶養人扶助等交付金	1,105,398	86.46	551,865	49.92	
		前期高齢者交付金	8,183,797	106.78	8,585,143	104.90	
		高額医療費共同事業負担金	203,250	111.07	247,500	121.77	
		事業費補助金	0	—	0	—	
		特定健康診査等負担金	49,948	97.58	49,454	99.01	
		財政調整交付金	1,619,989	96.48	1,635,559	100.96	
		保険給付費等交付金	—	—	—	—	
		財政安定化基金交付金	—	—	—	—	
	積立金		計	1,873,187	97.91	1,932,513	103.19
		高額医療費共同事業交付金	813,000	111.07	990,000	121.77	
		保険財政共同安定化事業交付金	8,143,000	101.62	8,470,000	104.02	
			計	8,956,000	102.41	9,460,000	105.53
		産業施設交付金	—	100.00	—	100.00	
		保険基盤安定化	1,983,000	95.74	2,032,100	102.48	
		職員給与費等	536,440	110.68	528,613	98.54	
		出産育児一時金	140,000	100.00	126,000	90.00	
		財政安定化支援事業	249,052	209.89	89,185	35.81	
		その他	726,508	100.76	704,102	96.92	
一般会計	一般会計	低所得者に対する保険負担軽減措置費	334,400	96.31	338,700	101.29	
		後期高齢者関係事務費拠出金	400	100.00	400	100.00	
		前期高齢者関係事務費拠出金	400	100.00	400	100.00	
		老人保健事務費拠出金	200	100.00	100	50.00	
		福祉医療普及増加分	282,230	113.35	264,616	93.76	
		特定健康診査等事業費	87,935	85.47	87,024	98.96	
		保健事業費	20,943	99.94	12,862	61.41	
		基 金 等	1	100.00	1	100.00	
			計	3,635,001	102.30	3,480,001	95.74
		被扶養人扶助等	438,801	85.29	208,801	47.50	
積立金	積立金	被扶養人扶助等	201	100.00	51	25.37	
			計	95,609	100.96	126,666	134.58
		合 计	40,059,000	99.53	39,414,000	100.64	

平成30年度		令和元年度		令和2年度		科目	
予算額	前年度比	予算額	前年度比	予算額	前年度比	一般 医療 支援 金分	現年課税分
4,792,898 千円	87.26 %	4,873,000 千円	101.67 %	4,731,000 千円	97.09 %	一般 医療 支援 金分	
37,200	41.33	12,000	32.26	1	0.01	退職	
4,830,096	86.61	4,886,000	101.14	4,731,001	96.85	計	
1,775,062	97.86	1,781,700	100.37	1,704,000	95.64	一般 支援 金分	
13,800	46.94	4,200	30.43	1	0.02	退職	
1,788,862	97.05	1,785,900	99.83	1,704,001	95.41	計	
637,228	92.19	595,800	93.50	637,000	106.92	一般 介護 金分	
11,200	38.36	4,080	35.71	1	0.03	退職	
648,428	80.01	599,800	92.50	637,001	106.20	計	
7,267,386	89.27	7,270,700	100.05	7,072,003	97.27	計	
285,000	79.61	270,000	94.74	298,000	110.74	一般 医療 支援 金分	滞納繰越分
4,000	86.67	4,000	100.00	10,000	250.00	退職	
289,000	79.40	274,000	94.81	309,000	112.77	計	
122,000	80.26	114,000	93.44	117,000	102.63	一般 支援 金分	
3,000	75.00	2,000	66.67	2,000	100.00	退職	
125,000	80.13	116,000	92.80	119,000	102.59	計	
62,000	81.58	60,000	96.77	57,000	95.00	一般 介護 金分	
3,000	75.00	2,000	66.67	2,000	100.00	退職	
65,000	81.25	62,000	95.38	59,000	95.16	計	
479,000	79.83	452,000	94.36	487,000	107.74	計	
7,746,306	88.52 %	7,122,700	99.89	7,559,003	107.89	計	
—	—	—	—	—	—	療養給付費負担金	国庫出金
—	—	—	—	—	—	前期高齢者納付金負担金	
—	—	—	—	—	—	老人保健医療費提出金負担金	
—	—	—	—	—	—	後期高齢者支援金負担金	
—	—	—	—	—	—	介護納付金負担金	
—	—	—	—	—	—	高額医療費共同事業負担金	
—	—	—	—	—	—	特定健康診査等負担金	
—	—	—	—	—	—	財政調整交付金	
1	皆増	1	100.00	1	100.00	災害臨時特例補助金	
—	—	—	—	—	—	制度関係業務準備事業費補助金	
—	—	8,956	皆増	7,346	82.02	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	国庫出金
—	—	0.00	—	—	—	計	
—	—	—	—	—	—	療養給付費等交付金	
—	—	—	—	—	—	制度高齢者交付金	
—	—	—	—	—	—	高額医療費共同事業負担金	
0	—	—	—	—	—	事業費補助金	
—	—	—	—	—	—	特定健康診査等負担金	
—	—	—	—	—	—	財政調整交付金	
23,095,995	皆増	22,701,571	98.29	22,728,627	100.12	保険給付費等交付金	
1	皆増	1	100.00	1	100.00	財政安定化基金交付金	
23,095,995	—	22,701,572	98.29	22,728,628	100.12	計	同上
—	—	—	—	—	—	高額医療費共同事業交付金	
—	—	—	—	—	—	保険財政共同安定化事業交付金	
0	—	0	—	0	—	計	
—	—	100.00	5	100.00	300	財産取扱金	
1,663,600	81.87	1,899,500	102.16	1,840,200	96.51	保険基盤安定	
553,827	104.77	605,910	109.40	607,385	100.24	職員給与費等	
117,800	93.33	112,000	95.24	106,400	95.00	出産育児一時金	
80,819	90.62	99,344	122.92	108,230	108.94	財政安定化支援事業	
552,154	78.42	524,246	94.95	540,785	103.15	その他の	一般会計
217,500	64.22	219,600	100.97	210,300	95.77	低所得者に対する保険税負担軽減措置	
0	—	—	—	—	—	後期高齢者関係事務費拠出金	
0	—	—	—	—	—	前期高齢者関係事務費拠出金	
0	—	—	—	—	—	老人保健事務費拠出金	
241,464	91.25	231,482	95.87	258,903	111.85	福祉医療波及増加分	
86,104	98.94	67,062	77.88	66,062	98.51	特定健康診査等事業費	
7,088	55.09	6,102	86.11	5,520	90.46	保健事業費	
1	100.00	1	100.00	1	100.00	基金	
2,966,001	35.29	3,041,001	102.46	3,003,003	93.95	計	
54,001	25.86	274,000	507.40	652,000	237.96	使用料及び手数料	
51	100.00	51	100.00	51	100.00	合計	
127,559	99.14	144,714	143.45	143,670	99.28	諸	
33,992,000	84.32	33,893,000	99.71	34,094,000	100.59	合計	

歳出

		平成28年度		平成29年度	
		予算額	前年度比	予算額	前年度比
総務費		541,448	110.60	562,840	103.97
療養給付費	一般	19,710,000	100.50	19,890,000	100.91
	退職	775,000	85.73	386,000	48.81
	計	20,485,000	99.85	20,276,000	98.98
療養費	一般	229,000	91.24	202,000	88.21
	退職	10,000	90.91	4,000	40.00
	計	239,000	91.22	206,000	86.19
高額療養費	一般	2,363,000	97.93	2,599,000	109.99
	退職	98,000	63.64	78,000	79.59
	計	2,461,000	95.87	2,677,000	108.78
高額介護合算療養費	一般	1,000	100.00	1,000	100.00
	退職	500	100.00	300	60.00
	計	1,500	100.00	1,300	86.67
移送費	一般	1	100.00	1	100.00
	退職	1	100.00	1	100.00
	計	2	100.00	2	100.00
出産育児諸費		210,105	100.00	189,095	90.00
葬祭諸費		25,000	100.00	25,000	100.00
審査支払手数料		54,000	101.89	65,000	120.37
		28475,607	99.03	23,439,397	99.85
後期高齢者支援金	後期高齢者支援金	4,765,000	96.46	4,654,000	97.67
	後期高齢者関係事務費拠出金	400	100.00	400	100.00
	計	4,765,400	96.46	4,654,400	97.67
前期高齢者納付金	前期高齢者納付金	3,000	100.00	17,000	566.67
	前期高齢者納付金	400	100.00	400	100.00
	計	3,400	100.00	17,400	511.76
医療費拠出金	医療費拠出金	1	100.00	1	100.00
	老人保健拠出金	200	100.00	100	50.00
	計	201	100.00	101	50.25
介護保険事業費		1,834,000	94.34	1,813,000	93.85
国民健康保険事業費	医療給付費分納付金	—	—	—	—
	後期高齢者支援金分納付金	—	—	—	—
	介護納付金分納付金	—	—	—	—
		—	—	—	—
保険財政共同安定化事業拠出金	高額医療費共同事業拠出金	813,000	111.07	990,000	121.77
	保険財政共同安定化事業拠出金	8,143,000	101.62	8,470,000	104.02
	計	8,956,000	102.41	9,460,000	105.63
特定健康診査等事業費		269,442	96.26	266,259	98.82
保健衛生普及費	保健衛生普及費	56,296	101.07	46,497	82.59
	計	325,738	97.06	312,756	96.01
	合計	5	100.00	5	100.00
助成金		64,001	100.00	54,001	84.39
公債償還		93,200	100.00	100	—
合計		100,059,000	99.53	100,314,000	100.64

平成30年度		令和元年度		令和2年度		科 目	
予算額	前年度比	予算額	前年度比	予算額	前年度比		
579,289	102.90%	527,659	108.37%	625,254	99.60%		
19,634,001	98.71	19,373,000	98.67	19,583,000	101.08	一 般	
227,000	58.81	79,000	34.80	3,000	3.80	退 職	療 養 給 付 費
19,861,001	97.95	19,452,000	97.94	19,586,000	100.69	計	
186,000	92.08	164,000	88.17	150,000	91.46	一 般	
2,000	50.00	1,000	50.00	1,000	100.00	退 職	療 養 費
188,000	91.26	165,000	87.77	151,000	91.52	計	
2,623,000	100.92	2,654,000	101.18	2,595,000	97.78	一 般	
60,000	76.92	18,000	30.00	1,000	5.56	退 職	高 頓 療 養 費
2,683,000	100.22	2,672,000	99.59	2,596,000	97.16	計	
1,300	130.00	1,000	76.92	1,500	150.00	一 般	
200	66.67	200	100.00	100	50.00	退 職	高 頓 介 護 合 算 療 養 費
1,500	115.38	1,200	80.00	1,600	133.33	計	
1	100.00	1	100.00	1	100.00	一 般	
1	100.00	1	100.00	1	100.00	退 職	移 送 費
2	100.00	2	100.00	2	100.00	計	
176,489	93.33	168,084	95.24	159,680	95.00	出 產 育 兒 諸 費	
25,000	100.00	25,000	100.00	25,000	100.00	葬 祭 諸 費	
65,000	100.00	63,000	96.92	63,000	100.00	審 査 支 払 手 數 料	
22,999,992	98.13%	22,546,286	98.93%	22,582,282	100.16%	計	
—	—	—	—	—	—	後 期 高 齡 者 支 握 金	
—	—	—	—	—	—	後 期 高 齡 者 関 係 事 務 費 挑 出 金	後 期 高 齡 者 支 握 金 等
0	0	0	0	0	0	計	
—	—	—	—	—	—	前 期 高 齡 者 納 付 金	
—	—	—	—	—	—	前 期 高 齡 者 関 係 事 務 費 挑 出 金	前 期 高 齡 者 納 付 金 等
0	0	0	0	0	0	計	
—	—	—	—	—	—	医 療 費 提 出 金	
—	—	—	—	—	—	事 務 費 提 出 金	老 人 保 健 提 出 金
0	0	0	0	0	0	計	
—	—	—	—	—	—	介 護 贻 付 金	
6,824,935	皆 増	7,177,616	105.17	6,919,258	96.40	医 療 給 付 費 分 納 付 金	
2,380,962	皆 増	2,374,014	99.71	2,268,590	95.56	後 期 高 齡 者 支 握 金 分 納 付 金	國 民 健 康 保 保 事 業 費 挑 出 金
867,128	皆 増	805,487	92.89	849,198	105.43	介 護 納 付 金 分 納 付 金	
10,073,925	皆 増	10,357,117	102.82	10,037,046	96.91	計	
—	—	—	—	—	—	高 頓 医 療 費 共 同 事 業 提 出 金	
—	—	—	—	—	—	保 险 財 政 共 同 安 定 化 事 業 提 出 金	共 同 事 業 提 出 金
0	0	0	0	0	0	計	
241,044	90.53	265,084	109.97	260,605	98.31	特 定 健 康 診 查 等 事 業 費	
44,644	96.01	42,748	95.75	36,512	85.41	保 健 衛 生 普 及 費	保 健 衛 生 費
285,688	97.35	307,832	102.75	297,117	96.52	計	
—	100.00	—	100.00	300,300	100,000,000	基 本 金	基 本 金
54,001	100.00	54,001	100.00	52,001	98.30	文 例 費	文 例 費
0	0	0	0	0	0	公 共 費	公 共 費
33,892,000	84.32	33,893,000	99.71	34,004,000	100.59	合 计	

4. 国民健康保険特別会計決算額の推移

歳入

		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		
		決算額	前年度比	決算額	前年度比	決算額	前年度比	
保 険 税	現年課税分	医療分 一般	5,321,742,827 円	103.80 %	5,457,215,596 円	102.55 %	5,324,779,064 円	97.57 %
		医療分 退職	345,987,758	86.00	255,147,620	73.74	145,485,366	57.02
		医療分 計	5,667,730,585	102.51	5,712,363,216	100.79	5,470,264,430	95.76
		支援金分 一般	1,876,903,806	96.85	1,776,108,729	94.63	1,786,323,356	100.58
		支援金分 退職	123,777,047	78.04	83,144,878	67.17	48,555,086	58.40
		支援金分 計	2,000,680,853	95.42	1,859,253,607	92.93	1,834,878,442	98.69
		介護分 一般	739,359,723	98.92	676,457,921	91.49	702,064,951	103.79
		介護分 退職	127,334,252	80.67	81,730,106	64.19	48,528,922	59.38
		介護分 計	866,693,975	95.74	758,188,027	87.48	750,593,873	99.00
		計	8,535,105,413	100.05	8,329,804,850	97.59	8,055,736,745	96.71
国 庫 支 出 金	滞納繰越分	医療分 一般	435,834,867	98.92	457,731,065	105.02	385,718,882	84.27
		医療分 退職	12,370,540	69.96	14,546,502	117.59	9,538,750	65.57
		医療分 計	448,205,407	97.80	472,278,167	105.37	395,257,632	83.69
		支援金分 一般	129,231,541	116.74	142,133,407	109.98	119,682,197	84.20
		支援金分 退職	3,659,619	84.40	4,405,417	120.38	2,781,026	63.13
		支援金分 計	132,891,160	115.52	146,539,824	110.27	122,493,223	83.57
		介護分 一般	65,872,199	110.53	76,926,456	116.78	62,646,373	81.44
		介護分 退職	3,823,631	84.32	4,473,443	116.99	2,851,885	63.75
		介護分 計	69,695,830	108.67	81,399,899	116.79	65,498,258	80.46
		計	650,792,397	102.09	700,216,890	107.59	583,219,113	83.29
国 庫 支 出 金	計		9,185,897,810	100.13	9,030,021,740	98.30	8,638,955,866	95.67
		療養給付費負担金	4,110,670,623	107.03	3,971,744,273	96.62	3,837,609,132	96.62
		老人保健医療費拠出金負担金	0	—	0	—	0	—
		後期高齢者医療費支援金負担金	1,472,988,059	101.17	1,522,456,841	103.36	1,492,970,642	98.06
		介護納付金負担金	682,961,245	101.35	620,605,139	90.87	586,971,790	94.58
		高額医療費共同事業負担金	163,671,353	111.25	178,470,493	109.04	215,508,993	120.75
		特定健康診査等負担金	39,844,000	109.08	39,868,000	100.06	40,049,000	100.45
		財政調整交付金	715,986,000	85.60	925,261,000	129.23	1,168,528,000	126.29
		災害臨時特例補助金	117,000	23.21	297,000	253.85	126,000	42.42
		制度関係業務準備事業費補助金	0	—	0	—	3,434,000	—
国 庫 支 出 金	システム開発費等補助金	0	—	0	—	0	—	
		計	7,186,239,280	102.77	7,258,702,746	101.01	7,345,197,557	101.19
		療養給付費等交付金	2,002,042,881	92.67	2,433,485,000	62.11	926,734,021	74.53
		前期高齢者交付金	7,203,977,204	99.52	7,662,163,455	106.36	8,187,193,268	106.85
		高額医療費共同事業負担金	163,671,353	111.25	178,470,493	109.04	215,508,993	120.75
		事業費補助金	0	—	0	—	0	—
		特定健康診査等負担金	39,738,000	106.38	40,615,000	102.21	39,809,000	98.02
		財政調整交付金	1,631,866,000	102.07	1,593,476,000	97.65	1,564,417,000	98.18
		保険給付費等交付金	0	—	—	—	—	—
		財政安定化基金交付金	0	—	—	—	—	—
共同 事業 交付 金	計		1,835,215,352	102.95	1,812,551,493	99.76	1,810,334,093	100.40
		高額医療費共同事業交付金	748,788,635	127.84	653,627,353	87.29	824,396,001	126.13
		保険財政共同安定化事業交付金	2,997,210,090	107.10	8,076,134,163	269.46	7,752,711,649	96.00
		合計	3,745,998,725	110.69	8,729,761,516	293.04	8,577,107,650	98.25
		財政安定化基金交付金	0	—	—	—	—	—
保 険 税 入 金	保険基盤安定化 職員給与費等 出産育児一時金 財政安定化支援事業 その他 低所得者に対する保険税負担軽減措置 後期高齢者関係事務費拠出金 前期高齢者関係事務費拠出金 老人保健事務費拠出金 福祉医療波及增加分 特定健康診査等事業費 保健事業費 基 金 等	保険基盤安定化	1,552,587,254	115.21	2,101,601,488	135.36	2,016,792,901	95.96
		職員給与費等	463,283,795	97.11	443,606,844	95.75	492,672,403	111.06
		出産育児一時金	108,279,880	86.70	109,391,406	101.03	99,229,324	90.71
		財政安定化支援事業	100,425,000	101.55	295,995,000	294.74	69,717,000	23.55
		その他	684,907,759	94.09	720,202,455	105.15	683,418,086	94.89
		低所得者に対する保険税負担軽減措置	348,912,646	85.52	357,223,074	102.38	334,167,803	93.55
		後期高齢者関係事務費拠出金	349,224	86.97	326,732	93.56	337,307	103.24
		前期高齢者関係事務費拠出金	349,224	86.97	336,067	96.23	327,307	97.39
		老人保健事務費拠出金	175,649	93.33	175,649	100.00	138,010	78.57
		福祉医療波及增加分	249,380,000	102.71	255,410,000	102.42	259,518,000	101.61
保 険 税 入 金	計	特定健康診査等事業費	69,367,373	105.45	89,336,489	128.79	73,663,943	82.46
		保健事業費	16,373,643	158.12	17,394,444	106.23	15,265,716	87.76
		基 金 等	0	—	0	—	0	—
		計	2,909,483,688	104.80	3,670,797,193	126.17	3,361,329,714	94.58
		越	1,829,686,028	97.99	1,745,533,808	95.40	1,493,87,545	85.54
使 用 料	計	手 数 料	223,160	62.69	162,173	72.67	14,800	70.79
		人	145,717,629	80.70	149,146,357	102.35	179,564,418	120.30
諸 合 計	計		36,044,542,758	101.18	41,302,336,025	114.59	40,529,617,508	99.13

平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		科 目	
決算額	前年度比	決算額	前年度比	決算額	前年度比		
5,413,413,250 円	101.66 %	4,798,356,907 円	88.64 %	4,864,494,961 円	101.38 %	一般職	現年課税分
66,983,169	46.04	20,228,837	30.20	2,486,857	12.29	退職	
5,480,396,419	100.19	4,818,585,744	87.92	4,866,981,818	101.00	計	
1,790,796,622	100.25	1,774,326,804	99.08	1,776,767,830	100.14	一般支援金分	
22,044,430	45.40	7,482,177	33.94	914,577	12.22	退職	
1,812,841,052	98.80	1,781,808,981	98.29	1,777,682,407	99.77	計	
701,510,589	99.92	641,529,829	91.45	592,076,134	92.29	一般職	
21,466,894	44.24	6,558,291	30.55	787,163	12.00	退職	
722,977,483	96.32	648,088,120	89.64	592,863,297	91.48	計	
8,016,214,954	99.51	7,248,482,845	90.42	7,237,527,522	99.85	計	
366,448,371	95.00	413,283,822	112.78	421,661,109	102.03	一般職	現年課税分
7,558,640	79.24	7,660,087	101.34	5,699,355	74.40	退職	
374,007,011	94.62	420,923,909	112.54	427,360,464	101.53	計	
110,848,588	92.62	126,076,946	113.74	133,799,863	106.13	一般支援金分	
2,405,622	86.50	2,553,459	106.15	1,860,689	72.87	退職	
113,254,210	92.48	128,630,405	113.58	135,660,552	105.47	計	
57,687,497	92.08	64,439,874	111.71	67,004,768	103.98	一般職	
2,435,528	85.40	2,451,541	100.66	1,799,577	73.41	退職	
60,123,025	91.79	66,891,415	111.26	68,804,345	102.86	計	
547,384,246	93.86	616,445,729	112.62	631,825,361	102.49	計	
8,563,589,200	99.13	7,864,928,574	91.84	7,869,352,883	100.06	計	
4,062,402,674	105.86	—	—	—	—	療養給付費負担金	
0	—	—	—	—	—	老人保健医療費拠出金負担金	
1,465,467,729	98.16	—	—	—	—	後期高齢者医療費支援金負担金	
574,363,937	97.85	—	—	—	—	介護納付金負担金	
173,903,480	80.69	—	—	—	—	高額医療費共同事業負担金	
41,728,000	104.19	—	—	—	—	特定健康診査等負担金	
1,275,555,000	109.16	—	—	—	—	財政調整交付金	
186,000	147.62	155,000	83.33	104,000	67.10	災害臨時特例補助金	
29,419,000	856.70	—	—	—	—	制度関係業務準備事業費補助金	
0	—	—	—	3,542,000	—	システム開発費等補助金	
7,623,025,820	103.78	155,000	0.00	3,646,000	2352.26	—	
526,890,461	56.85	—	—	—	—	療養給付費等交付金	
8,592,054,209	104.95	—	—	—	—	前期高齢者交付金	
173,903,480	80.69	—	—	—	—	高額医療費共同事業負担金	
0	—	0	—	0	—	事業費補助金	
39,129,000	98.29	—	—	—	—	特定健康診査等負担金	
1,523,390,000	97.38	—	—	—	—	財政調整交付金	
—	22,144,823,789	皆増	22,392,627,429	101.12	—	保険給付費等交付金	
—	0	—	0	—	—	財政安定化基金交付金	
173,903,480	95.42	22,144,823,789	1275.31	22,392,627,429	101.12	—	
717,071,778	86.98	—	—	—	—	高額医療費共同事業交付金	
7,788,468,695	100.46	—	—	—	—	保険財政共同安定化事業交付金	
8,505,540,473	99.17	—	—	0	—	—	
216	31.58	—	—	321	227.66	財政差取入	
1,999,143,877	99.12	1,671,276,921	83.60	1,701,814,209	101.83	保険基盤安定	
481,827,620	97.80	519,345,376	107.79	538,769,225	103.74	職員給与費等	
98,281,618	99.04	83,450,477	84.91	75,721,544	90.74	出産育児一時金	
70,970,000	101.80	70,960,000	99.99	80,806,000	113.88	財政安定化支援事業	
661,699,204	96.82	506,280,324	76.51	524,645,136	103.63	その他の	
317,855,804	95.12	220,009,063	69.22	213,470,214	97.03	低所得者に対する保険税負担軽減措置	
329,615	97.72	0	—	0	—	後期高齢者関係事務費拠出金	
318,128	97.20	0	—	0	—	前期高齢者関係事務費拠出金	
87,824	63.64	0	—	0	—	老人保健事務費拠出金	
253,081,000	97.52	232,065,000	91.70	237,364,000	102.28	福祉医療費及增加分	
84,476,149	114.68	52,259,113	61.86	71,098,119	136.05	特定健康診査等事業費	
5,550,684	36.36	1,947,148	35.08	2,712,803	139.32	保健事業費	
0	—	0	—	0	—	基金等	
3,341,922,319	98.52	2,851,313,698	86.09	2,921,756,814	102.47	—	
1,648,167,971	110.38	2,898,901,403	175.89	2,582,492,582	89.08	繰入金	
120,520	104.98	116,580	95.90	99,832	96.37	使用料及び手数料	
173,691,185	96.73	185,013,681	106.52	192,460,281	104.02	諸収入	
40,681,134,324	100.37	35,945,251,272	98.36	35,962,425,442	100.05	合計	

歳出

		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		
		決算額	前年度比	決算額	前年度比	決算額	前年度比	
総	額	491,717,332 円	101.17	482,781,864 円	94.12	500,465,424 円	108.14	
療養給付費	一般	18,639,657,595	103.26	19,125,817,884	102.61	19,035,518,491	99.53	
	退職	1,251,727,426	82.10	992,950,760	79.33	638,261,124	64.28	
	計	19,891,385,021	101.61	20,118,768,444	101.14	19,673,779,615	97.79	
療養費	一般	218,182,301	94.18	195,424,405	89.57	182,008,042	93.13	
	退職	15,083,476	95.22	8,564,709	56.78	5,767,112	67.34	
	計	233,265,777	94.25	203,989,114	87.45	187,775,154	92.05	
高額療養費	一般	2,125,350,728	107.03	2,258,451,583	106.26	2,413,006,285	106.84	
	退職	178,405,679	82.07	151,986,222	85.20	108,255,560	71.22	
	計	2,303,756,407	104.57	2,410,447,805	104.63	2,521,261,845	104.60	
高額介護合算療養費	一般	1,450,147	1393.29	763,338	52.64	1,270,340	166.42	
	退職	495,839	—	192,509	38.82	133,230	69.21	
	計	1,945,986	1869.68	955,847	49.12	1,403,570	146.84	
移送費	一般	0	—	0	—	0	—	
	退職	0	—	0	—	0	—	
	計	0	—	0	—	0	—	
出産育児諸費		162,496,470	86.62	164,166,700	101.03	148,913,077	90.71	
葬祭諸費		26,550,000	114.19	23,150,000	87.19	20,800,000	89.85	
審査支払手数料		52,687,329	101.10	52,063,851	98.82	51,426,708	98.78	
計		22,672,086,390	101.52	22,973,541,761	101.33	22,605,359,880	98.40	
後期高齢者支援金	後期高齢者支援金	4,937,415,842	99.71	4,937,787,972	100.01	4,754,856,780	96.30	
	事務費拠出金	349,224	86.97	326,732	93.56	337,384	103.26	
	計	4,937,763,066	99.74	4,938,114,704	100.01	4,755,194,164	96.30	
前期高齢者給付金	前期高齢者納付金	3,518,253	75.66	3,056,700	86.88	3,147,310	102.96	
	事務費拠出金	349,224	86.97	336,067	96.23	327,307	97.39	
	計	3,867,477	76.56	3,392,767	87.73	3,474,617	102.41	
老人保健費	医療費拠出金	0	—	0	—	0	—	
	事務費拠出金	175,649	93.33	175,649	100.00	138,010	78.57	
	計	175,649	93.33	175,649	100.00	138,010	78.57	
介護費	納付金	2,034,253,893	101.29	1,933,391,058	90.87	1,829,712,316	94.34	
国民健康保険事業費	医療給付費分納付金	—	—	—	—	—	—	
	後期高齢者支援金分納付金	—	—	—	—	—	—	
	介護納付金分納付金	—	—	—	—	—	—	
	計	0	—	0	—	0	—	
共同事業費	高額医療費共同事業拠出金	654,685,413	111.25	713,866,380	109.04	862,035,872	120.76	
	保険財政共同安定化事業拠出金	2,700,987,519	104.63	8,000,069,484	296.19	7,759,289,520	96.99	
	計	3,355,672,932	105.86	8,713,935,864	269.68	8,621,325,492	98.94	
特定健診等事業費	特定健康診査等事業費	207,556,825	106.96	230,235,489	110.93	221,554,321	86.23	
	保健衛生普及費	51,389,814	105.33	50,611,861	98.49	53,700,851	108.10	
	計	258,046,639	106.63	280,847,350	108.46	275,255,172	98.01	
其 他 公 共 事 業 費	積立金	2,000	201.21	1,544	27.20	684	125.74	
公共負担費	積立金	193,200,000	100.00	93,200,000	100.00	93,200,000	100.00	
貯 蓄 資 金	支 出 金	351,320,974	78.01	403,759,919	113.93	397,323,690	48.47	
合 計		34,299,008,952	101.50	39,809,151,480	110.07	38,881,449,537	97.67	
歳入	歳出	差引額	1,745,533,806	95.40	1,493,184,545	85.54	1,848,187,971	110.38

平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		科 目	
決 算 額	前 年 度 比	決 算 額	前 年 度 比	決 算 額	前 年 度 比		
516,754,980 円	103.13	540,343,598 円	104.69%	554,439,093 円	102.55%		
18,845,096,334	99.00	18,927,366,582	100.44	19,223,396,401	101.56	一 般	
333,145,671	52.20	126,965,762	38.71	16,956,255	13.15	退 職 療 種 給 付 費	
19,178,242,005	97.48	19,056,332,344	99.36	19,240,352,656	100.97	計	
161,959,110	88.98	147,493,786	91.07	139,449,283	94.55	一 般	
2,711,255	47.01	889,331	32.80	79,691	8.96	退 職 療 種 費	
164,670,365	87.70	148,383,117	90.11	139,528,974	94.03	計	
2,449,597,667	101.52	2,524,893,366	103.07	2,603,218,091	103.10	一 般	
65,702,583	60.69	21,294,648	32.41	4,287,357	20.13	退 職 高 額 療 種 費	
2,515,300,250	99.76	2,546,188,014	101.23	2,607,505,448	102.41	計	
727,493	57.27	327,490	45.02	1,375,974	420.16	一 般	
258,426	193.97	0	—	18,983	—	退 職 高 額 介 護 合 算 療 種 費	
985,919	70.24	327,490	33.22	1,394,957	425.95	計	
0	—	0	—	0	—	一 般	
0	—	0	—	0	—	退 職 移 送 費	
0	—	0	—	0	—	計	
147,490,677	99.04	125,236,406	84.91	113,634,187	90.74	出 產 育 児 諸 費	
23,500,000	112.98	20,900,000	88.94	23,050,000	110.29	葬 祭 諸 費	
61,518,834	119.62	61,473,162	99.93	60,865,292	99.01	審 査 支 払 手 數 料	
22,091,708,650	97.73	21,958,840,533	99.40	22,186,334,514	101.04	計	
4,630,587,440	97.39	—	—	—	—	後 期 高 齡 者 支 援 金	
329,615	97.70	—	—	—	—	事 務 費 提 出 金	
4,630,917,058	97.39	0	—	0	—	計	
16,574,208	526.61	—	—	—	—	前 期 高 齡 者 納 付 金	
318,128	97.20	—	—	—	—	事 務 費 提 出 金	
16,892,334	436.16	0	—	0	—	計	
0	—	—	—	—	—	医 療 費 提 出 金	
87,824	63.64	—	—	—	—	事 務 費 提 出 金	
87,824	63.64	0	—	0	—	計	
1,794,887,302	98.16	—	—	—	—	介 護 納 付 金	
—	6,801,905,893	皆 増	7,183,384,403	105.31	医 療 種 給 付 費 分 納 付 金		
—	2,371,277,101	皆 増	2,368,793,419	99.90	後 期 高 齡 者 支 援 金 分 納 付 金		
—	857,127,934	皆 増	805,486,381	92.89	介 護 納 付 金 分 納 付 金		
0	10,040,310,928	皆 増	10,337,664,203	102.96	計		
695,613,922	80.69	—	—	—	高 額 医 療 費 共 同 事 業 提 出 金		
7,599,739,470	97.94	—	—	—	保 险 財 政 共 同 安 定 化 事 業 提 出 金		
8,295,353,392	96.22	—	—	—	計		
237,349,648	107.13	226,022,113	95.23	250,405,619	110.79	特 定 健 康 診 查 等 事 業 費	
38,195,854	71.13	32,900,658	86.14	32,110,831	97.60	保 健 衛 生 普 及 費	
275,545,503	100.11	258,922,771	93.97	282,516,450	109.11	計	
—	31.59	141	65.28	321	227.66	基 金 現 金	
—	—	0	—	0	—	公 共 儲 値	
160,987,465	21.59	156,350,721	45.56	45,170,407	8.00	諸 支 出 金	
37,782,530,521	97.17	33,362,788,690	89.20	35,405,821,988	100.13	合 计	
2,898,901,403	175.89	2,582,482,582	89.08	2,556,603,454	99.00	歳 入 歳 出 差 引 額	

5. 被保険者1世帯・1人当たり(年間平均)決算推移

収 入

(単位:円)

区分		年度		H27	H28	H29	H30	R1	摘要
保 険 稅		1世帯当たり		175,211	171,343	174,029	162,926	165,768	滞納繰越分を含む
		1人当たり		100,063	99,616	103,303	98,461	101,844	
国 庫 支 出 金		1世帯当たり		164,969	164,064	165,622	3	77	
		1人当たり		94,214	95,383	98,313	2	47	
県 支 出 金		1世帯当たり		35,169	36,092	35,287	458,741	471,702	保険給付費等交付金(普通交付金、特別交付金) 財政安定化基金交付金
		1人当たり		20,085	20,983	20,946	277,230	289,801	
共同事業交付金		1世帯当たり		169,385	170,117	172,849			H29年度まで
		1人当たり		96,736	98,902	102,602			
繰 入 金		1世帯当たり		71,225 (71,225)	66,678 (66,678)	67,305 (67,305)	59,066 (59,066)	61,547 (61,547)	()内は財政調整基金繰入金を含めた額
		1人当たり		40,677 (40,677)	38,765 (38,765)	39,952 (39,952)	35,695 (35,695)	37,813 (37,813)	
繰 越 金		1世帯当たり		33,869	29,616	33,494	60,052	54,400	
		1人当たり		19,343	17,218	19,882	36,291	33,422	
その他の収入		1世帯当たり		2,897	3,564	3,532	3,835	4,056	使用料及び手数料 財産収入 諸収入 連合会支出金等
		1人当たり		1,655	2,072	2,097	2,318	2,492	
計		1世帯当たり		801,396	803,856	826,724	744,624	757,550	
		1人当たり		457,679	467,346	490,741	449,996	465,419	

支 出

(単位:円)

年度 区分		H27	H28	H29	H30	R1	摘要
総務費	1世帯当たり	8,980	9,926	10,489	11,193	11,673	後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・老健医療費拠出金含む(H29年度まで) 審査支払手数料除く ()内は対前年度伸率
	1人当たり	5,128	5,771	6,226	6,765	7,172	
保険給付費	1世帯当たり	540,617 (102.41)	541,699 (100.20)	542,134 (100.08)	453,615 (83.67)	466,074 (102.75)	H29年度まで H30年度から
	1人当たり	308,748 (104.04)	314,933 (102.00)	321,809 (102.18)	274,132 (85.18)	286,343 (104.45)	
共同事業拠出金	1世帯当たり	169,078	170,994	168,577			H29年度まで H30年度から
	1人当たり	96,561	99,412	100,067			
国民健康保険事業費納付金	1世帯当たり				207,990	217,763	審査支払手数料、基金積立金、公債費、諸支出金 後期高齢者関係事務費拠出金、前期高齢者関係事務費拠出金、老人保健事務費拠出金、介護納付金(H29年度まで)
	1人当たり				125,694	133,788	
保健事業費	1世帯当たり	5,449	5,459	5,600	5,364	5,951	
	1人当たり	3,112	3,174	3,324	3,241	3,656	
その他の支出	1世帯当たり	48,299	43,088	41,012	12,964	2,234	
	1人当たり	27,584	25,051	24,345	7,835	1,372	
計	1世帯当たり	772,423	771,167	767,813	691,127	703,695	
	1人当たり	441,133	448,341	455,771	417,666	432,331	

収支差引額	1世帯当たり	28,972	35,701	58,911	53,853	53,855	
	1人当たり	16,546	20,756	34,969	32,545	33,087	

6. 国民健康保険関係諸率の決算推移

区分	年度別	26	27	28	29	30	R1(31)	摘要
保険給付に対する保険税の割合 (%)		42.39	40.65	39.40	39.67	35.89	35.24	現年度保険税調定額/保険給付費(老健医療費拠出金含む)(手数料除く)
1人当たり 保険税医療分 調定額 (円)	一般	68,075 (103.47)	70,548 (103.63)	69,490 (98.50)	72,015 (103.63)	65,329 (90.72)	67,717 (103.66)	現年分
	退職	72,773 (104.71)	72,558 (99.70)	67,269 (92.71)	65,740 (97.73)	54,953 (83.59)	37,055 (67.43)	
	一般+退職	68,325 (103.48)	70,630 (103.37)	69,433 (98.31)	71,936 (103.60)	65,280 (90.75)	67,690 (103.69)	
1人当たり 保険税支援金分 調定額 (円)	一般	24,062 (96.29)	22,978 (95.49)	23,304 (101.42)	23,810 (102.17)	24,172 (10152.00)	24,777 (102.50)	現年分
	退職	26,047 (95.04)	23,672 (90.88)	22,451 (94.84)	21,632 (96.35)	20,318 (93.93)	13,633 (67.10)	
	一般+退職	24,168 (96.12)	23,006 (95.19)	23,282 (101.20)	23,782 (102.15)	24,153 (101.56)	24,767 (102.54)	
1人当たり 保険税介護分 調定額 (円)	一般	30,998 (100.24)	28,570 (92.17)	29,569 (103.50)	29,724 (100.52)	27,628 (92.95)	26,070 (94.36)	現年分 介護分調定額/介護保険第2号被保険者数
	退職	29,095 (97.91)	25,125 (86.36)	24,198 (96.31)	22,983 (94.98)	19,910 (86.63)	13,829 (69.46)	
	一般+退職	30,731 (100.01)	28,190 (91.73)	29,187 (103.54)	29,486 (101.02)	27,526 (93.35)	26,042 (94.61)	
1人当たり 保険税医療分 +支援金分 +介護分調定額 (円)	一般	101,974 (101.20)	102,559 (100.57)	102,221 (99.67)	105,384 (103.09)	98,424 (93.40)	100,941 (102.56)	現年分
	退職	125,574 (101.13)	119,484 (95.15)	112,154 (93.87)	108,429 (96.68)	93,091 (85.85)	62,483 (67.12)	
	一般+退職	103,231 (100.95)	103,247 (100.02)	102,476 (99.25)	105,423 (102.88)	98,398 (93.34)	100,907 (102.55)	
1人当たり 療養諸費用額 (円)	一般	293,225 (104.29)	305,574 (104.21)	312,083 (102.13)	318,511 (102.06)	329,099 (103.32)	343,162 (104.27)	
	退職	365,775 (101.41)	390,320 (106.71)	414,424 (106.18)	457,107 (110.30)	479,977 (105.00)	334,880 (69.77)	
受診率 (%)	一般	1,068.06 (102.11)	1,090.33 (102.09)	1,106.74 (101.51)	1,116.44 (100.88)	1,132.55 (101.44)	1,146.05 (101.19)	療養の給付の診療費件数を対象としたもの
	退職	1,227.27 (102.03)	1,259.65 (102.64)	1,278.81 (101.52)	1,294.19 (101.20)	1,403.41 (108.44)	1,286.76 (91.69)	
保険税収入に対する保健事業費の割合 (%)		0.56	0.56	0.62	0.45	0.42	0.41	保健事業費額/保険税収入額(介護分含む)

()内は対前年度比

7. 財政調整基金の状況

(単位:円)

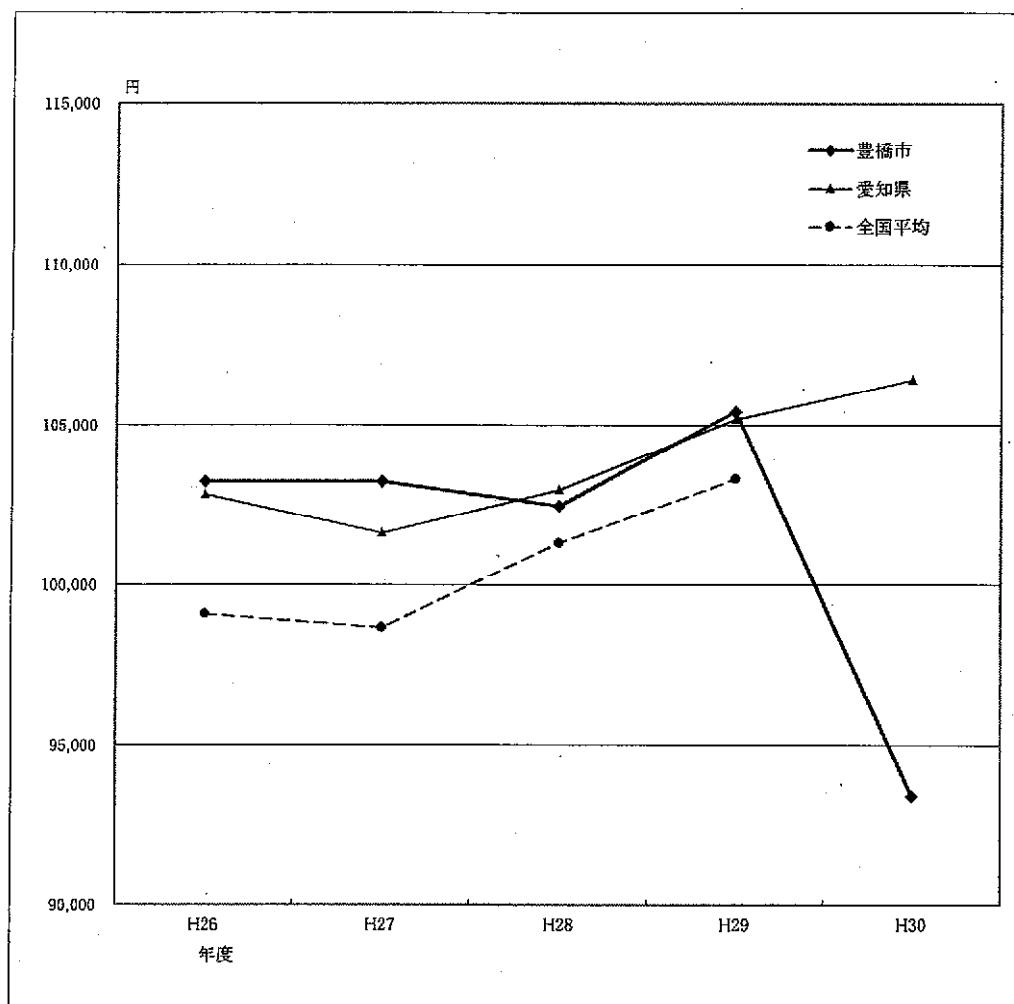
区分 年度	基 金 積 立 額	基 金 保 有 額(年度末現在)
H21	1,023,421	418,235,178
H22	594,532 (取崩し) ▲ 418,000,000	829,710
H23	1,218	830,928
H24	878	831,806
H25	865	832,671
H26	2,000	834,671
H27	544	835,215
H28	684	835,899
H29	216	836,115
H30	141	836,256
R1(H31)	321	836,577

8. 図 表

○ 1人当たり保険税現年分調定額

(厚生労働省「国民健康保険実態調査」より)(単位:円)

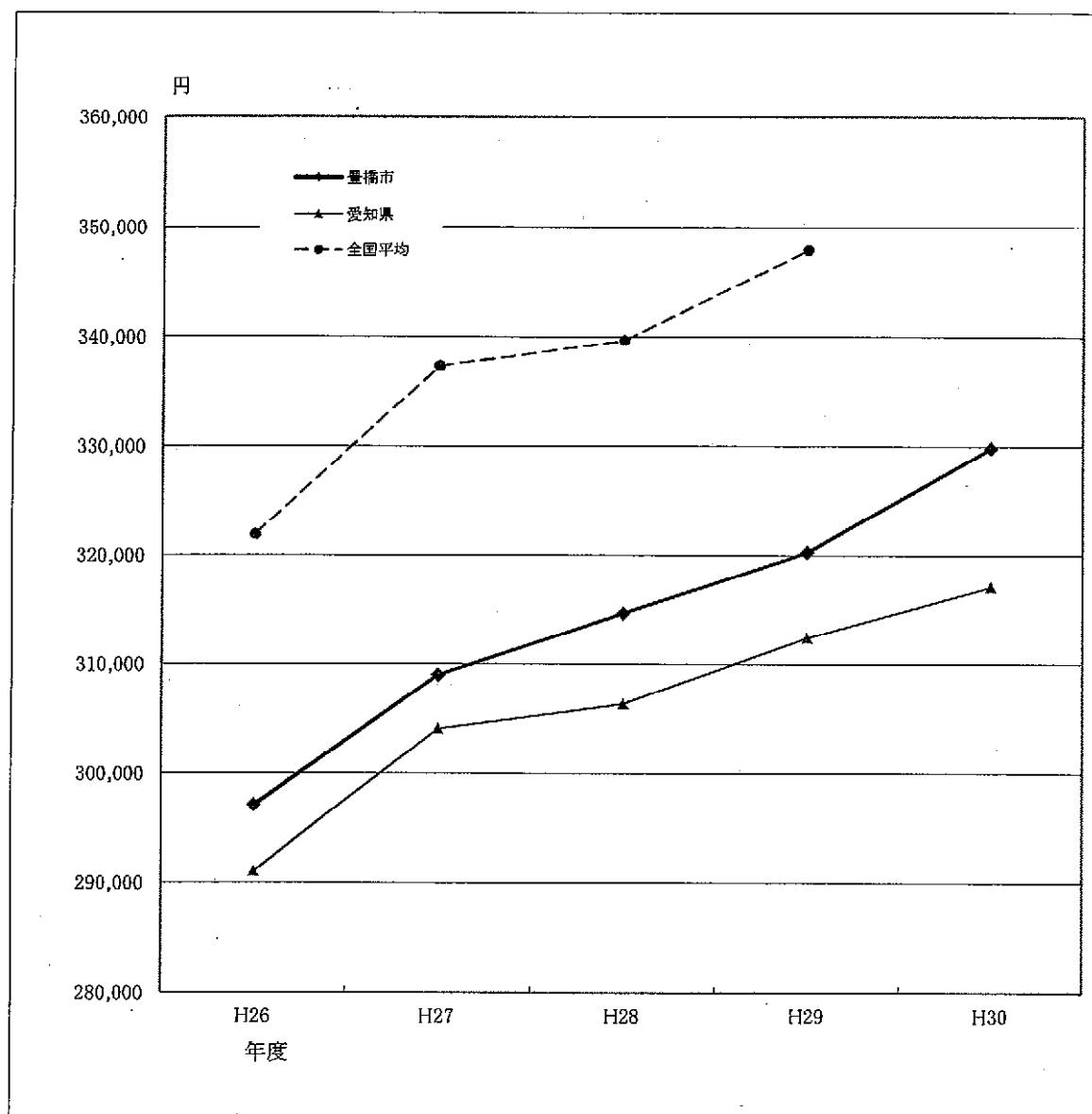
年度	H26	H27	H28	H29	H30
豊橋市	103,231	103,247	102,476	105,423	93,398
愛知県	102,837	101,636	102,975	105,174	106,420
全国平均	99,108	98,686	101,320	103,317	



○ 1人当たり療養諸費用額(一般+退職)

(厚生労働省「国民健康保険実態調査」より)(単位:円)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
豊橋市	297,090	309,018	314,707	320,267	329,818
愛知県	291,054	304,091	306,356	312,418	317,147
全国平均	321,885	337,296	339,651	347,893	



— 給付 —

1. 給付の状況

令和2年4月1日現在

年齢 項目	未就学児	就学児～65歳未満		前期高齢者																																						
		退職者医療制度該当者(65歳未満)		65歳～69歳	70歳以上75歳未満 (後期高齢医療制度非該当者)																																					
療養の給付	8割	7割	本人 7割	被扶養者 7割	7割 7割・8割																																					
入院時 食事療養費	食事療養に要した費用額から標準負担額を控除した額 ※標準負担額:1食460円(非課税世帯は、入院日数90日までは210円、入院日数が90日を超えた場合160円 ただし、70歳以上で一定の収入以下の方は100円)																																									
入院時 生活療養費	療養病床に入院する65歳以上の被保険者に対し生活療養に要した費用額から生活療養標準負担額を控除した額 ※生活療養標準負担額(食費):1食460円[非課税世帯は210円、ただし一定の収入以下の方は130円](II)、(III)は入院日数が90日を超えた場合160円、一定の収入以下の方は100円] 居住費:負担額1日370円																																									
療養費	療養の給付に相当する額																																									
	ア 自己負担:保険医療費の一部負担金が1か月に1病院・診療所等で下表の額を超えるとき、その超えた額を支給																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>入院および世帯ごとの限度額</th> <th>外来の限度額(個人ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">70歳以上</td> <td>現役並み所得者Ⅲ</td> <td>252,600円+[1%] (140,100円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅱ</td> <td>167,400円+[1%] (93,000円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅰ</td> <td>80,100円+[1%] (44,400円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>57,600円 (44,400円)</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>24,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>15,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">70歳未満</td> <td>901万円超</td> <td>252,600円+[1%] (140,100円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>600万円超～901万円以下</td> <td>167,400円+[1%] (93,000円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>210万円超～600万円以下</td> <td>80,100円+[1%] (44,400円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>210万円以下</td> <td>57,600円 (44,400円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>35,400円 (24,600円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			入院および世帯ごとの限度額	外来の限度額(個人ごと)	70歳以上	現役並み所得者Ⅲ	252,600円+[1%] (140,100円)		現役並み所得者Ⅱ	167,400円+[1%] (93,000円)		現役並み所得者Ⅰ	80,100円+[1%] (44,400円)		一般	57,600円 (44,400円)	18,000円	低所得者Ⅱ	24,600円		低所得者Ⅰ	15,000円	8,000円	70歳未満	901万円超	252,600円+[1%] (140,100円)		600万円超～901万円以下	167,400円+[1%] (93,000円)		210万円超～600万円以下	80,100円+[1%] (44,400円)		210万円以下	57,600円 (44,400円)		住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)		
		入院および世帯ごとの限度額	外来の限度額(個人ごと)																																							
70歳以上	現役並み所得者Ⅲ	252,600円+[1%] (140,100円)																																								
	現役並み所得者Ⅱ	167,400円+[1%] (93,000円)																																								
	現役並み所得者Ⅰ	80,100円+[1%] (44,400円)																																								
	一般	57,600円 (44,400円)	18,000円																																							
	低所得者Ⅱ	24,600円																																								
	低所得者Ⅰ	15,000円	8,000円																																							
70歳未満	901万円超	252,600円+[1%] (140,100円)																																								
	600万円超～901万円以下	167,400円+[1%] (93,000円)																																								
	210万円超～600万円以下	80,100円+[1%] (44,400円)																																								
	210万円以下	57,600円 (44,400円)																																								
	住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)																																								
高額療養費	※ [1%]は、一定の限度額を超えた医療費の1% ※ ()内の額は多数該当:同じ世帯で12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けるとき、4回目以降に限度額が下がる イ 世帯合算:同上一部負担金のうち21,000円以上のものを同一世帯について合算した額が基準額を超えるとき、その超えた額を支給 ウ 長期特定疾病:厚生労働大臣の定める疾病に係る同上一部負担金が10,000円(70歳未満の人工透析を受ける上位所得者は20,000円)を超えるとき、その超えた額を現物給付により支給 エ 外来年間合算:計算期間(8月1日～翌年7月31日)における外来療養の自己負担額の合計が144,000円を超えるとき、その超えた額を支給																																									
移送費	入院治療を必要とするため緊急に病院又は診療所に移送・転院された場合、保険者が必要と認め、算定した額を現金給付により給付																																									
高額介護合算療養費	世帯内で医療と介護の両制度ともに自己負担額があり、その合計が限度額を超えた額を支給																																									
出産育児一時金	1子につき404,000円(ただし、産科医療補償制度対象の分娩については、16,000円を加算する)																																									
葬祭費	1件につき 50,000円																																									

2. 診療報酬明細書点検調査状況

令和元年度診療報酬明細書点検調査実施状況報告書より)

診療(調剤) 報酬明細書	過誤調整の状況(A)		返納金等の調定状況(B)		計(A)+(B)	被保険者1人当たり の財政効果額	
	資格点検	内容点検	不当(正)利得	交通事故等		過誤調整・返納金等	内容点検(再掲)
1,257,595枚	4,200枚	2,928枚	-904枚	66枚	8,098枚	—	—
—	67,791千円	83,600千円	10,476千円	3,461千円	165,328千円	2,140円	1,082円

平均被保険者数77,269人

3. 療養取扱機関の状況 (豊橋市保健所資料より)

令和2年4月1日現在

医科A	歯科	市人口B	率 B/A	被保険者数C	率 C/A
280	183施設	376,141	1,343人/施設	75,951	271人/施設

4. 医療給付状況

(1) 療養の給付等の状況 (一般・退職 事業年報C表・F表より)

区分 年度	件数				費用額 (円)	保険者負担額 (円)	一部負担金 (円)	他法優先 (円)	国保優先 (円)
	診療費 (件)	薬剤支給 (件)	食事療養 (件)	訪問看護 (件)					
27	990,157 (46,204)	364,778 (16,623)	17,248 (762)	1,926 (130)	1,356,861 (62,957)	27,607,351,377 (1,419,492,302)	20,077,484,563 (992,491,809)	5,907,077,156 (370,746,885)	0 (0)
28	963,623 (28,428)	366,732 (10,505)	17,074 (555)	1,951 (87)	1,332,306 (38,020)	27,034,805,477 (913,121,387)	19,629,188,404 (637,434,410)	5,900,118,186 (238,936,819)	0 (0)
29	927,369 (13,589)	358,373 (5,076)	16,499 (295)	2,629 (63)	1,288,371 (18,728)	26,323,023,425 (476,115,377)	19,127,447,039 (332,347,683)	5,746,314,339 (121,385,450)	0 (0)
30	905,703 (5,347)	360,607 (2,033)	16,136 (131)	2,812 (24)	1,269,122 (7,404)	26,141,482,479 (181,600,727)	19,008,102,147 (126,895,568)	5,757,222,587 (45,781,057)	0 (0)
元	885,637 884,762 (875)	357,515 357,149 (366)	15,614 (12)	3,069 (7)	1,246,221 (1,248)	26,325,469,207 (22,669,749)	19,208,803,292 (15,780,402)	5,780,459,674 (5,651,363)	0 (0)

注: ()は退職者医療分の再掲。食事療養件数は計に含まれない。

(2) 療養費等の状況 (一般・退職 事業年報C表・F表より)

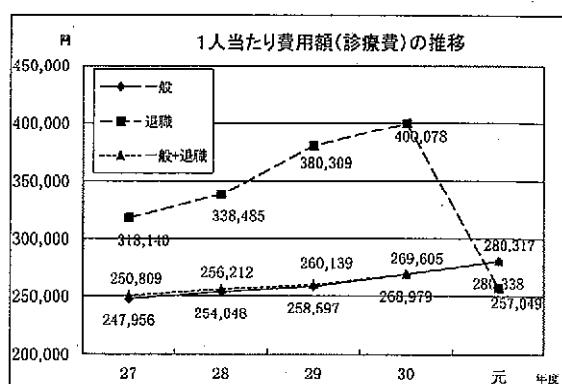
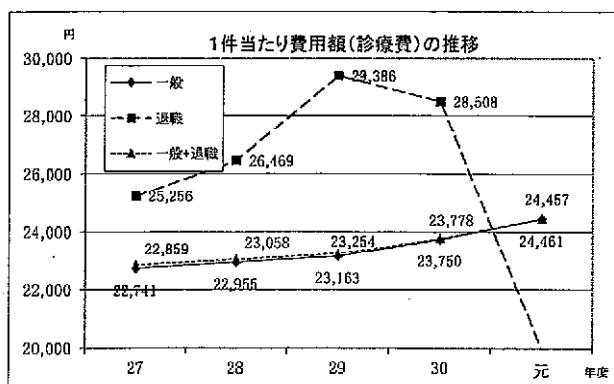
区分 年度	件数			費用額 (円)	保険者負担額 (円)	一部負担金 (円)	他法優先 (円)	国保優先 (円)
	療養費 (件)	その他(件)	計(件)	差額分(件)				
27	340 (11)	34,054 (1,417)	34,394 (1,428)	27 (0)	279,390,287 (12,201,721)	203,782,175 (8,564,709)	43,243,832 (1,856,240)	0 (0)
28	568 (2)	29,896 (856)	30,464 (858)	36 (0)	257,565,553 (8,238,881)	187,543,901 (5,767,112)	39,170,469 (1,455,481)	0 (0)
29	554 (0)	25,766 (360)	26,320 (360)	16 (1)	226,429,539 (3,847,154)	164,421,422 (2,694,103)	55,247,609 (1,120,629)	0 (0)
30	749 (0)	22,330 (113)	23,079 (113)	18 (1)	204,085,657 (1,270,497)	148,169,265 (890,531)	49,354,741 (372,929)	0 (0)
元	840 840 (0)	20,679 20,660 (19)	21,519 21,500 (19)	23 0 (0)	189,773,325 189,671,257 (102,068)	137,747,541 137,676,098 (71,443)	46,111,148 46,089,798 (21,350)	0 0 (0)

注: ()は退職者医療分の再掲

(3) 療養の給付(診療費)の状況 (一般・退職 事業年報C表・F表より)

区分 年度	件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	受診率 (%)	1件当たり日数 (日)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)	1人当たり費用額(診療費)の推移	
								一般	退職
27	990,157 (46,204)	1,855,744 (87,626)	22,633,758,189 (1,166,938,320)	1,097,21 (1,259,65)	1.87 (1.90)	22,859 (25,256)	250,809 (318,140)		
28	963,623 (28,428)	1,791,287 (54,206)	22,219,507,122 (752,452,280)	1,111,15 (1,278,81)	1.86 (1.91)	23,058 (26,469)	256,212 (338,485)		
29	927,369 (13,589)	1,716,285 (27,096)	21,564,969,088 (399,324,708)	1,118,69 (1,294,19)	1.85 (1.89)	23,254 (29,386)	260,139 (380,309)		
30	905,703 (5,347)	1,664,590 (11,135)	21,535,752,149 (152,429,673)	1,133,84 (1,403,41)	1.84 (2.08)	23,778 (28,508)	269,605 (400,078)		
元	885,637 884,762 (875)	1,608,073 1,606,537 (1,538)	21,859,852,489 21,642,373,189 (17,479,300)	1,146,17 1,146,05 (1,286,76)	1.82 1.82 (1.76)	24,457 24,461 (19,976)	280,317 280,338 (257,049)		

注: ()は退職者医療分の再掲 1人当たり費用額は年間換算



5. 出産育児一時金・葬祭費の支給状況

区分 年度	出産育児一時金			葬 祭 費			摘要
	件数 (件)	1件当たり 支給額 (円)	支給総額 (円)	件数 (件)	1件当たり 支給額 (円)	支給総額 (円)	
27	391	390,000～ 420,000	164,087,110	463	50,000	23,150,000	
28	356	390,000～ 420,000	148,843,987	416	50,000	20,800,000	
29	352	404,000～ 420,000	147,422,427	470	50,000	23,500,000	
30	299	404,000～ 420,000	125,175,716	418	50,000	20,900,000	
元	271	404,000～ 420,000	113,582,317	461	50,000	23,050,000	

6. 高額療養費の支給状況

区分 年度	件数 (件)	1件当たり 支給額 (円)	支 給 額 (円)	摘要	
27	44,438 (1,906)	54,099 (79,613)	2,404,036,860 (151,742,200)		
28	45,332 (1,278)	55,509 (84,237)	2,516,348,192 (107,655,424)		
29	47,034 (762)	53,357 (86,011)	2,509,606,925 (65,540,098)		
30	46,798 (276)	54,289 (76,124)	2,540,623,465 (21,010,339)		
元	48,094 (48,034) (60)	54,119 54,104 (66,090)	2,602,796,709 (2,598,831,325) (3,965,384)		

注：()内は退職者医療分の再掲

7. 第三者の行為による事故の発見とその処理

当該事例の捕捉には、レセプト、新聞等によるほか、医療機関および損害保険会社にも協力を求め、被保険者から届出が適正に、かつ、速やかに行われるよう努めている。

○賠償金収納状況

区分 年度	件数 (件)	調 定 額 (円)	摘要	
27	86	44,022,327		
28	73	37,386,141		
29	75	50,093,062		
30	51	42,388,984		
元	55	17,149,680		

一 保 険 稅 一

1. 保険税の賦課と納付 (令和元年度)

(1) 賦課期日 4月1日

(2) 保険税の賦課

・基礎課税額

応能割 所得割………… 所得額（当該年度分）×税率(6.52/100)
応益割 被保険者均等割… 被保険者1人当たり定額(18,200円)
世帯別平等割… 1世帯当たり定額(30,300円)

・後期高齢者支援金等課税額（平成20年度創設）

応能割 所得割………… 所得額（当該年度分）×税率(2.49/100)
応益割 被保険者均等割… 被保険者1人当たり定額(6,700円)
世帯別平等割… 1世帯当たり定額(11,000円)

・介護納付金課税額（平成12年度創設）

応能割 所得割………… 所得額（当該年度分）×税率(1.89/100)
応益割 被保険者均等割… 被保険者1人当たり定額(7,000円)
世帯別平等割… 1世帯当たり定額(8,200円)

(3) 納期 年8回

第1期 7月15日から7月31日まで
第2期 8月15日から8月31日まで
第3期 9月15日から9月30日まで
第4期 10月15日から10月31日まで
第5期 11月15日から11月30日まで
第6期 12月15日から12月28日まで
第7期 翌年1月15日から1月31日まで
第8期 翌年2月15日から2月28日まで
(平成25年度より仮算定廃止)

(4) 賦課徴収

4月から翌年3月までの一年分を7月に送付し、第1期から第8期までの8回に分けて賦課する。

(5) 月割賦課

賦課期日後において、納税義務が発生若しくは消滅した場合または被保険者に増減があった場合は、すべて月割による賦課額とする。

(6) 徴収方法

- (A) 口座振替 … 金融機関等に預金口座を有する場合で自動的に振替が行われる。
(B) 自主納付 … 世帯主あてに納付書が送付され、銀行等の金融機関窓口に直接納付する。
(C) 特別徴収 … 世帯主が65歳～74歳の国民健康保険加入者で、同一世帯の他の国民健康保険加入者も65歳～74歳である世帯の場合、世帯主の年金から天引きする。
ただし、以下の場合は、対象外となる。
・介護保険料が特別徴収でない場合
・介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の1／2相当額を超える場合
・年間の年金額が18万円未満の場合
・国民健康保険税を口座振替している場合

2. 賦課状況(本算定期における賦課期日現在に係る状況)

区分	年度	平成30年度				平成31年度				令和2年度			
		基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付課税額	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付課税額	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付課税額	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付課税額
世帯数 (平等割の件数)	世帯	48,724	48,724	21,792	48,038	48,038	21,198	47,357	47,357	47,357	47,357	20,817	
被保険者数 (均等割の人員数)	人	81,294	81,294	26,624	78,729	78,729	25,680	76,379	76,379	76,379	76,379	24,824	
算定額割合	所得割 % 円	(58.81) 3,979,102,329	(59.57) 1,524,584,515	(59.00) 552,789,615	(58.25) 3,930,518,680	(59.30) 1,501,072,316	(58.52) 498,941,905	(57.33) 3,635,380,772	(58.42) 1,368,877,945	(57.18) 493,142,380			
	被保険者 % 均等割 円	(19.70) 1,333,221,600	(19.38) 495,893,400	(19.60) 183,705,600	(21.23) 1,432,867,800	(20.84) 527,484,300	(21.09) 179,760,000	(22.64) 1,435,925,200	(22.17) 519,377,200	(22.74) 196,109,600			
	世帯別平等割 (※) 円	(21.49) 1,453,689,375	(21.05) 538,747,500	(21.40) 200,486,400	(20.52) 1,384,967,550	(19.86) 502,793,500	(20.39) 173,823,600	(20.03) 1,269,888,300	(19.41) 454,818,150	(20.08) 173,182,800			
	計 % 円	(100.00) 6,766,013,304	(100.00) 2,559,225,415	(100.00) 936,981,615	(100.00) 6,748,354,030	(100.00) 2,531,350,116	(100.00) 852,525,505	(100.00) 6,341,194,272	(100.00) 2,343,073,295	(100.00) 862,434,780			
所得割の状況	課税対象額 円	63,260,768,399	63,260,768,399	27,778,372,706	60,284,028,851	60,284,028,851	26,399,042,715	56,101,555,132	56,101,555,132	23,044,036,492			
	上記の方法	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式			
税率	上記を賦課 された世帯数	30,528	30,528	11,936	29,652	29,652	11,426	29,017	29,017	10,994			
	所得割 %	6.29	2.41	1.99	8.52	2.49	1.89	6.48	2.44	2.14			
	被保険者 % 均等割 円	16,400	6,100	6,900	18,200	6,700	7,000	18,800	6,800	7,900			
	世帯別平等割 円	31,300	11,600	9,200	30,300	11,000	8,200	28,200	10,100	8,400			
	課税限度額 円	580,000	190,000	160,000	610,000	190,000	160,000	630,000	190,000	170,000			
	応能割: 広益割 % (軽減前・一般分)	54.55:45.45	54.49:45.54	54.37:45.63	54.26:45.74	54.30:45.70	53.79:46.21	53.76:46.24	53.89:46.11	53.21:46.79			
	控減額 円	678,629,407	251,165,690	81,406,200	688,817,078	251,784,125	75,631,380	670,499,570	241,370,243	80,783,900			
	課税限度額を 超える額 円	633,231,117	285,198,796	97,277,935	590,381,072	277,543,462	88,483,366	489,930,785	230,439,885	73,185,492			
	本算定期額 円	5,322,791,800	1,973,350,600	740,792,900	5,335,794,900	1,952,512,200	66,990,620	5,057,059,000	1,826,731,000	692,207,900			
	1世帯当たり 調定期額 円	109,244	40,501	33,994	111,074	40,645	31,602	106,786	38,574	33,575			
	被保険者数 1人当たり調定期額 円	65,476	24,274	27,824	67,774	24,800	26,087	66,210	23,917	27,885			

3. 収納状況（令和2年5月末現在）

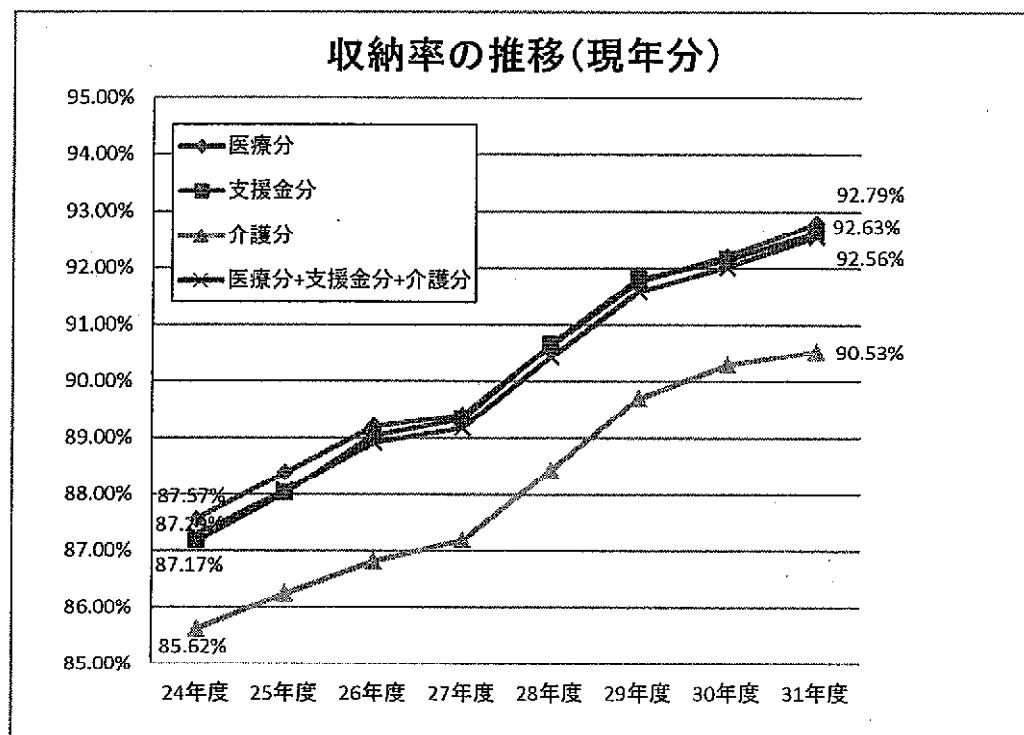
区分		調定額累計 (A) 円	収納額累計 (B) 円	還付未済額 (別掲) (C) 円	不納欠損額 (D) 円	未収額 (A-B-D) 円	収納率 (B+A) %	收入率 ((B+C)+A)	
医療分 (基礎課税分)	現年分	<2,726,000> 5,227,823,111 (5,193,535,973)	4,850,915,784 (4,788,258,516)	13,579,177 (10,098,391)	685,865 (225,861)	376,221,482 (405,050,495)	<92.84%> 92.79% (92.20%)	93.05% (92.39%)	
	滞納繰越分	<752300> 2,258,379,491 (2,641,158,443)	420,863,859 (412,494,694)	797,250 (769,126)	245,631,178 (347,475,025)	1,591,884,454 (1,881,186,724)	18.64% (15.62%)	18.67% (15.65%)	
	計	<3,478,300> 7,486,202,602 (7,834,692,416)	5,271,779,643 (5,200,753,210)	14,376,427 (10,887,519)	246,317,043 (347,701,986)	1,968,105,916 (2,286,237,220)	70.42% (68.38%)	70.61% (68.62%)	
	現年分	<0> 2,519,736 (20,937,122)	2,486,857 (20,220,892)	0 (7,945)	0 (700)	32,879 (715,530)	<98.70%> 98.70% (96.58%)	98.70% (96.62%)	
	退職	滞納繰越分	39,411,042 (52,897,480)	5,682,529 (7,503,437)	16,826 (56,650)	5,471,631 (6,877,297)	28,256,882 (38,411,746)	14.42% (14.38%)	14.46% (14.48%)
	計	<0> 41,930,778 (73,828,802)	8,169,386 (27,824,329)	16,826 (64,595)	5,471,631 (6,877,997)	28,289,781 (39,127,276)	19.48% (37.69%)	19.52% (37.77%)	
	現年分	<2,726,000> 5,230,342,847 (5,214,473,955)	4,853,402,641 (4,808,479,408)	13,579,177 (10,106,336)	685,865 (227,661)	376,254,341 (405,766,025)	<92.84%> 92.79% (92.21%)	93.05% (92.41%)	
	合計	滞納繰越分	<752300> 2,287,780,533 (2,694,048,923)	426,546,388 (420,098,131)	814,076 (825,776)	251,102,809 (354,352,322)	1,620,141,336 (1,919,598,470)	<18.57%> 18.56% (15.59%)	18.00% (15.62%)
	計	<3,478,300> 7,528,133,380 (7,908,522,018)	5,279,849,029 (5,228,877,539)	14,393,253 (10,932,114)	251,788,674 (354,579,983)	1,996,395,677 (2,325,364,496)	<70.17%> 70.14% (66.11%)	70.33% (66.25%)	
支援金分 (後期高齢者支援金等課税分)	現年分	<1,003,200> 1,912,908,435 (1,921,596,743)	1,771,845,243 (1,770,489,132)	4,922,587 (3,837,672)	252,227 (85,139)	140,710,985 (151,022,472)	<92.66%> 92.63% (92.14%)	92.88% (92.34%)	
	滞納繰越分	<282200> 702,066,309 (807,820,583)	133,533,060 (125,852,773)	266,803 (224,173)	82,345,526 (120,941,466)	486,189,724 (561,026,344)	19.02% (15.58%)	18.08% (15.61%)	
	計	<2,855,400> 2,614,876,744 (2,729,417,326)	1,905,378,303 (1,888,341,905)	5,189,390 (4,061,845)	82,597,752 (121,026,605)	628,900,689 (712,048,016)	72.87% (69.49%)	73.07% (69.63%)	
	現年分	<0> 927,018 (7,741,062)	914,677 (7,479,375)	0 (2,802)	0 (200)	12,441 (261,487)	<98.66%> 98.60% (96.62%)	98.66% (96.66%)	
	退職	滞納繰越分	10,439,163 (15,248,583)	1,854,406 (2,531,703)	6,283 (21,756)	1,880,545 (2,631,774)	6,704,212 (10,083,106)	17.76% (16.61%)	17.82% (16.75%)
	計	<0> 11,366,161 (22,987,645)	2,768,983 (10,011,078)	6,283 (24,558)	1,880,545 (2,631,974)	6,716,653 (10,344,593)	24.36% (43.55%)	24.42% (43.66%)	
	現年分	<1,003,200> 1,913,735,453 (1,929,337,805)	1,772,759,820 (1,777,968,507)	4,922,587 (3,840,474)	252,227 (85,339)	140,723,406 (151,283,958)	<92.65%> 92.63% (92.15%)	92.86% (92.35%)	
	合計	滞納繰越分	<282200> 712,507,472 (823,067,165)	135,387,466 (128,384,476)	273,086 (245,929)	84,226,070 (123,573,240)	492,893,936 (571,109,450)	<19.01%> 19.00% (15.60%)	19.04% (15.63%)
	計	<1,285,400> 2,625,242,925 (2,752,404,971)	1,908,147,286 (1,906,352,983)	5,185,873 (4,086,403)	84,478,287 (123,658,579)	633,617,342 (722,393,409)	<72.69%> 72.65% (69.26%)	72.85% (69.41%)	
介護分 (介護給付金課税分)	現年分	<536,800> 652,086,019 (709,363,980)	590,261,482 (640,111,799)	1,814,652 (1,418,030)	25,108 (45,500)	61,799,428 (69,206,661)	<90.58%> 90.52% (90.24%)	90.80% (90.44%)	
	滞納繰越分	<433000> 379,449,040 (442,258,133)	66,892,861 (64,285,575)	111,907 (154,299)	43,654,616 (63,480,459)	268,901,563 (314,512,099)	17.63% (14.54%)	17.68% (14.57%)	
	計	<580,100> 1,031,535,059 (1,151,622,093)	657,154,343 (704,397,374)	1,926,559 (1,572,329)	43,679,724 (63,505,959)	330,700,892 (383,718,760)	63.71% (61.17%)	63.89% (61.30%)	
	現年分	<0> 802,081 (6,789,440)	785,333 (6,551,054)	1,830 (6,437)	(200)	16,748 (237,386)	<97.81%> 97.91% (96.50%)	98.14% (98.60%)	
	退職	滞納繰越分	10,672,453 (15,271,166)	1,795,144 (2,430,657)	3,433 (20,884)	1,853,121 (2,512,952)	7,023,186 (10,327,557)	16.83% (15.52%)	16.86% (15.05%)
	計	<0> 11,474,534 (22,080,806)	2,581,477 (8,982,511)	5,263 (27,321)	1,853,121 (2,513,152)	7,039,936 (10,564,943)	22.50% (40.72%)	22.54% (40.84%)	
	現年分	<536,800> 652,888,100 (716,153,400)	591,046,815 (646,663,653)	1,816,482 (1,424,467)	25,108 (45,700)	61,816,177 (69,444,047)	<90.60%> 90.53% (90.30%)	90.81% (90.50%)	
	合計	滞納繰越分	<433000> 390,121,493 (457,529,299)	68,689,005 (66,716,232)	115,340 (175,183)	45,507,797 (65,973,411)	275,924,751 (324,639,656)	17.61% (14.58%)	17.64% (14.62%)
	計	<580,100> 1,043,009,593 (1,173,682,689)	659,735,820 (713,379,885)	1,931,822 (1,599,650)	45,532,845 (66,019,111)	337,740,928 (394,283,703)	63.25% (60.78%)	63.44% (60.92%)	
医療分+支援金分+介護分	現年分	<4,266,000> 7,792,717,565 (7,824,496,676)	7,213,022,509 (7,198,859,447)	20,316,416 (15,354,083)	963,200 (357,600)	578,731,856 (625,279,829)	<92.61%> 92.56% (92.00%)	92.82% (92.20%)	
	滞納繰越分	<1,077,800> 3,399,856,840 (3,891,235,159)	621,289,780 (602,633,042)	1,175,960 (1,147,600)	371,631,319 (531,876,950)	2,346,975,741 (2,756,725,187)	18.60% (15.49%)	18.64% (15.52%)	
	計	<5,343,800> 11,132,614,405 (11,171,731,835)	7,834,312,289 (7,801,492,489)	21,492,376 (16,501,693)	372,584,519 (532,234,550)	2,925,707,597 (3,382,004,796)	70.37% (68.59%)	70.57% (66.73%)	
	現年分	<0> 4,248,835 (35,487,624)	4,186,767 (34,252,121)	1,830 (17,184)	0 (1,000)	62,058 (1,214,403)	<98.54%> 98.54% (96.57%)	98.58% (96.62%)	
	退職	滞納繰越分	<0> 50,522,658 (83,410,229)	9,333,079 (12,565,797)	26,542 (39,290)	9,205,297 (12,022,023)	41,984,222 (58,028,409)	15.42% (15.07%)	15.46% (15.18%)
	計	<0> 64,771,493 (118,877,853)	13,519,846 (46,817,918)	28,372 (116,474)	9,205,297 (12,023,123)	42,046,350 (60,036,812)	20.87% (39.38%)	20.92% (39.48%)	
	現年分	<4,266,000> 7,796,866,400 (7,859,964,300)	7,217,209,276 (7,233,111,568)	20,318,246 (15,371,277)	963,200 (358,700)	578,793,924 (626,494,032)	<92.61%> 92.56% (92.02%)	92.82% (92.22%)	
	合計	滞納繰越分	<107,7800> 3,400,419,493 (3,814,645,383)	630,622,859 (615,198,839)	1,202,502 (1,246,890)	380,836,616 (543,898,973)	2,388,660,023 (2,815,547,576)	18.55% (15.40%)	18.58% (15.51%)
	計	<5,343,800> 11,197,385,898 (11,834,609,688)	7,847,832,135 (7,848,310,407)	21,520,748 (16,618,167)	381,799,816 (544,257,673)	2,967,753,947 (3,442,041,608)	<70.12%> 70.09% (68.32%)	70.28% (66.46%)	

注: ()内は前年同月末現在、()内は居所不明者分調定額

収納率の推移(現年分)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
医療分	87.57%	88.39%	89.20%	89.40%	90.63%	91.76%	92.21%	92.79%
支援金分	87.17%	88.02%	89.04%	89.34%	90.66%	91.81%	92.15%	92.63%
介護分	85.62%	86.25%	86.82%	87.19%	88.43%	89.70%	90.30%	90.53%
医療分+支援金分+介護分	87.29%	88.07%	88.92%	89.18%	90.43%	91.58%	92.02%	92.56%

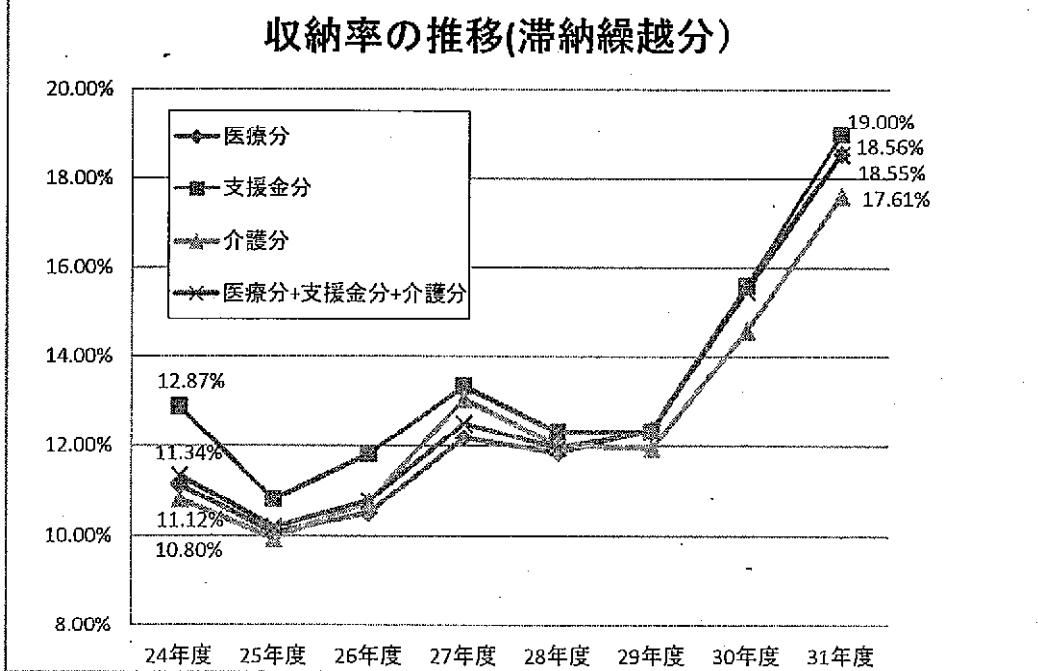
収納率の推移(現年分)



収納率の推移(滞納繰越分)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
医療分	11.12%	10.08%	10.50%	12.19%	11.85%	12.39%	15.59%	18.56%
支援金分	12.87%	10.80%	11.83%	13.33%	12.32%	12.33%	15.60%	19.00%
介護分	10.80%	9.94%	10.74%	13.05%	12.03%	11.95%	14.58%	17.61%
医療分+支援金分+介護分	11.34%	10.19%	10.78%	12.51%	11.97%	12.33%	15.48%	18.55%

収納率の推移(滞納繰越分)



4. 令和元年度国民健康保険税に関する調(総務省自治税務局市町村税課)

(1) 国民健康保険の加入者の状況に関する調

(その1 基礎課税(賦課)額に係る分)

区分		平成31年3月31日現在	令和2年3月31日現在
市町村の状況	世帯数	158,555	160,807
	人口	376,181	376,141
加入者の状況	世帯数	被保険者世帯数	47,443
		混合世帯数	68
		計 (A)	47,511
	被保険者数	退職被保険者世帯数 (B)	60
		合計 (A)+(B)	47,571
	みなす世帯主数		11,089
	被保険者数	被保険者数 (C)	77,891
		退職被保険者数	128
		被扶養者数	6
		計 (D)	134
	合計 (C)+(D)		78,025
			75,521

(その2 後期高齢者支援金等課税(賦課)額に係る分)

区分		平成31年3月31日現在	令和2年3月31日現在
(後期高齢者支援金等課税)被保険者の状況	世帯数	被保険者世帯数	47,443
		混合世帯数	68
		計 (E)	47,511
	被保険者数	退職被保険者世帯数 (F)	60
		合計 (E)+(F)	47,571
	被保険者数	被保険者数 (G)	77,891
		退職被保険者等数 (H)	134
		合計 (G)+(H)	78,025
			75,521

(その3 介護納付金課税(賦課)額に係る分)

区分		平成31年3月31日現在	令和2年3月31日現在
(介護納付金課税)被保険者の状況	世帯数	被保険者世帯数	20,782
		混合世帯数	11
		計 (I)	20,793
	被保険者数	退職被保険者世帯数 (J)	92
		合計 (I)+(J)	20,885
	被保険者数	被保険者数 (K)	25,157
		退職被保険者等数 (L)	105
		合計 (K)+(L)	25,262
			24,350

(2) 国民健康保険税の課税方法等に関する説

(その1 基礎課税(賦課)額に係る分)

納期の回数	8									
課税限度額	610,000									
基礎課税総額	法第703条の4第3項の規定による額を事業の給付金に要する費用の総額の見込額並びに前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額の合算額で除して得た基礎課税額の算定割合 100分の									
課税方法	所得割、均等割及び平等割									
基礎課税総額の構成割合	<table border="1"> <tr> <td>応能割</td> <td>所得割総額 (%) 55</td> </tr> <tr> <td>資産割総額 (%) 0</td> </tr> <tr> <td>その他 (%) 0</td> </tr> <tr> <td>計 (%) 55</td> </tr> <tr> <td>均等割総額 (%) 23</td> </tr> <tr> <td>平等割総額 (%) 22</td> </tr> <tr> <td>計 (%) 45</td> </tr> <tr> <td>合計 (%) 100</td> </tr> </table>	応能割	所得割総額 (%) 55	資産割総額 (%) 0	その他 (%) 0	計 (%) 55	均等割総額 (%) 23	平等割総額 (%) 22	計 (%) 45	合計 (%) 100
応能割	所得割総額 (%) 55									
資産割総額 (%) 0										
その他 (%) 0										
計 (%) 55										
均等割総額 (%) 23										
平等割総額 (%) 22										
計 (%) 45										
合計 (%) 100										
所得割総額の基礎	法第703条の4第6項の総所得金額等(市町村民税の旧ただし書き方式)									
資産割総額の基礎	資産割を課税していない									
税率	<table border="1"> <tr> <td>所得割 (%) 6.52</td> </tr> <tr> <td>資産割 (%) 0</td> </tr> <tr> <td>均等割 (円) 18,200</td> </tr> <tr> <td>平等割 特定世帯・特定継続世帯以外 (円) 30,300</td> </tr> <tr> <td>平等割 特定世帯 (円) 15,150</td> </tr> <tr> <td>特定継続世帯 (円) 22,725</td> </tr> </table>	所得割 (%) 6.52	資産割 (%) 0	均等割 (円) 18,200	平等割 特定世帯・特定継続世帯以外 (円) 30,300	平等割 特定世帯 (円) 15,150	特定継続世帯 (円) 22,725			
所得割 (%) 6.52										
資産割 (%) 0										
均等割 (円) 18,200										
平等割 特定世帯・特定継続世帯以外 (円) 30,300										
平等割 特定世帯 (円) 15,150										
特定継続世帯 (円) 22,725										

(その2 後期高齢者支援金等課税(賦課)額に係る分)

納期の回数	△									
課税限度額	190,000									
後期高齢者支援金等課税総額	法第703条の4第13項の規定による額を当該年度分の後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額で除して得た後期高齢者支援金等課税額の算定割合 100分の									
課税方法	所得割、均等割及び平等割									
後期高齢者支援金等課税総額の構成割合	<table border="1"> <tr> <td>応能割</td> <td>所得割総額 (%) 55</td> </tr> <tr> <td>資産割総額 (%) 0</td> </tr> <tr> <td>その他 (%) 0</td> </tr> <tr> <td>計 (%) 55</td> </tr> <tr> <td>均等割総額 (%) 23</td> </tr> <tr> <td>平等割総額 (%) 22</td> </tr> <tr> <td>計 (%) 45</td> </tr> <tr> <td>合計 (%) 100</td> </tr> </table>	応能割	所得割総額 (%) 55	資産割総額 (%) 0	その他 (%) 0	計 (%) 55	均等割総額 (%) 23	平等割総額 (%) 22	計 (%) 45	合計 (%) 100
応能割	所得割総額 (%) 55									
資産割総額 (%) 0										
その他 (%) 0										
計 (%) 55										
均等割総額 (%) 23										
平等割総額 (%) 22										
計 (%) 45										
合計 (%) 100										
所得割総額の基礎	法第703条の4第15項の総所得金額等(市町村民税の旧ただし書き方式)									
資産割総額の基礎	資産割を課税していない									
税率	<table border="1"> <tr> <td>所得割 (%) 2.49</td> </tr> <tr> <td>資産割 (%) 0</td> </tr> <tr> <td>均等割 (円) 6,700</td> </tr> <tr> <td>平等割 特定世帯・特定継続世帯以外 (円) 11,000</td> </tr> <tr> <td>平等割 特定世帯 (円) 5,500</td> </tr> <tr> <td>特定継続世帯 (円) 8,250</td> </tr> </table>	所得割 (%) 2.49	資産割 (%) 0	均等割 (円) 6,700	平等割 特定世帯・特定継続世帯以外 (円) 11,000	平等割 特定世帯 (円) 5,500	特定継続世帯 (円) 8,250			
所得割 (%) 2.49										
資産割 (%) 0										
均等割 (円) 6,700										
平等割 特定世帯・特定継続世帯以外 (円) 11,000										
平等割 特定世帯 (円) 5,500										
特定継続世帯 (円) 8,250										

(その3 介護納付金課税(賦課)額に係る分)

納期の回数	△									
課税限度額	160,000									
介護納付金課税総額	法第703条の4第22項の規定による額を当該年度分の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額で除して得た介護納付金課税額の算定割合 100分の									
課税方法	所得割、均等割及び平等割									
介護納付金課税総額の構成割合	<table border="1"> <tr> <td>応能割</td> <td>所得割総額 (%) 55</td> </tr> <tr> <td>資産割総額 (%) 0</td> </tr> <tr> <td>その他 (%) 0</td> </tr> <tr> <td>計 (%) 55</td> </tr> <tr> <td>均等割総額 (%) 23</td> </tr> <tr> <td>平等割総額 (%) 22</td> </tr> <tr> <td>計 (%) 45</td> </tr> <tr> <td>合計 (%) 100</td> </tr> </table>	応能割	所得割総額 (%) 55	資産割総額 (%) 0	その他 (%) 0	計 (%) 55	均等割総額 (%) 23	平等割総額 (%) 22	計 (%) 45	合計 (%) 100
応能割	所得割総額 (%) 55									
資産割総額 (%) 0										
その他 (%) 0										
計 (%) 55										
均等割総額 (%) 23										
平等割総額 (%) 22										
計 (%) 45										
合計 (%) 100										
所得割総額の基礎	法第703条の4第23項の総所得金額等(市町村民税の旧ただし書き方式)									
資産割総額の基礎	資産割を課税していない									
税率	<table border="1"> <tr> <td>所得割 (%) 1.89</td> </tr> <tr> <td>資産割 (%) 0</td> </tr> <tr> <td>均等割 (円) 7,000</td> </tr> <tr> <td>平等割 (円) 8,200</td> </tr> </table>	所得割 (%) 1.89	資産割 (%) 0	均等割 (円) 7,000	平等割 (円) 8,200					
所得割 (%) 1.89										
資産割 (%) 0										
均等割 (円) 7,000										
平等割 (円) 8,200										

5. 保険税の軽減

低所得者軽減基準(平成31年度)

7割軽減………総所得金額が33万円以下の世帯に対して均等割額及び平等割額の7割を軽減する。

5割軽減………総所得金額が33万円+28万円×被保険者数(特定同一世帯所属者を含む)の範囲内の世帯に対して均等割額及び平等割額の5割を軽減する。

2割軽減………総所得金額が33万円+51万円×被保険者数(特定同一世帯所属者を含む)の範囲内の世帯に対して均等割額及び平等割額の2割を軽減する。

軽減状況

区分 年度	7割軽減			5割軽減			2割軽減			国保 世帯数 (世帯)	
	世帯数(世帯) と割合	被保険者数(人)	軽減額(円)	世帯数(世帯) と割合	被保険者数(人)	軽減額(円)	世帯数(世帯) と割合	被保険者数(人)	軽減額(円)		
25	基礎課税額に係る分	11,714 (22.2%)	16,660	585,123,000	2,438 (4.6%)	5,963	107,786,550	6,495 (12.3%)	11,843	100,390,620	52,692
	後期高齢者支援金等課税額に係る分	11,714 (22.2%)	16,660	222,482,400	2,438 (4.6%)	5,963	41,202,600	6,495 (12.3%)	11,843	38,268,240	52,692
	介護納付金課税額に係る分	5,403 (19.9%)	6,021	94,274,460	1,321 (4.9%)	1,785	17,731,200	2,909 (10.7%)	3,635	15,139,320	27,140
26	基礎課税額に係る分	12,271 (23.3%)	17,199	605,003,459	5,967 (11.4%)	11,546	235,549,589	5,853 (11.1%)	11,712	93,416,070	52,562
	後期高齢者支援金等課税額に係る分	12,271 (23.3%)	17,199	214,830,210	5,967 (11.4%)	11,546	83,302,800	5,853 (11.1%)	11,712	33,020,400	52,562
	介護納付金課税額に係る分	5,497 (20.9%)	6,069	90,975,360	2,730 (10.4%)	3,395	33,815,250	2,551 (9.7%)	3,321	12,879,960	26,267
27	基礎課税額に係る分	12,263 (23.5%)	17,006	631,645,560	6,837 (13.1%)	13,117	282,726,300	5,910 (11.3%)	11,614	98,635,440	52,093
	後期高齢者支援金等課税額に係る分	12,263 (23.5%)	17,006	203,677,740	6,837 (13.1%)	13,117	91,000,650	5,910 (11.3%)	11,614	31,742,940	52,093
	介護納付金課税額に係る分	5,316 (21.2%)	5,837	80,989,860	2,898 (11.6%)	3,614	33,221,400	2,561 (10.2%)	3,237	11,810,760	25,072
28	基礎課税額に係る分	12,284 (24.0%)	16,903	573,882,540	6,910 (13.5%)	13,000	259,948,500	5,844 (11.4%)	11,336	89,158,560	51,120
	後期高齢者支援金等課税額に係る分	12,284 (24.0%)	16,903	195,456,125	6,910 (13.5%)	13,000	88,258,012	5,844 (11.4%)	11,336	30,262,020	51,120
	介護納付金課税額に係る分	5,209 (21.7%)	5,724	78,398,460	2,809 (11.7%)	3,438	31,620,600	2,439 (10.2%)	3,036	11,064,600	24,002
29	基礎課税額に係る分	12,147 (24.4%)	16,544	571,261,005	6,808 (13.7%)	12,488	255,524,025	5,681 (11.4%)	10,754	86,791,860	49,759
	後期高齢者支援金等課税額に係る分	12,147 (24.4%)	16,544	188,770,890	6,808 (13.7%)	12,488	84,546,450	5,681 (11.4%)	10,754	28,720,320	49,759
	介護納付金課税額に係る分	5,063 (22.3%)	5,508	72,789,780	2,645 (11.6%)	3,173	28,403,100	2,297 (10.1%)	2,860	10,041,960	22,732
30	基礎課税額に係る分	12,138 (25.0%)	16,270	444,266,017	6,808 (14.0%)	12,325	198,591,960	5,568 (11.4%)	10,358	65,989,445	48,649
	後期高齢者支援金等課税額に係る分	12,138 (25.0%)	16,270	164,899,140	6,808 (14.0%)	12,325	73,735,400	5,568 (11.4%)	10,358	24,501,820	48,649
	介護納付金課税額に係る分	4,988 (22.9%)	5,442	58,407,580	2,510 (11.5%)	3,027	21,989,150	2,189 (10.1%)	2,669	7,710,980	21,745
31	基礎課税額に係る分	12,148 (25.4%)	16,267	456,893,980	6,847 (14.3%)	12,072	203,891,331	5,370 (11.2%)	9,818	65,639,075	47,919
	後期高齢者支援金等課税額に係る分	12,148 (25.4%)	16,267	166,925,080	6,847 (14.3%)	12,072	74,579,700	5,370 (11.2%)	9,818	24,011,470	47,919
	介護納付金課税額に係る分	5,041 (23.9%)	5,510	55,934,340	2,460 (11.6%)	2,912	20,278,000	2,107 (10.0%)	2,587	7,077,280	21,125

6. その他

(1)督促状発付件数

(単位:件・%)

期別	平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	調定件数	発付件数	割 合	調定件数	発付件数	割 合	調定件数	発付件数	割 合
1期分	47,338	10,096	21.3	46,179	9,306	20.2	45,717	8,991	19.7
2期分	46,640	8,947	19.2	45,487	8,189	18.0	44,865	7,869	17.5
3期分	45,715	8,828	19.3	44,762	8,219	18.4	44,067	7,794	17.7
4期分	44,632	8,046	18.0	43,658	7,426	17.0	43,124	6,825	15.8
5期分	44,407	7,962	17.9	43,220	7,270	16.8	42,561	6,943	16.3
6期分	44,099	7,828	17.8	42,885	7,057	16.5	42,494	6,824	16.1
7期分	43,808	7,727	17.6	42,573	7,167	16.8	42,039	6,853	16.3
8期分	44,028	7,290	16.6	42,875	6,725	15.7	42,346	6,607	15.6
合計	360,667	66,724	18.5	351,639	61,359	17.4	347,213	58,706	16.9

(2)過誤納金還付状況

(単位:件・円)

内容	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
國民健康保険税	4,157	87,833,986	3,547	72,056,974	3,698	68,620,045
滞 納 繰 越 分	146	2,382,289	153	4,037,658	192	3,982,341
督 促 手 数 料	0	0	0	0	0	0
延 滞 金	172	782,752	111	567,091	159	814,406
保 険 税 還 付 金 (歳出)	1,955	53,437,542	1,416	44,848,037	1,699	44,728,307
還 付 加 算 金 (歳出)	319	793,200	236	573,900	177	442,100
合 計	6,749	145,229,769	5,463	122,083,660	5,925	118,587,199

(3)国民健康保険税減免状況

(上段:()件数 下段:円)

年度	理由	火 灾	その他の災害	生活保護	病気貧困	そ の 他	計
		(1)	(2)	(12)	(14)	(22,557)	(22,586)
29	基礎課税額に係る分	10,400	87,200	120,200	422,600	227,226,190	227,866,590
	後期高齢者支援金等課税額に係る分	3,400	28,400	38,800	138,300	75,136,799	75,345,699
	介護納付金課税額に係る分	3,200	3,100	30,100	63,700	29,110,568	29,210,668
30	基礎課税額に係る分	35,664	0	122,964	638,600	152,459,434	153,256,662
	後期高齢者支援金等課税額に係る分	13,220	0	41,876	237,300	56,538,162	56,830,558
	介護納付金課税額に係る分	10,116	0	9,560	103,100	20,071,853	20,194,629
31	基礎課税額に係る分	88,600	0	191,376	1,139,100	146,525,423	147,944,499
	後期高齢者支援金等課税額に係る分	33,000	0	68,191	424,700	53,582,915	54,108,806
	介護納付金課税額に係る分	17,800	0	42,733	229,600	17,681,613	17,971,746

(4) 納付方法別の収納状況(国民健康保険事業状況調査より)

区分	年度	29	30	31
口座振替	調定額	5,045,474,700 円	4,727,208,999 円	4,817,106,000 円
	収納額	4,853,131,600 円	4,596,465,100 円	4,680,484,300 円
	収納率	96.19 %	97.23 %	97.16 %
自主納付	調定額	3,445,525,200 円	2,893,812,201 円	2,750,693,200 円
	収納額	2,828,838,755 円	2,310,250,410 円	2,193,330,973 円
	収納率	82.10 %	79.83 %	79.74 %
特別徴収 (年金天引き)	調定額	248,342,200 円	238,943,100 円	229,167,200 円
	収納額	248,342,200 円	238,943,100 円	229,167,200 円
	収納率			
戸別徴収 (職員)	調定額			
	収納額	0 円	0 円	0 円
	収納率			
その他(窓口収納等)	調定額			
	収納額	72,978,506 円	87,452,958 円	114,226,803 円
	収納率			
合計	(居所不明分)	(4,505,400) 円	(3,680,700) 円	(4,266,000) 円
	調定額	8,739,342,100 円	7,859,964,300 円	7,796,966,400 円
	収納額	8,003,291,061 円	7,233,111,568 円	7,217,209,276 円
	収納率	91.62 %	92.07 %	92.61 %

(5) 口座振替加入状況(豊橋市税務概要より)

区分	年度	29	30	31
納税義務者数(A)		46,639 人	44,759 人	44,857 人
口座振替利用者数(B)		25,461 人	26,020 人	26,623 人
加入率(B)／(A)		54.6 %	58.1 %	59.4 %

(6)税率の推移

【医療分】

区分 年度	所得割 ※	資産割	被保険者 均等割	世帯別 平等割	課税限度額
	所得額 ×	固定資産税額 (土地・家屋) ×	被保険者 1人につき	1世帯につき	
平成25年度	6.09 100	—	17,700	48,000	510,000
平成26年度	6.63 100	—	18,300	46,500	510,000
平成27年度	6.92 100	—	19,800	48,000	520,000
平成28年度	6.92 100	—	19,800	40,800	540,000
平成29年度	6.89 100	—	20,700	40,200	540,000
平成30年度	6.29 100	—	16,400	31,300	580,000
平成31年度	6.52 100	—	18,200	30,300	610,000
令和2年度	6.48 100	—	18,800	28,200	630,000

【支援金分】

区分 年度	所得割 ※	資産割	被保険者 均等割	世帯別 平等割	課税限度額
	所得額 ×	固定資産税額 (土地・家屋) ×	被保険者 1人につき	1世帯につき	
平成25年度	2.62 100	—	6,900	18,000	140,000
平成26年度	2.44 100	—	6,300	16,800	160,000
平成27年度	2.27 100	—	6,300	15,600	170,000
平成28年度	2.27 100	—	6,600	14,100	190,000
平成29年度	2.24 100	—	6,900	13,200	190,000
平成30年度	2.41 100	—	6,100	11,600	190,000
平成31年度	2.49 100	—	6,700	11,000	190,000
令和2年度	2.44 100	—	6,800	10,100	190,000

【介護分】

区分 年度	所得割 ※	資産割	被保険者 均等割	世帯別 平等割	課税限度額
	所得額 ×	固定資産税額 (土地・家屋) ×	被保険者 1人につき	1世帯につき	
平成25年度	2.44 100	—	8,100	15,900	120,000
平成26年度	2.33 100	—	8,100	14,700	140,000
平成27年度	1.95 100	—	7,800	13,200	160,000
平成28年度	2.06 100	—	8,100	12,600	160,000
平成29年度	2.03 100	—	8,400	11,400	160,000
平成30年度	1.99 100	—	6,900	9,200	160,000
平成31年度	1.89 100	—	7,000	8,200	160,000
令和2年度	2.14 100	—	7,900	8,400	170,000

※ 資産割は平成25年度より廃止。

一 保 健 事 業 一

1. 特定健康診査・特定保健指導事業

高齢者の医療の確保に関する法律(平成20.4.1施行)にもとづき、被保険者の健康長寿ひいては医療費の適正化を目的として、40歳以上の被保険者に対してメタボリックシンドロームに着目した健康診査(特定健康診査)を実施し、健診結果により抽出された対象者に対して生活習慣改善に向けた3段階の保健指導(特定保健指導=情報提供(全員)・動機付支援・積極的支援)を実施するもの。

(1) 特定健康診査実績

令和2年5月末現在

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	対象者数	67,423 人	68,047 人	68,262 人	68,169 人	62,474 人	62,457 人
	受診者数	24,272 人	26,537 人	28,671 人	30,676 人	21,866 人	24,983 人
	受診率	36 %	39 %	42 %	45 %	35 %	40 %
実績値	対象者数	65,715 人	64,836 人	63,380 人	61,752 人	60,006 人	58,224 人
	受診者数	20,155 人	20,592 人	20,496 人	21,759 人	20,796 人	22,067 人
	個別健診	16,697	16,613	16,516	17,674	16,890	18,176
	ドック同時	1,994	2,446	2,409	2,607	2,483	1,702
	集団健診	1,407	1,484	1,529	1,316	1,310	1,271
	事業主健診等	57	49	42	162	113	113
	受診率	30.7 %	31.8 %	32.3 %	35.2 %	34.7 %	37.9 %
	医療機関数	128 機関	128 機関	130 機関	130 機関	129 機関	130 機関
	集団実施回数	26 回	24 回				
	受診者負担額	個別 0 円					
委託単価 (必須項目)	個別	9,838 円	9,838 円	9,892 円	9,892 円	9,946 円	9月まで8946 10月から10,208 円
	集団	3,214 円	3,214 円	3,322 円	3,430 円	3,646 円	9月まで4,186 10月から4,262 円

(2) 特定保健指導実績

令和2年5月末現在

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	対象者数	2,670 人	2,919 人	3,154 人	3,374 人	2,318 人	2,648 人
	動機付支援	2,048	2,239	2,419	2,588		
	積極的支援	622	680	735	786		
実績値	実施者数	454 人	526 人	599 人	675 人	464 人	741 人
	動機付支援	385	446	508	572		
	積極的支援	69	80	91	103		
実績値	実施率	17 %	18 %	19 %	20 %	20.0 %	28.0 %
	対象者数	2,069 人	2,150 人	2,170 人	2,391 人	2,227 人	2,397 人
	動機付支援	1,643	1,694	1,747	1,919	1,787	1,910
実績値	実施者数	426	456	423	472	440	487
	動機付支援	218 人	178 人	219 人	347 人	368 人	250 人
	積極的支援	190	154	184	295	295	201
実績値	実施率	28	24	35	52	73	49
		10.5 %	8.3 %	10.1 %	14.5 %	16.5 %	10.4 %

(※) 特定保健指導は直営実施。

2. 健康世帯褒賞

国民健康保険事業の運営にあたり、被保険者自身が健康管理に充分留意されたことにより病気を患わず、健康な毎日を送ったことを称え、併せて相互扶助精神の高揚を図るため、前年度4月1日から3月末日までの1年間療養の給付を受けず、しかも保険税を完納した世帯を健康世帯として、平成28年度まで記念品を直接送付していた。

項目 年度	被保険者 年間平均世帯数	健康世帯数(※)	割合	記念品
24	52,063	2,008 1,788 220	3.86	商品券(単身世帯5,000円分、複数世帯10,000円分)
25	52,483	2,052 1,851 201	3.91	"
26	52,209	2,112 1,918 194	4.05	"
27	51,538	2,079(93) 1,898(83) 181(10)	4.03	商品券(単身世帯5,000円分、複数世帯10,000円分、特定健診受診世帯1,000円分上乗せ)
28	50,419	2,133(103) 1,949(87) 184(16)	4.23	"

(※) ()内は特定健診受診1,000円上乗せ世帯分の再掲

3. 医療費通知

被保険者の健康に対する認識を深め、ひいては国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とし、実施にあたっては被保険者の秘密の保護に万全を期するとともに、医師と患者との信頼関係を損なうことのないように特に配慮し、昭和58年度から世帯主あてに通知している。

年度	医療費通知 送付世帯数	通 知 対 象	回数	通 知 内 容
27	235,644	27年 全月診療分	6	平成18年度から通年分を2か月毎に送付
28	262,574	28年 "	7	6回目以降封書からハガキに変更(4、5回目は1か月分)
29	231,220	29年 "	6	通年分を2か月毎に送付
30	227,179	30年 "	6	"
元	222,774	元年 "	6	"

4. ジェネリック医薬品差額通知

高齢化による医療費の増加が見込まれ医療費の適正化が課題となっているなか、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資することを目的とし、長期服用者等で切り替えた場合の自己負担額の軽減額が一定額以上の被保険者を対象に、自己負担額の軽減額について平成24年度から通知している。

年度	ジェネリック差額通知 送付被保険者数	通 知 対 象	回数	通 知 内 容
27	2,903	35歳以上、自己負担差額400円以上、投与期間28日以上、薬効分類9分類	2	対象医薬品名、切り替えた場合の削減できる自己負担額
28	5,587	35歳(20歳)以上、自己負担差額200円以上、投与期間28日(1日)以上、薬効分類9分類	2	
29	6,361	20歳以上、自己負担差額100円以上、投与期間1日(28日)以上、薬効分類9分類	2	
30	7,676	20歳以上、自己負担差額100円以上、投与期間1日以上、薬効分類9分類	2	
元	7,331	20歳以上(全年齢)、自己負担差額100円以上、投与期間1日以上、薬効分類9分類	2	

()内は2回目の通知対象

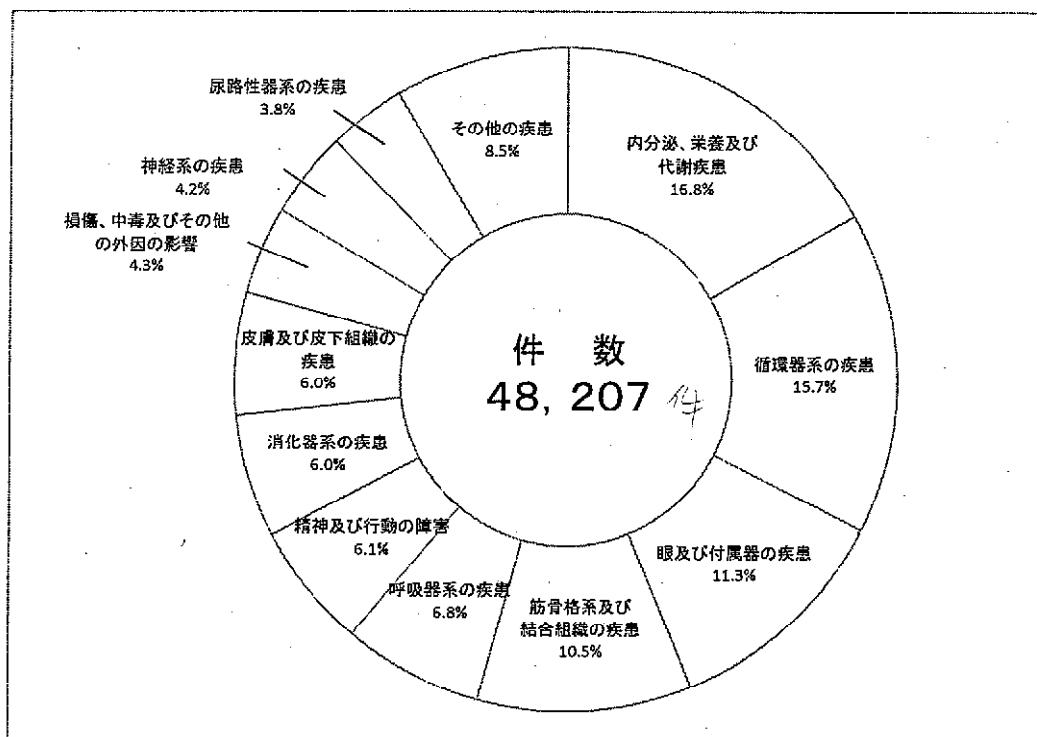
5. 疾病分類統計

(1) 病類別統計(令和2年5月診療分)

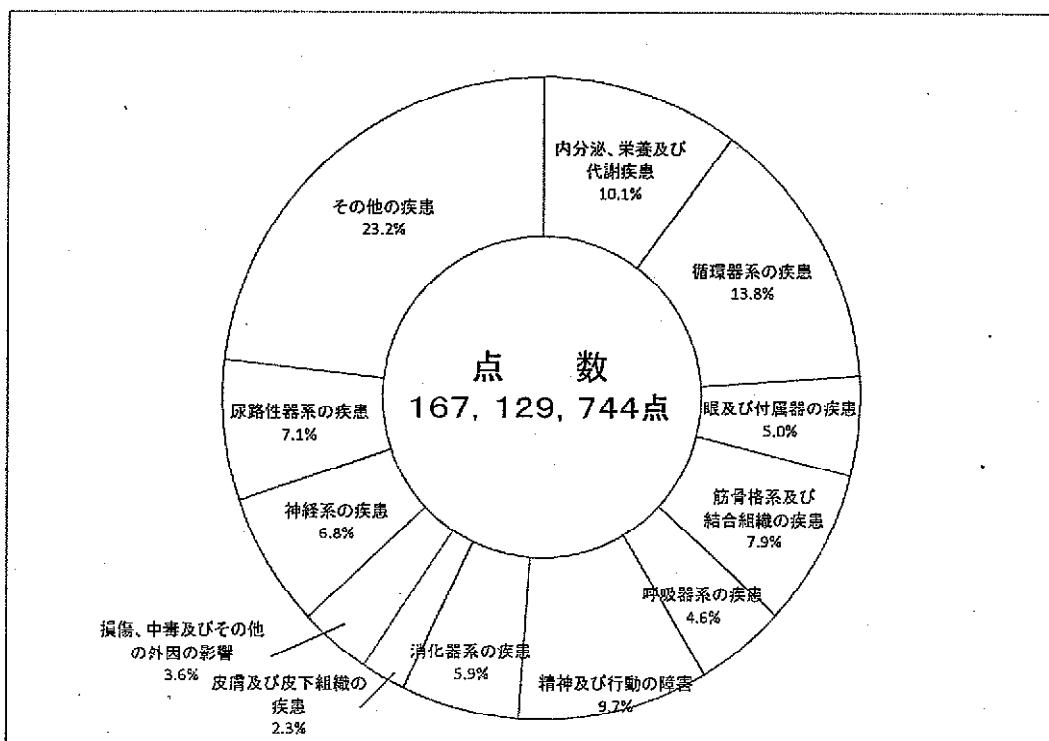
種類別(大分類)		件数 (件)	割合 (%)	点数 (点)	点／件 (点)	割合 (%)
1	感染症及び寄生虫症	1,168	2.42	2,722,151	2,331	1.63
2	新生物	1,617	3.36	29,812,758	18,437	17.84
3	血液及び造血器の疾患 並びに免疫機構障害	86	0.18	2,269,248	26,387	1.36
4	内分泌、栄養及び 代謝疾患	8,080	16.76	16,887,931	2,090	10.10
5	精神及び行動の障害	2,963	6.15	16,280,697	5,495	9.74
6	神経系の疾患	2,029	4.21	11,317,566	5,578	6.77
7	眼及び付属器の疾患	5,471	11.35	8,335,687	1,524	4.99
8	耳及び乳様突起の疾患	588	1.22	653,805	1,112	0.39
9	循環器系の疾患	7,550	15.66	23,096,592	3,059	13.82
10	呼吸器系の疾患	3,287	6.82	7,667,097	2,333	4.59
11	消化器系の疾患	2,909	6.03	9,925,496	3,412	5.94
12	皮膚及び皮下組織の 疾患	2,874	5.96	3,799,822	1,322	2.27
13	筋骨格系及び 結合組織の疾患	5,068	10.51	13,249,328	2,614	7.93
14	尿路性器系の疾患	1,809	3.75	11,807,461	6,527	7.06
15	妊娠、分娩及び 産じょく	53	0.11	483,417	9,121	0.29
16	周産期に発生した病態	4	0.01	139,908	34,977	0.08
17	先天奇形、変型及び 染色体異常	45	0.09	345,716	7,683	0.21
18	症状、微候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	507	1.05	1,950,577	3,847	1.17
19	損傷、中毒及びその他 の外因の影響	2,058	4.27	6,024,776	2,928	3.60
20	健康状態に影響を及ぼす 要因及び保健サービス	41	0.09	359,711	8,773	0.22
合 計		48,207	100.00	167,129,744	3,467	100.00

(2) 病類別内訳

ア 件数別



イ 点数別



6. 健康づくり推進

①脳ドック等診査助成(脳ドック(脳検診)・肺ドック(肺がん検診)・心臓ドック)

被保険者の健康意識を高めるとともに、病気の早期発見・早期治療を促すことにより、医療費の適正化・国保財政の健全化を図るため、昭和59年度より成人病健康検査(外来人間ドック)、平成7年度より脳ドック、平成13年度より肺ドック、平成14年度より心臓ドックの受診に要する費用の一部助成を開始した。

外来人間ドックの助成については、特定健康診査の開始に伴い、平成19年度をもって終了した。

対象者

満25歳以上75歳未満の豊橋市国民健康保険の被保険者で、前年度以前の保険税完納世帯に属する者。ただし、前2年度に助成を受けた同じ種類のドックの助成を受けることはできない。

対象ドック

《脳ドック(脳検診)》 豊橋市民病院、成田記念病院、弥生病院、権田脳神経外科、

福祉村病院(平成26年度から)、光生会病院(平成30年度から)

《肺ドック(肺がん検診)》 豊橋市民病院

《心臓ドック》 成田記念病院

助成率 : 70%

脳ドック等診査助成実施状況

区分	令和元年度(実績)※			令和2年度(予算)			
	受診者数	費用額	助成金額	受診者数	費用額	助成金額	
脳ドック (脳検診)	豊橋市民病院	人	円	人	円	円	
		28	34,700	24,300	80	35,420	24,800
	成田記念病院	63	35,420	24,800	80	26,400	18,500
		43	25,920	18,200	30	22,000	15,400
	弥生病院	57	26,400	18,500	40	33,000	23,100
		9	21,600	15,200	10	34,980	24,500
	権田脳神経外科	2	22,000	15,400	2	33,000	23,100
		23	32,400	22,700	20	27,500	19,300
肺ドック (肺がん検診)	福祉村病院	16	33,000	23,100	270		
		4	34,980	24,500	10	34,980	24,500
	光生会病院	4	32,400	22,700	10	33,000	23,100
		2	33,000	23,100			
心臓ドック	成田記念病院	小計	251		270		
		1	28,180	19,800	5	28,710	20,100
		3	28,710	20,100	25	37,400	26,200
合計		281			300		

※上段は8%、下段は10%の消費税率

様式 13

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表
(平成31年度)

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	23-0002

事業開始年月日

○一般状況

その他保険給付	出産育児	葬祭	傷病手当	出産手当	その他
	999,999,999円	50,000円	0円	0円	0円

		本年度末現在	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
			世帯数	46,775	32,272	16,462
被保険者数	総数	75,521	2,128	32,272	16,462	1,530
	退職被保険者等	8	0			
	一般被保険者	75,513	2,128	32,272	16,462	1,530

		年度平均	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
			世帯数	47,472	32,710	16,056
被保険者数	総数	77,269	2,074	32,710	16,056	1,447
	退職被保険者等	68	0			
	一般被保険者	77,201	2,074	32,710	16,056	1,447

			本年度末現在	年度平均	標準負担額の減額状況			年度平均	
								1,581	
			介護保険第2号世帯数	20,218	20,745	世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)			本年度中
									39
			特定期世帯数	4,637	4,492				
			特定継続世帯数	535	623				

被保険者 増減内訳	本年度中増	転入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
		3,788		2,960	9,712	118	244	9	526
	本年度中減	転出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
		3,086		1,918	8,722	174	508	3,448	963

本年度末現在 事務職員数	専任	兼任	計	一部負担割合	法定割合	その他
	32	23	55		0	0

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

チック完了日:2020.07.29-13:17:48

印刷日:2020.07.29-15:28:24

様式14(市町村) 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(1)(市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

(平成31年度)

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	2 3 - 0 0 2

収入			支出		
科 目	収入額	(再掲)後期高齢者支援金等分	科 目	支出額	(再掲)後期高齢者支援金等分
保険料△税▼	医療給付費分	円 5,286,156,070	総務費	円 554,139,083	
	後期高齢者支援金分	1,910,567,693	療養給付費	19,223,396,401	
	介護納付金分	659,080,902	療養費	139,449,283	
	一般被保険者分計	7,855,804,665	小計	19,362,845,684	
	医療給付費分	8,186,212	高額療養費	2,603,218,091	
	後期高齢者支援金分	2,775,266	高額介護合算療養費	1,375,974	
	介護納付金分	2,586,740	移送費	0	
	退職被保険者等分計	13,549,218	出産育児諸費	113,634,187	
	計	7,869,352,883	葬祭諸費	23,050,000	
	国庫支出金	3,646,000	育児諸費	0	
都道府県支出金△保険料△支払金▼	保険給付費等交付金(普通交付金)	22,012,309,429	その他	0	
	保険者努力支援分	115,266,000	一般被保険者分計	22,104,123,936	
	特別調整交付金分	76,739,000	療養給付費	16,856,255	
	都道府県線入金(2号分)	105,218,000	療養費	79,691	
	特定健診等負担金	83,094,000	小計	17,035,946	
	保険給付費等交付金(特別交付金)計	380,318,000	高額療養費	4,287,357	
	財政安定化基金交付金	0	高額介護合算療養費	18,993	
	その他	0	移送費	0	
	計	22,382,627,429	退職被保険者等分計	21,342,286	
	連合会支出金	0	審査支払手数料	60,865,292	
一般会計繰入金△支払金▼	保険基盤安定(保険税軽減分)	524,645,136	計	22,186,331,514	
	保険基盤安定(保険者支援分)	1,701,814,209	一般被保険者分	7,160,567,580	
	職員給与費等	538,769,225	退職被保険者等分	2,826,823	
	出産育児一時金等	75,721,544	医療給付費分計	7,163,384,403	
	財政安定化支援事業	60,808,000	後期高齢者分	2,367,813,872	
	その他	0	退職被保険者等分	970,547	
	計	2,921,756,114	後期高齢者支援金等分計	2,368,793,419	
	直診勘定線入金	0	介護納付金分	805,486,381	
	その他の収入	192,560,434	計	10,337,604,203	
	小計(単年度収入) A	33,379,942,860	財政安定化基金拠出金	0	
基金繰入金△支払金▼	保健事業費	32,110,831	保健事業費	32,110,831	
	特定健診等事業費	250,405,619	特定期康健事業費	250,405,619	
	健康管理センター事業費	0	健康管理センター事業費	0	
	計	282,516,450	計	282,516,450	
	保険給付費等交付金償還金	0	直診勘定繰出金	0	
	直診勘定繰出金	0	その他支出	45,170,407	
	小計(単年度支出) B	33,405,821,667	小計(単年度支出) B	33,405,821,667	
	単年度収支差(A-B)	-25,878,807	単年度収支差(A-B)	-25,878,807	
	基金積立金 C	0	基金積立金 F	321	
	繰越金 D	2,582,482,582	前年度繰上充用金 G	0	
市町村債 E	0	公債費 H	0		
	うち財政安定化基金貸付金	0	うち財政安定化基金償還金	0	
	収入合計(A+C+D+E)	35,982,425,442	支出合計(B+F+G+H)	33,405,821,988	
	基金保有額(K)	836,256	収支差引残(収入合計-支出合計)	2,556,603,454	
	基金繰入金(C)	0	うち次年度への繰越金 I	2,556,603,454	
[2] 基金保有額及び市町村債の状況	基金積立金(F)	321	うち基金積立金 J	0	
	収支差引残のうち基金積立金 J	0			
	その他増加額 L	0			
	その他減少額 M	0			
	基金保有額(K-C+F+J+L-M)	836,577			
[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)	市町村債残高	0			
	うち財政安定化基金貸付金残高	0			
	資産		負債及び純資産		
	科 目	金額(円)	科 目	金額(円)	
	基金保有額 a	836,577	繰上充用金(当年度赤字額) e	0	
[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)	次年度への繰越金 b	2,556,603,454	市町村債残高 f	0	
	貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高 g	0	
	その他の資産 d	0	その他負債 h	0	
	資産合計(a+b+c+d)	2,557,440,031	負債合計(e+f+g)	0	
			純資産(資産合計-負債合計)	2,557,440,031	

備考

作成者
氏名

印

チェック完了日:2020.07.29-13:17:48

印刷日:2020.07.29-14:44:42

様式 14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(1) (続) (市町村)
(平成31年度)

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	2 3 - 0 0 2

○経理状況

2. 保険料(税) 収納状況(一般被保険者分)

(円)

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保 險 料 (税)	現年分	7,792,717,565	7,213,022,509	20,316,416	963,200	578,731,856
	滞納繰越分	3,339,896,840	621,289,780	1,175,960	371,631,319	2,346,975,741
	計	11,132,614,405	7,834,312,289	21,492,376	372,594,519	2,925,707,597

3. 保険給付費等支払状況

(円)

八 一 般 被 保 給 保 険 付 者 分 費 △	療養給付費	計	支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
		現年度分(再掲)	19,193,094,440	19,223,396,401	30,301,961	0	0
保 険 付 者 分 費 △	療養費	計	137,604,548	139,449,283	1,844,735	0	0
		現年度分(再掲)	137,604,548	139,449,283	1,844,735	0	0
保 険 付 者 分 費 △	高額療養費	計	2,598,831,325	2,603,218,091	4,386,766	0	0
		高額介護合算療養費	1,375,974	1,375,974	0	0	0
保 険 付 者 分 費 △	移送費	計	0	0	0	0	0
		その他の保険給付費	132,547,198	136,684,187	4,136,989	0	0

4. 市町村標準保険料(税)率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
6.52	0.00	18,200	30,300

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.49	0.00	6,700	11,000

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
1.89	0.00	7,000	8,200

5. 備考

収納率		
現年分	滞納繰越分	計
92.61%	18.61%	70.41%
備考		
		作成者 氏名
		印

チック完了日:2020.07.29-13:17:48

印刷日:2020.07.29-14:44:47

様式 14-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）
(平成31年度)

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	2 3 - 0 0 2

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 0
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 6,761,431	千円 730,887	千円 112	千円 147,766	千円 587,397	1増・(2)減	千円 67,446	千円 5,227,823		
保険料（税）算定額内訳				料 (税) 率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 3,887,777	千円 0	千円 1,424,132	千円 1,449,522	% 6.52	% 0.00	円 18,200	円 30,300		
57.50 %	0.00 %	21.06 %	21.44 %						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 60,709,584	千円 0	47,839	24,490	2	22,433	1,043	78,249	千円 610	
所得割の 算定基礎	①課税総所得金額 (基礎控除)	②課税総所得金額 (各種控除)	③市町村民税の所得割額	④市町村民税額等	⑤その他				
資産割の 算定基礎	①固定資産税額等	②固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	③その他						

備考		作成者	
		氏名	印

チェック完了日:2020.07.29-13:17:48 印刷日:2020.07.29-14:44:51

様式14-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）
(平成31年度)

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	2 3 - 0 0 2

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料(税) 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料(税) 徴収回数	回 8
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号		増減額		保険料(税) 調定額
千円 2,536,566	千円 267,147	千円 42	千円 54,043	千円 276,509	1増	②減	千円 26,017	千円 1,912,808	
保険料(税) 算定額内訳				料 (税) 率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,486,069	千円 0	千円 524,268	千円 526,229	% 2.49	% 0.00	円 6,700	円 11,000		
58.58 %	0.00 %	20.67 %	20.75 %						
課税対象額		課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 60,709,584	千円 0	47,839	24,490	2	22,433	1,478	78,249	千円 190	
所得割の 算定基礎	①課税総所得金額 (基礎控除)	②課税総所得金額 (各種控除)	③市町村民税の所得割額	④市町村民税額等	⑤その他				
資産割の 算定基礎	①固定資産税額等	②固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	③その他						

備考		作成者	
		氏名	印

チェック完了日:2020.07.29-13:17:48 印刷日:2020.07.29-14:44:56

様式 14-4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）
 (平成31年度)

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	2 3 - 0 0 2

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴收回数	回 8
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号		増減額	保険料（税） 調定額	
千円 851,552	千円 83,894	千円 0	千円 17,944	千円 86,959	1増	- (2)減	千円 10,669	千円 652,086	
保険料（税）算定額内訳					料 (税) 率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 500,933	千円 0	千円 178,255	千円 172,364	% 1.89	% 0.00	円 7,000	円 8,200		
58.83 %	0.00 %	20.93 %	20.24 %						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 26,504,703	千円 0	21,020	9,661	0	9,043	573	25,465	千円 160	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)	② 課税総所得金額 (各種控除)	③ 市町村民税の所得割額	④ 市町村民税額等	⑤ その他				
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等	② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	③ その他						

備考		作成者	
		氏名	印

チック完了日:2020.07.29-13:17:48

印刷日:2020.07.29-14:45:00

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）
(平成31年度)

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

都道府県名	愛知県			
保険者名	豊橋市			
都道府県・保険者番号	2	3	—	0 0 2

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養費等	療養の給付等 食事療養・生活療養(再掲)	件 1,244,973 15,602	円 26,302,799,458 444,353,189	円 19,193,022,890 240,552,767	円 5,774,808,311 201,035,462
	食事療養・生活療養	23		71,550	-71,550
	診療費	840	12,512,340	8,916,659	3,512,807
	補装具	928	29,073,061	21,508,960	7,247,539
	柔道整復師	17,309	104,528,136	76,212,540	22,809,671
	アンマ・マッサージ	751	21,927,170	15,504,959	6,422,211
	ハリ・キュウ	1,672	21,630,550	15,461,430	6,169,120
	その他の	0	0	0	0
	小計	21,500	189,671,257	137,604,548	46,161,348
	海外療養費(再掲)	39	2,563,332	1,821,544	730,833
	移送費	0	0	0	0
	計	1,266,496	26,492,470,715	19,330,698,988	5,820,898,109
					1,340,873,618

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養費等	療養の給付等 食事療養・生活療養(再掲)	件 712,883 7,882	円 14,282,153,100 168,003,650	円 10,763,281,916 77,262,546	円 3,438,005,152 90,423,704
	食事療養・生活療養	7		10,600	-10,600
	療養費	10,596	87,837,877	66,181,686	21,652,209
	海外療養費(再掲)	11	296,476	232,235	63,676
	移送費	0	0	0	0
	計	723,486	14,369,990,977	10,829,474,202	3,459,646,761
					80,870,014

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養費等	療養の給付等 食事療養・生活療養(再掲)	件 390,163 4,596	円 8,146,221,788 97,399,040	円 6,484,794,375 45,771,057	円 1,616,518,912 51,414,083
	食事療養・生活療養	6		8,650	-8,650
	療養費	5,474	46,928,316	37,546,386	9,377,920
	海外療養費(再掲)	8	247,045	197,634	48,846
	移送費	0	0	0	0
	計	395,643	8,193,150,104	6,522,349,411	1,625,888,182
					44,912,511

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養費等	療養の給付等 食事療養・生活療養(再掲)	件 34,780 368	円 685,504,997 7,278,217	円 477,456,774 2,698,157	円 203,524,483 4,580,060
	食事療養・生活療養	0		0	0
	療養費	618	5,261,360	3,682,881	1,578,479
	海外療養費(再掲)	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0
	計	35,398	690,766,357	481,139,655	205,102,962
					4,523,740

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養費等	療養の給付等 食事療養(再掲)	件 34,494 181	円 456,393,526 2,267,896	円 363,907,102 606,596	円 24,917,798 845,725
	食事療養	0		0	0
	療養費	87	1,535,354	1,228,276	-105,157
	海外療養費(再掲)	3	51,950	41,560	0
	移送費	0	0	0	0
	計	34,581	457,928,880	365,135,378	24,812,641
					67,980,861

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

チック完了日:2020.07.29-13:17:48

印刷日:2020.07.29-14:45:05

様式 15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
 （平成31年度）

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	2 3 - 0 0 2

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件 数	4,389	18,008	6,213	2,829	8,627	7,968	0	48,034 21,777
	高額療養費(円)	98,017,609	160,864,182	499,878,847	306,917,820	1,181,253,862	351,898,005	0	2,598,831,325 2,211,608,603
(再掲) 前期 高齢者分	件 数	1,967	15,692	1,585	177	4,843	6,276	0	30,540
	高額療養費(円)	41,298,992	125,775,451	149,758,176	20,613,162	687,515,838	207,617,577	0	1,232,579,196
(再掲) 70歳以上 一般分	件 数	1,167	15,151	264	87	3,243	5,145	0	25,057
	高額療養費(円)	12,892,226	103,606,489	21,121,186	8,691,349	348,395,718	160,227,614	0	655,034,582
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	136	206	49	8	160	63	0	622
	高額療養費(円)	5,407,096	5,909,504	5,913,197	550,921	27,434,882	3,906,734	0	49,122,334
(再掲) 未就学児分	件 数	38	63	15	0	160	3	0	279
	高額療養費(円)	2,267,215	2,165,756	259,210	0	15,399,460	15,534	0	20,107,175
長期高額特定疾病該当者数							216 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数(件)	46
給付額(円)	1,375,974

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数(件)	263	448	0	0	0	711
給付額(円)	110,092,000	22,400,000	0	0	0	132,492,000

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

チック完了日:2020.07.29-13:17:48 印刷日:2020.07.29-14:45:09

様式 15-3 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) C表(3)
(平成31年度)

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	2 3 - 0 0 2

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

診療費	件 数	日 数	費用額 円	件
				件
入院	16,663	259,026	8,811,963,122	件
入院外	694,467	1,064,204	10,729,609,927	
歯科	173,632	283,307	2,100,800,140	
小計	884,762	1,606,537	21,642,373,189	
調剤	357,149	(431,943 枚)	4,035,711,700	
食事療養・生活療養	(15,602)	(665,397 回)	444,353,189	
訪問看護	3,062	16,196	180,361,380	
合計	1,244,973	1,622,733	26,302,799,458	

(2) 前期高齢者分再掲

診療費	件 数	日 数	費用額 円	件
				件
入院	8,353	103,248	4,839,601,210	件
入院外	407,977	608,427	5,867,053,570	
歯科	93,856	155,438	1,117,378,510	
小計	510,186	867,113	11,824,033,290	
調剤	202,278	(237,732 枚)	2,263,661,320	
食事療養・生活療養	(7,882)	(245,934 回)	168,003,650	
訪問看護	419	2,275	26,454,840	
合計	712,883	869,388	14,282,153,100	

(3) 70歳以上一般分再掲

診療費	件 数	日 数	費用額 円	件
				件
入院	4,873	60,650	2,848,575,061	件
入院外	224,897	341,499	3,300,793,417	
歯科	48,437	80,902	584,965,850	
小計	278,207	483,051	6,734,334,328	
調剤	111,757	(132,112 枚)	1,299,854,170	
食事療養・生活療養	(4,596)	(142,253 回)	97,399,040	
訪問看護	199	1,256	14,634,250	
合計	390,163	484,307	8,146,221,788	

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

診療費	件 数	日 数	費用額 円	件
				件
入院	390	4,476	220,824,640	件
入院外	20,001	28,785	287,432,540	
歯科	4,843	8,086	56,937,240	
小計	25,234	41,347	565,194,420	
調剤	9,532	(11,086 枚)	112,568,890	
食事療養・生活療養	(368)	(10,690 回)	7,278,217	
訪問看護	14	29	463,470	
合計	34,780	41,376	685,504,997	

(5) 未就学児分再掲

診療費	件 数	日 数	費用額 円	件
				件
入院	277	1,978	170,501,140	件
入院外	20,009	28,745	187,436,480	
歯科	3,644	4,822	41,095,130	
小計	23,930	35,545	399,032,750	
調剤	10,501	(13,602 枚)	47,199,730	
食事療養	(181)	(3,670 回)	2,267,896	
訪問看護	63	511	7,893,150	
合計	34,494	36,056	456,393,526	

備考	作成者 氏名	印
----	-----------	---

チェック完了日:2020.07.29-13:17:48 印刷日:2020.07.29-14:45:12

様式 17(市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（1）（市町村）

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(平成31年度)

都道府県名	愛知県					
保険者名	豊橋市					
都道府県・保険者番号	2	3	-	0	0	2

○一般状況

		本年度末現在	(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	6	
	混合世帯	2	
退職被保険者等数	退職被保険者	8	
	被扶養者	0	0
	計	8	0

		年 度 平 均	(再掲) 未就学児
世 帯 数	單 独 世 帯	30	
	混 合 世 帯	35	
退職被保険者等数	退 職 被 保 険 者	65	
	被 扶 養 者	3	0
	計	68	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出	
科 目	収入額(円)	科 目	支出額(円)
保険料(税) 医療給付費分	8,186,212	療養給付費	16,956,255
保険給付費等交付金(普通交付金)	27,272,000	療養費	79,691
その他の収入	4,160,874	小計	17,035,946
合 計	39,619,086	高額療養費	4,287,357
		高額介護合算療養費	18,983
		移送費	0
		計	21,342,286
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)	2,826,823
		その他の支出	183,559
		前年度繰上充用金	0
		合 計	24,352,668

2. 保険料（税） 収納状況

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	4,248,835	4,186,767	1,830	0	62,068	0
滞納繰越分	60,522,658	9,333,079	26,542	9,205,297	41,984,282	0
計	64,771,493	13,519,846	28,372	9,205,297	42,046,350	0

3. 医療給付支払状況

C. 高額給付支払状況		(H)				
	支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未 払 額	
療養給付費	計	15,780,402	16,956,255	1,175,853	0	0
	現年度分(再掲)	15,780,402	16,956,255	1,175,853	0	0
療養費	計	79,691	79,691	0	0	0
	現年度分(再掲)	79,691	79,691	0	0	0
高額療養費	3,965,384	4,287,357	321,973	0	0	0
高額介護合算療養費	18,983	18,983	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0	0

4. 備考

收納率	現年分	滯納繰越分	計	
	98.54%	15.42%	20.87%	

チェック完了日:2020.07.29-13:17:48

印刷日:2020.07.29-14:45:15

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

(平成31年度)

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	2 3 - 0 0 2

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課【】
----------------	-------------	----------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 5,706	千円 886	千円 0	千円 76	千円 149	1増・②減	千円 2,075	千円 2,520
保険料（税）算定額内訳							
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 2,507	千円 0	千円 1,911	千円 1,288				
43.94 %	0.00 %	33.49 %	22.57 %				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 38,449	千円 0	44	27	0	31	1	105

備考		作成者	
		氏名	印

チェック完了日:2020.07.29-13:17:48

印刷日:2020.07.29-14:45:19

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）
(平成31年度)

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	2 3 - 0 0 2

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額
千円 2,129	千円 324	千円 0	千円 28	千円 101	1増・②減	千円 749	千円 927
保険料(税) 算定額内訳							
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 957	千円 0	千円 704	千円 468				
44.95 %	0.00 %	33.07 %	21.98 %				
課税対象額		課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 38,499	千円 0	44	27	0	31	1	105

備考		作成者	
		氏名	印

チック完了日:2020.07.29-13:17:48 印刷日:2020.07.29-14:45:22

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）
 退職者医療にかかる医療給付状況
 (平成31年度)

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

		件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養費等	療養の給付等	件 1,248	円 22,669,749	円 15,780,402	円 5,651,363	円 1,237,984
	食事療養(再掲)	12	493,859	257,279	236,580	0
	食 事 療 養	0	0	0	0	0
	診 療 費	0	0	0	0	0
	補 装 具	2	35,370	24,759	4,323	6,288
	柔 道 整 復 師	10	54,188	37,927	13,274	2,987
	アンマ・マッサージ	4	4,410	3,087	1,323	0
	ハリ・キュウ	3	8,100	5,670	2,430	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	小 計	19	102,068	71,443	21,350	9,275
	海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
	移 送 費	0	0	0	0	0
		計 1,267	22,771,817	15,851,845	5,672,713	1,247,259

(2) 未就学児分再掲

		件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養費等	療養の給付等	件 0	円 0	円 0	円 0	円 0
	食事療養(再掲)	0	0	0	0	0
	食 事 療 養	0	0	0	0	0
	療 養 費	0	0	0	0	0
	海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
	移 送 費	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		单 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分(再掲)
		多數該当分	その他	多數該当分	長期疾病分	入院分			
総 数	件 数	18	1	22	0	10	9	0	60 23
	高額療養費(円)	638,224	31,347	690,918	0	2,136,842	468,053	0	3,965,384 1,897,583
(再掲) 未就学児分	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
						長期高額特定疾病該当者数	0 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数(件)	2
給付額(円)	18,983

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

チック完了日:2020.07.29-13:17:48

印刷日:2020.07.29-14:45:28

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）
 退職者医療にかかる医療給付状況
 （平成31年度）

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	2 3 - 0 0 2

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	件9	日156	円5,664,920	件-2	日-55	円-520,630
	入院外	666	1,113	10,502,040	27	40	190,990
	歯科	168	273	1,591,230	7	9	50,750
	小計	843	1,542	17,758,190	32	-6	-278,890
調剤		343	(438枚)	4,093,820	23	(26枚)	206,370
食事療養		(12)	(883回)	493,859	(0)	(0回)	0
訪問看護		7	32	396,400	0	0	0
合計		1,193	1,574	22,742,269	55	-6	-72,620

(2) 未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	件0	日0	円0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
調剤		0	(0枚)	0
食事療養		(0)	(0回)	0
訪問看護		0	0	0
合計		0	0	0

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

チエック完了日:2020.07.29-13:17:48

印刷日:2020.07.29-14:45:32

国 民 年 金

一国民年金のあゆみ

昭和34年8月	民生課援護係にて福祉年金事務を開始
11月	福祉年金支給開始
昭和35年8月	国民年金適用世帯調査を実施
10月	拠出年金資格者の受付開始
昭和36年4月	拠出制国民年金制度（保険料納付事務）が発足 保険料 34歳までの者月額100円、35歳以上の者月額150円
昭和37年1月	厚生部社会年金課国民年金係を新設
5月	福祉年金額の引き上げ
10月	公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
昭和38年9月	福祉年金額の引き上げ
昭和39年1月	公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
4月	機構改革により社会年金課を廃止、保険年金課国民年金係を設置
8月	障害福祉年金の障害範囲の拡大
昭和40年8月	"
9月	福祉年金額の引き上げ
10月	公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
昭和41年4月	国民年金手帳の更新
12月	障害福祉年金の障害範囲の拡大
昭和42年1月	拠出制国民年金保険料の引き上げ、保険料34歳までの者月額200円、35歳以上の者月額250円 福祉年金額の引き上げ
10月	公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
11月	住民基本台帳法に基づき、住民課窓口において、すべての受付事務開始
昭和43年1月	福祉年金額の引き上げ
4月	機構改革により窓口を新設し、併せて年金係と改称、事務処理方法の改善を図る
10月	公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
昭和44年1月	拠出制国民年金保険料の引き上げ、保険料34歳までの者月額250円、35歳以上の者月額300円 公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ
10月	福祉年金額の引き上げ
昭和45年1月	国民年金法の改正により高齢任意加入の受付開始（5年年金）
7月	拠出制国民年金保険料の引き上げ、保険料一律月額450円
10月	所得比例制（附加保険料）の導入、福祉年金額の引き上げ 夫婦年金の支給制限撤廃、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ
昭和46年1月	農業者年金の発足に伴い、農業者年金加入者の所得比例制強制加入の適用
4月	公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ
11月	国民年金手帳の更新、10年年金の支給開始
昭和47年4月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ 保険料規則検認（納付書方式）の採用
7月	拠出制国民年金保険料の引き上げ、保険料一律月額550円
10月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ
昭和48年10月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ
11月	国民年金法改正により高齢任意加入の受付開始（再開5年年金）
12月	老齢特別納付金の受付開始（谷間年金）
昭和49年1月	拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額900円）、同年金額の引き上げ
4月	障害福祉年金の支給範囲の拡大（2級障害者までに拡大）
9月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ
昭和50年1月	拠出制年金額の引き上げ（16.1%）
9月	拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額1,100円）
	拠出制年金額の引き上げ（41.5%）

10月
昭和51年4月
9月
10月
昭和52年4月
7月
8月
昭和53年4月
7月
8月
昭和54年4月
7月
8月
昭和55年4月
7月
8月
昭和56年4月
7月
8月
昭和57年4月
8月
9月
昭和58年4月
昭和59年4月
5月
6月
昭和60年4月
5月
6月
昭和61年4月
昭和62年4月
昭和63年2月
4月
平成元年4月
平成2年2月
4月

福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額1,400円）
拠出制年金額の引き上げ
福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額2,200円）
拠出制年金額の引き上げ（9.4%）
福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額2,730円）
拠出制年金額の引き上げ（6.7%）
国民年金法改正により特別納付受付開始（無年金者救済制度）
福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
拠出制国民年金保険料引き上げ（月額3,300円）
拠出制年金額の引き上げ（3.4%）
福祉年金額の引き上げ、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ
拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額3,770円）
国民年金法改正により基本年金額の引き上げ（1,300円→1,680円）
公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
母子年金に母子加算制度創設（月額15,000円）
拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額4,500円）
拠出制年金額の引き上げ（7.8%）
福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
老齢福祉年金の扶養義務者等の所得に係る一部停止の措置実施
国民年金保険料の口座振替納付制度採用
拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額5,200円）
拠出制年金額の引き上げ（4.0%）
福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額5,830円）
拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額6,220円）
拠出制年金額の引き上げ（2.0%）
福祉年金額の引き上げ、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ
国民年金法等の改正、拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額6,740円）
拠出制年金額の引き上げ（3.4%）
福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
国民年金法等の改正により新しい国民年金が施行される。
拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額7,100円）
福祉年金額及び旧拠出制年金額の引き上げ（2.7%）
国民年金（基礎年金）額の引き上げ（3.8%）
福祉年金の公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額7,400円）
福祉年金額の引き上げ（0.73%）、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
旧拠出制年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（0.6%）
旧国民年金法による老齢年金の支払期日の変更
拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額7,700円）
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（0.1%）
福祉年金額の引き上げ（0.1%）、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額8,000円）
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ
福祉年金額の引き上げ
旧拠出制国民年金及び国民年金（基礎年金）の支払期日の変更
拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額8,400円）
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（2.3%）
福祉年金額の引き上げ（2.3%）

平成3年4月	拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額9,000円） 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（3.1%） 福祉年金額の引き上げ（3.1%）
平成4年4月	拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額9,700円） 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（3.3%） 福祉年金額の引き上げ（3.3%）
平成5年4月	拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額10,500円） 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（1.6%） 福祉年金額の引き上げ（1.6%）
平成6年4月	拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額11,100円） 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（1.3%） 福祉年金額の引き上げ（1.3%）
10月	旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ
平成7年4月	拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額11,700円） 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（0.7%） 福祉年金額の引き上げ（0.7%）、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ 国民年金の高齢任意加入の特例、短期在留外国人への制度脱退に伴う一時金の支給 第3号被保険者届出済者の届出の特例
平成8年4月	拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額12,300円） 公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
平成9年1月	基礎年金番号の導入
4月	拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額12,800円）
平成10年4月	拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額13,300円） 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（1.8%） 福祉年金額の引き上げ（1.8%）、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ
平成11年4月	拠出制国民年金保険料は凍結（月額13,300円） 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（1.031%） 福祉年金額の引き上げ（1.031%）
平成12年4月	拠出制国民年金保険料は据え置く（月額13,300円） 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は改定を行なわない特例措置 福祉年金額は改定を行なわない特例措置 学生の国民年金保険料の納付特例の創設
平成13年4月	拠出制国民年金保険料は据え置く（月額13,300円） 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は改定を行なわない特例措置 福祉年金額は改定を行なわない特例措置
平成14年4月	拠出制国民年金保険料は据え置く（月額13,300円） 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は改定を行なわない特例措置 福祉年金額は改定を行なわない特例措置 地方分権の推進に伴う事務処理体制の変更 (機関委任事務から法定受託事務になり徴収関係や第3号被保険者届出等事務が変更)
平成15年4月	国民年金保険料の半額免除制度の創設 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き下げ（0.9%） 福祉年金額の引き下げ（0.9%）
平成16年4月	拠出制国民年金保険料は据え置く（月額13,300円） 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き下げ（1.2%） 福祉年金額の引き下げ（1.2%）
平成17年4月	拠出制国民年金保険料は据え置く（月額13,300円） 拠出制国民年金保険料（月額13,580円） 若年者納付猶予制度の創設 特別障害者給付金制度の創設 第3号被保険者届出済者の届出の特例
平成18年4月	旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き下げ（0.3%） 福祉年金額の引き下げ（0.3%）

特別障害者給付金額の引き下げ (0.3%)
障害基礎年金と老齢厚生・遺族厚生年金が併給可能に改正
拠出制国民年金保険料 (月額13,860円)
平成18年7月
国民年金保険料の多段階・継続免除制度の導入
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は据え置き
福祉年金額は据え置き
特別障害者給付金額の引き上げ (0.3%)
拠出制国民年金保険料 (月額14,100円)
平成19年4月
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は据え置き
福祉年金額は据え置き
拠出制国民年金保険料 (月額14,410円)
学生納付特例継続制度の創設
平成20年4月
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は据え置き
福祉年金額は据え置き
拠出制国民年金保険料 (月額14,410円)
国庫負担金の増による国民年金保険料免除制度の段階ごと年金額の引き上げ
(1/3~5/6から1/2~7/8)
平成21年4月
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は据え置き
福祉年金額は据え置き
特別障害者給付金額の引き上げ (1級 50,700円 2級 40,560円)
拠出制国民年金保険料 (月額14,660円)
国庫負担金の増による国民年金保険料免除制度の段階ごと年金額の引き上げ
(1/3~5/6から1/2~7/8)
平成22年4月
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は据え置き
福祉年金額は据え置き
特別障害者給付金額の引き下げ (1級 50,000円 2級 40,000円)
拠出制国民年金保険料 (月額15,100円)
平成23年4月
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き下げ (0.4%)
福祉年金額の引き下げ (0.4%)
特別障害者給付金額の引き下げ (1級 49,650円 2級 39,720円)
拠出制国民年金保険料 (月額15,020円)
平成24年4月
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き下げ (0.3%)
福祉年金額の引き下げ (0.3%)
特別障害者給付金額の引き下げ (1級 49,500円 2級 39,600円)
拠出制国民年金保険料 (月額14,980円)
10月
後納制度開始 (平成27年9月30日までの3年間時限立法)
平成25年4月
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は据え置き
福祉年金額は据え置き
特別障害者給付金額は据え置き
拠出制国民年金保険料 (月額15,040円)
10月
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き下げ (1.0%)
福祉年金額の引き下げ (1.0%)
平成26年4月
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き下げ (0.7%)
福祉年金額の引き下げ (0.7%)
特別障害者給付金額の引き上げ (1級 49,700円 2級 39,760円)
拠出制国民年金保険料 (月額15,250円)
平成27年4月
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ (0.9%)
福祉年金額の引き上げ (0.9%)
特別障害者給付金額の引き上げ (1級 51,050円 2級 40,840円)
拠出制国民年金保険料 (月額15,590円)
10月
5年後納制度の開始 (平成30年9月30日までの3年間時限立法)
平成28年4月
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は据え置き (端数処理変更あり)
福祉年金額は据え置き
特別障害者給付金額の引き上げ (1級 51,450円 2級 41,160円)
拠出制国民年金保険料 (月額16,260円)
7月
納付猶予制度の対象者拡大 (30歳未満→50歳未満)
平成29年4月
旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き下げ (0.1%)
福祉年金額の引き下げ (0.1%)

平成29年4月 特別障害者給付金額の引き下げ（1級 51,400円 2級 41,120円）
拠出制国民年金保険料（月額16,490円）
国民年金保険料の現金、クレジットカードでの2年前納開始
受給資格期間の短縮（25年→10年）

8月

平成30年4月 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は据え置き
特別障害者給付金額の引き上げ（1級 51,650円 2級 41,320円）
拠出制国民年金保険料（月額16,340円）

平成31年4月 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は引き上げ（0.1%）
特別障害者給付金額の引き上げ（1級 52,150円 2級 41,720円）
拠出制国民年金保険料（月額16,410円）
年金生活者支援給付金請求書受付開始（給付は10月分から）
産前産後期間の保険料免除制度の開始

令和2年4月 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は引き上げ（0.2%）
特別障害者給付金額の引き上げ（1級 52,450円 2級 41,960円）
拠出制国民年金保険料（月額16,540円）

— 基 础 年 金 —

1. 現存被保険者数及び異動状況

年 度	前年度末 現存被保 険者数	年 間 の 異 動 状 況						本年度末 現存被保 険者数	
		増 加			減 少				
		資格取得	転入	喪失取消	転出	資格喪失	取得取消		
21	91,160	17,700	2,769	152	2,768	18,818	193	△ 1,158 90,002	
22	90,002	16,177	2,767	192	2,616	17,954	212	△ 1,646 88,356	
23	88,356	16,823	2,559	276	2,685	18,634	346	△ 2,007 86,349	
24	86,349	17,369	2,584	238	2,617	18,639	262	△ 1,327 85,022	
25	85,022	18,491	2,695	436	2,678	19,851	469	△ 1,376 83,646	
26	83,646	17,208	2,591	148	2,652	19,130	270	△ 2,105 81,541	
27	81,541	17,436	2,591	229	2,619	19,417	329	△ 2,109 79,432	
28	79,432	17,153	2,346	148	2,573	19,832	245	△ 3,003 76,429	
29	76,429	18,059	2,318	150	2,529	19,933	267	△ 2,202 74,227	
30	74,227	20,520	2,658	186	3,228	21,324	295	△ 1,483 72,744	
元	72,744	20,999	2,433	178	2,964	21,711	276	△ 1,341 71,403	

2. 免除・学生納付特例・産前産後免除状況

年 度	強制加入被保 険者 (A) (人)	免 除 ・ 若 年 者 納 付 猶 予 ・ 学				
		保 險 料		免 除 者		
		法定 (人)	全額 (人)	3/4 (人)	半額 (人)	1/4 (人)
21	55,040	2,394	4,492	370	258	103
22	53,443	2,522	4,938	522	257	116
23	52,355	2,598	5,002	644	404	218
24	51,545	2,669	5,241	640	454	265
25	50,509	2,631	5,287	704	445	195
26	48,793	2,585	5,158	716	495	215
27	47,049	2,605	5,037	546	306	164
28	44,737	2,653	4,666	417	238	125
29	43,309	2,708	4,717	396	284	169
30	42,505	2,748	4,602	377	262	152
元	41,977	2,868	4,913	382	291	150

(単位：人)

被保険者の性別内訳											
第1号			任意			第3号			計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
28,225	26,815	55,040	242	480	722	259	33,981	34,240	28,726	61,276	90,002
27,464	25,979	53,443	241	479	720	291	33,902	34,193	27,996	60,360	88,356
26,713	25,642	52,355	221	477	698	253	33,043	33,296	27,187	59,162	86,349
26,430	25,115	51,545	210	400	610	277	32,590	32,867	26,917	58,105	85,022
25,934	24,575	50,509	201	381	582	268	32,287	32,555	26,403	57,243	83,646
25,034	23,759	48,793	172	357	529	259	31,960	32,219	25,465	56,076	81,541
24,260	22,789	47,049	171	324	495	267	31,621	31,888	24,698	54,734	79,432
23,255	21,482	44,737	162	310	472	240	30,980	31,220	23,657	52,772	76,429
22,395	20,914	43,309	142	287	429	235	30,254	30,489	22,772	50,735	73,507
22,144	20,361	42,505	154	306	460	249	29,530	29,779	22,547	50,197	72,744
21,888	20,089	41,977	148	326	474	271	28,681	28,952	22,307	49,096	71,403

生納付特例			産前産後 免除者 (E) (人)	免除率 $\frac{((B)+(C)+(D)+(E))}{(A)}\%$ (%)
合計(B) (人)	若年者納付 猶予者 (C) (人)	学生納付 特例者 (D) (人)		
7,617	725	4,309		23.0
8,355	828	4,473		25.6
8,866	865	4,477		27.1
9,269	1,039	4,620		29.0
9,262	1,076	4,628		29.6
9,169	1,017	4,652		30.4
8,658	1,008	4,692		30.5
8,099	1,259	4,734		31.5
8,274	1,419	4,773		33.4
8,141	1,467	4,910		34.2
8,604	1,560	4,896	31	36.0

※産前産後免除制度は、平成31年4月1日施行

3. 基礎年金及び死亡一時金給付状況

年 度	老齢年金		通算老齢年金		老齢基礎年金		障害基礎年金	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
21	4,601	2,195,706,000	2,765	592,636,600	60,594	41,466,789,100	3,991	3,480,069,800
22	4,076	1,956,242,100	2,500	540,596,900	63,207	43,358,199,800	4,063	3,544,216,700
23	3,606	1,732,250,000	2,272	492,254,500	66,484	45,573,289,900	4,136	3,613,376,000
24	3,130	1,507,993,000	2,027	439,965,600	70,634	48,432,223,100	4,259	3,700,104,200
25	2,668	1,290,994,300	1,810	394,417,800	74,487	51,155,998,800	4,324	3,744,975,900
26	2,253	1,079,288,600	1,606	346,446,200	78,318	53,096,400,000	4,364	3,711,632,500
27	1,898	922,040,000	1,396	304,022,600	81,241	55,718,962,649	4,461	3,828,612,175
28	1,548	758,473,716	1,182	262,432,398	83,499	57,390,586,544	4,644	3,979,674,447
29	1,259	619,814,144	994	221,017,558	86,634	59,033,325,320	4,822	4,133,331,209
30	1,023	504,488,340	840	186,352,985	88,199	60,167,976,618	5,018	4,297,707,859
元	843	418,652,618	687	154,768,709	89,513	61,225,157,388	5,212	4,460,890,697

※障害基礎年金欄には障害年金を、遺族基礎年金欄には母子年金・遺児年金を加えて掲載。

4. 基礎年金等事務費決算状況

年 度	年間平均	歳入額	歳出額			現要額 (D) (円)
	被保険者 (A) (人)	交付金 (B) (円)	人件費	物件費	計 (C) (円)	
21	55,415	61,725,510	60,809,278	9,747,317	70,556,595	70,556,595
22	54,286	59,519,134	60,173,833	9,644,462	69,818,295	69,818,295
23	52,862	64,955,065	51,863,676	16,593,747	68,412,874	68,412,874
24	51,687	67,495,988	49,553,425	22,342,342	71,895,767	71,895,767
25	50,604	58,699,215	50,004,722	11,324,966	61,329,688	61,329,688
26	49,207	64,659,277	54,085,323	13,260,551	67,345,874	67,345,874
27	47,549	60,370,499	54,244,165	11,355,416	65,599,581	65,599,581
28	45,605	54,632,795	42,540,619	12,008,698	54,549,317	54,549,317
29	43,403	58,028,687	44,592,228	13,518,842	58,111,070	58,111,070
30	42,072	60,529,826	41,291,042	20,411,727	61,702,769	61,702,769
元	41,406	57,212,753	41,430,425	15,757,111	57,187,536	57,187,536

遺族基礎年金		寡婦年金		計		死亡一時金	
件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
57	59,868,800	69	32,747,100	72,077	47,827,817,400	99	14,729,000
68	64,954,200	69	32,182,600	73,983	49,496,392,300	111	16,161,800
67	67,006,800	68	31,348,200	76,633	51,509,525,400	87	12,815,500
68	68,806,000	57	26,746,200	80,175	54,175,838,100	109	16,947,500
65	66,526,500	46	21,797,800	83,400	56,674,711,100	98	14,193,500
64	65,885,200	43	20,015,800	86,648	58,319,668,300	79	11,232,100
65	68,260,300	42	19,871,075	89,103	60,861,768,799	81	12,495,500
66	66,774,900	34	16,067,471	90,973	62,474,009,476	62	9,598,500
66	68,598,800	32	15,291,737	93,807	64,091,378,768	72	10,682,000
63	66,859,100	30	14,274,564	95,173	65,237,659,466	60	9,167,000
55	60,042,000	28	13,267,594	96,338	66,332,779,006	56	8,020,500

差引額 (D-B) (円)	被保険者1人当たり額			交付率 (%)
	交付額 (B) (A)	歳出 (D) (A)	(D) (A)	
	(円)	(円)	(円)	
8,831,085	1,114	1,273	1,273	87
10,299,161	1,096	1,286	1,286	85
3,457,809	1,229	1,294	1,294	95
4,399,779	1,306	1,391	1,391	94
2,630,473	1,160	1,212	1,212	96
2,686,597	1,314	1,369	1,369	96
5,229,082	1,270	1,380	1,380	92
-83,478	1,198	1,196	1,196	100
82,383	1,337	1,339	1,339	100
1,172,943	1,439	1,467	1,467	98
-25,217	1,382	1,381	1,381	100

一 福祉年金一

1. 老齢福祉年金支給状況

年 度	受給権者 総 数 (人)	年 金 (円)	全部支給		一部支給	
			件数 (件)	支給額 (円)	件数 (件)	支給額 (円)
21	26	10,550,800	10	4,058,000	9	2,046,400
22	13	5,275,400	7	2,840,600	2	458,900
23	6	2,425,200	3	1,212,600	2	458,400
24	3	1,208,700	1	402,900	1	314,400
25	3	1,196,400	1	398,800	0	0
26	2	791,800	0	0	0	0
27	2	799,400	0	0	0	0
28	1	399,300	0	0	0	0
29	1	399,300	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0
元	0	0	0	0	0	0

2. 福祉年金事務費決算状況

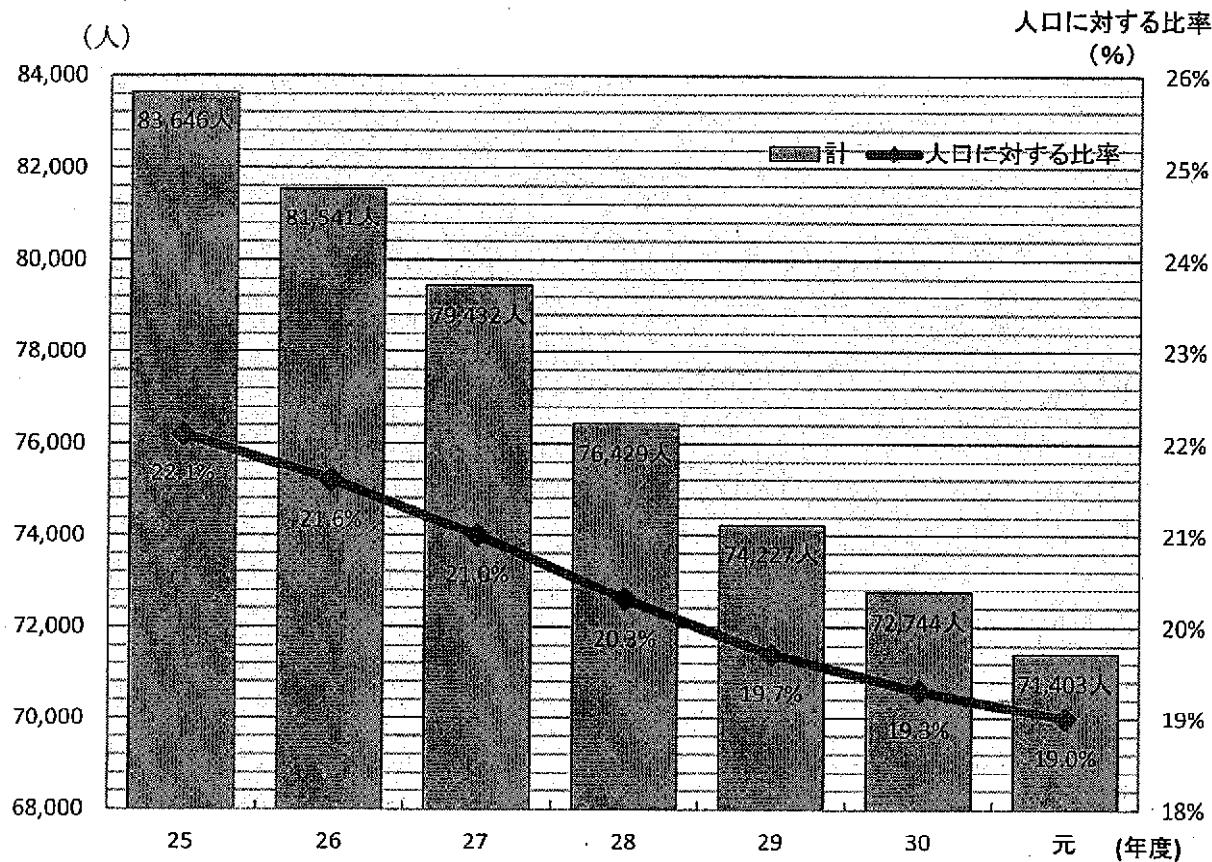
年 度	受給権者数 (12月末) (A) (人)	歳入額 交付金 (B) (円)	歳 出	
			人件費 (円)	物件費 (円)
21	37	1,887	177,270	4,154
22	22	1,122	173,139	4,079
23	11	561	68,533	4,264
24	6	306	78,460	4,202
25	4	204	82,527	3,690
26	2	116	128,744	3,951
27	2	116	132,001	4,092
28	1	59	82,854	2,719
29	1	59	83,856	1,922
30	1	59	35,927	1,658
元	0	0	0	0

全 部 支 給 停 止					支払い年金額 (円)	
本 人 公的年金 (人)	所得超過			その他の選択 (人)	計 (人)	
	本人 (人)	配偶者 (人)	扶養 (人)			
7	0	0	0	0	7	6,104,400
4	0	0	0	0	4	3,299,500
1	0	0	0	0	1	1,671,000
1	0	0	0	0	1	717,300
1	0	0	1	0	2	398,800
1	0	0	1	0	2	0
1	0	0	1	0	2	0
1	0	0	0	0	1	0
1	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0

額	差引市負担額		受給権者1人当たり額		額 (B) / (C) (%)
	計 (C) (円)	(C - B) (円)	歳入 (B) / (A) (円)	歳出 (C) / (A) (円)	
181,424	179,537	51	4,903	1	
177,218	176,096	51	8,055	1	
72,797	72,236	51	6,618	1	
82,662	82,356	51	13,777	1	
86,217	86,013	51	21,554	1	
132,695	132,579	58	66,348	0	
136,093	135,977	58	68,047	0	
85,573	85,514	59	85,573	0	
85,778	85,719	59	85,778	0	
37,585	37,526	59	37,585	0	
0	0	0	0	0	

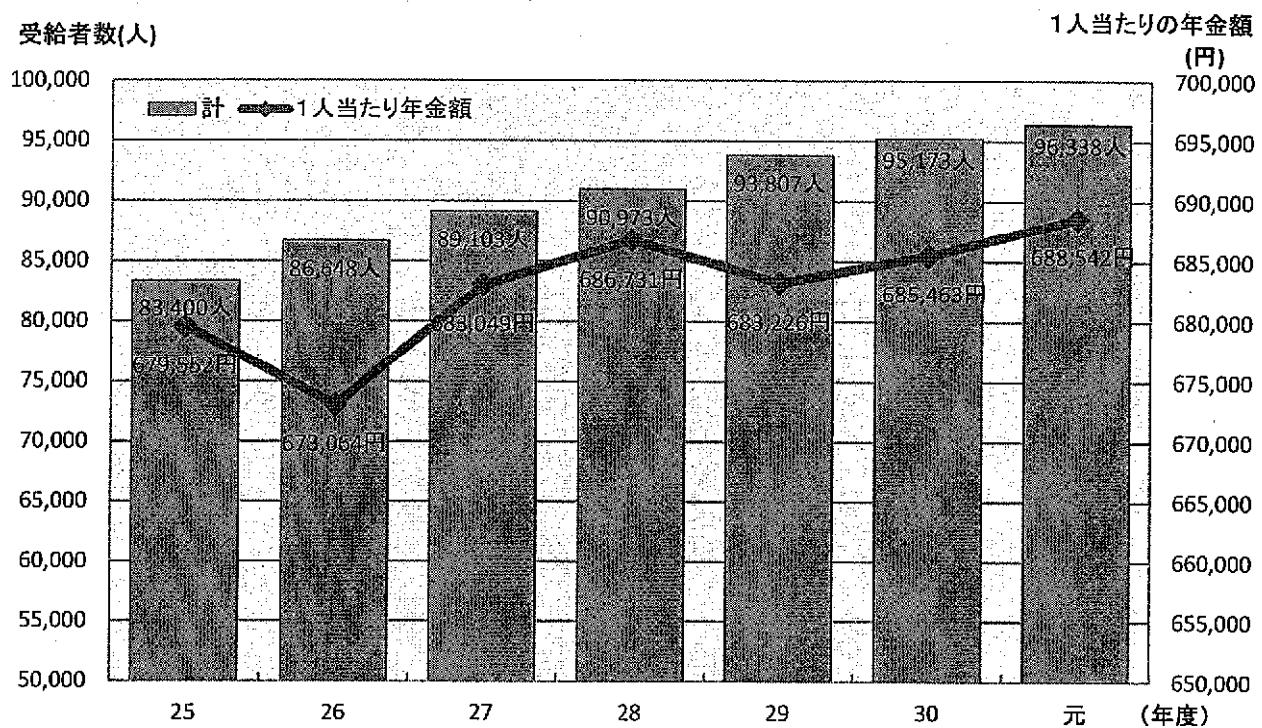
— 豊橋市の国民年金事業の推移 —

1. 被保険者



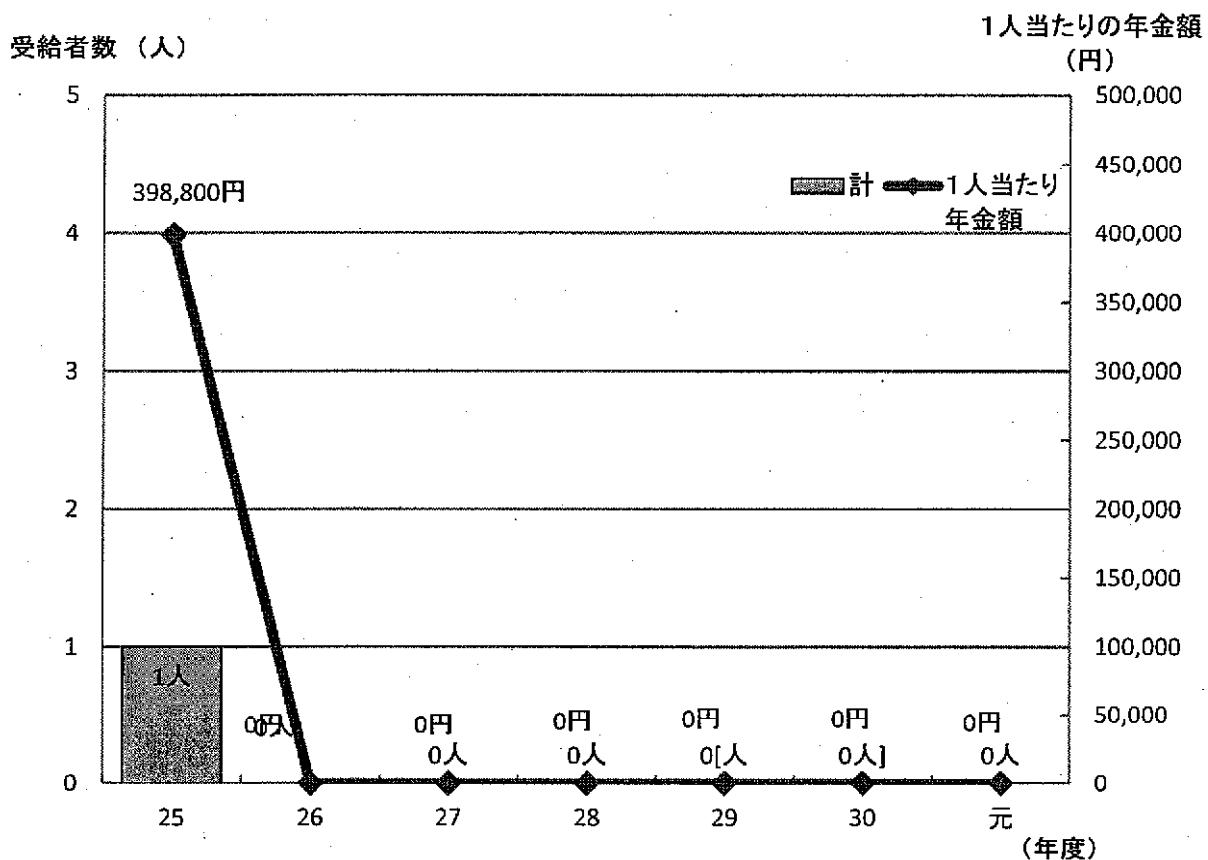
区分 年度	総人口 (行政課) 人	被保険者数				計 人	
		第1号		第3号 人	計 人		
		強制 人	任意 人				
25	378,905	50,509	582	32,555	83,646		
26	378,334	48,793	529	32,219	81,541		
27	377,964	47,049	495	31,888	79,432		
28	377,331	44,737	472	31,220	76,429		
29	376,797	43,309	429	30,489	74,227		
30	376,181	42,505	460	29,779	72,744		
元	376,141	41,977	474	28,952	71,403		

2. 拠出年金給付状況



区分	年度							
	25	26	27	28	29	30	元	元
受 給 者 数	老齢基礎	74,487	78,318	81,241	83,499	86,634	88,199	89,513
	老 齢	2,668	2,253	1,898	1,548	1,259	1,023	843
	通算老齢	1,810	1,606	1,396	1,182	994	840	687
	障害基礎	4,206	4,255	4,362	4,555	4,742	4,945	5,145
	障 害	118	109	99	89	80	73	67
	遺族基礎	65	64	65	66	66	63	55
数 額	母子・準母子	0	0	0	0	0	0	0
	遺児	0	0	0	0	0	0	0
	寡婦	46	43	42	34	32	30	28
	計	83,400	86,648	89,103	90,973	93,807	95,173	96,338
年金額(千円未満切捨)		千円						
1人当たり年金額		56,674,711	58,319,668	60,861,768	62,474,009	64,091,379	65,237,659	66,332,779
		円	円	円	円	円	円	円
		679,552	673,064	683,049	686,731	689,226	693,463	688,542

3. 福祉年金給付状況



区分 年度	受 給 者 数								年金額 千円未満 切捨	1人当たり 年金額		
	老齢福祉		障害福祉		母子福祉		計					
	受給権者数	受給権者数	受給権者数	受給権者数	受給権者数	受給権者数	受給権者数	受給権者数				
25	1人	3人	—	—	—	—	1人	3人	398	398,800円		
26	0人	2人	—	—	—	—	0人	2人	0	0		
27	0人	2人	—	—	—	—	0人	2人	0	0		
28	0人	1人	—	—	—	—	0人	1人	0	0		
29	0人	1人	—	—	—	—	0人	1人	0	0		
30	0人	0人	—	—	—	—	0人	0人	0	0		
元	0人	0人	—	—	—	—	0人	0人	0	0		

豊橋市民愛市憲章

わたくしたち豊橋市民は

1. 心をあわせ美しい町をつくりましょう。
1. よく働き豊かな町をつくりましょう。
1. 愛情をもちあたたかい町をつくりましょう。
1. きまりを守り明るい町をつくりましょう。
1. 教養をたかめ文化の町をつくりましょう。

國民健康保険 豊橋市の事業概要 國民年金

発行

編集 豊橋市福祉部国保年金課

発行 豊橋市

豊橋市今橋町1番地

電話(0532)51-2298・2290
